

平成30年

第6回飯館村議会定例会会議録

自 平成30年9月 4 日
至 平成30年9月 14 日

飯 館 村 議 会

平成30年第6回飯館村議会定例会会期日程

(会期11日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 4	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 5	水	休 会		議案調査
第3日	9. 6	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9. 7	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第5日	9. 8	土	休 日		
第6日	9. 9	日	休 日		
第7日	9. 10	月	決算審査 特別委員会	午前9時	平成29年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第8日	9. 11	火	決算審査 特別委員会	午前10時	平成29年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第9日	9. 12	水	決算審査 特別委員会	午前10時	平成29年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第10日	9. 13	木	休 会		議案調査
第11日	9. 14	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉会

○

○

平成30年9月4日

平成30年第6回飯館村議会定例会会議録（第1号）



平成30年第6回飯館村議会定例会会議録(第1号)						
招集年月日	平成30年9月4日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年9月4日 午前10時15分				
	閉議	平成30年9月4日 午前11時40分				
応(不応)及び 招議出議並 出議出議に 欠議欠議員 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 佐藤八郎		9番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田 榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	農業委員会会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会書記長	高橋正文	○
選挙管理委員会委員	高野京子					
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年9月4日(火) 午前10時15分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任
- 日程第 6 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第6回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時15分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件4件、決算認定6件、条例案件7件、計17件であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願並びに陳情はお手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託されました。

次に、議会運営委員会が8月29日に本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

今期定例会の一般質問の通告は7名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月14日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの11日間に決定をしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第65号から議案第81号までを一括上程し、村

長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成30年第6回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月定例会以降の村政の主な動きについてご報告をさせていただきます。

まず、帰還困難区域、いわゆる長泥地区であります。この特定復興再生拠点整備関係についてでございます。現在、居住促進ゾーン内の土地建物の買収について、3名の地権者と交渉を行いまして同意をいただきましたので、仮契約を締結いたしました。今定例議会に追加議案として提出をいたしますので、議員各位のご理解をお願いするものでございます。

また、除染による除去土壌等の再生利用を図るため、環境省が去る8月27日に、長泥地区環境再生事業運営協議会を設置したところでございます。本運営協議会は、村、長泥地区住民代表及び同地区周辺の行政区の役員代表、村内農業有識者、そして学識経験者など13人の委員で構成されております。本運営協議会は、再生資材化した除去土壌の検証と事業を実施する上で課題となるさまざまな事項などについて、村、地元住民、専門家などから意見を聞きまして、本事業が安全かつ安心にできる事業とするために設置されたものでございます。村としてもこの事業が長泥地区の復興再生に大きく寄与できるよう、また1人でも多くの地区住民が帰還できて以前のように活気ある地域づくりが可能となるよう、地元住民、国・県と緊密に連絡をとって取り組んでまいりたいと思っております。

次に、仮設・借上げ住宅の家賃支援事業の終期についてでございます。本県については、去る8月27日、県において帰還困難区域の家賃支援を平成32年3月末をもって終了することが公表されました。また、帰還困難区域以外については、今年の3月に県から平成31年3月末をもって終了する旨の説明がありましたので、仮設・借上げ住宅に入居している村民の皆さんに対し個別説明及び自治会などを通じて周知を図ってきたところでございます。今回改めて県より家賃支援についての終期の公表がありましたので、入居者に対し丁寧に説明をし、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。なお、事情によってどうしても退居できない村民に対しては、現在村内に県から仮設住宅の払い下げを受けまして、国から全額補助を受けて災害公営住宅20戸を建設する計画を持っております。なお、完成は来年の5月か6月ごろですので、特別な事情の村民についてはこの災害公営住宅に入居できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、移住・定住・交流事業の取り組み状況でございます。去る6月1日より移住・定住・交流推進対策室をビレッジハウス内に設置し、現在3名の職員と1名の村づくりアドバイザーが事業の推進に当たっております。今まで取り組んできた主なものとしては、移住・定住支援事業補助金交付要綱の策定、空き家・空き地バンク事業計画の策定、移住・定住・交流事業のパンフレットの作成などです。いずれも初めての事業であり、試行錯誤の中で取り組んでおりますが、既に移住を決定し村に住んでいる事例も出てきておりますので、引き続き村のよさを訴えながら、1人でも多くの皆さん方の移住・定住につながるよう、全庁的に取り組んでまいりたいと思っております。

それでは次に、各課の報告を申し上げさせていただきます。

総務課関係です。

7月28日に、避難指示解除後2回目となる、はやま湖花火大会を開催しました。台風の影響で天気が心配されましたが、ほぼ晴天の中、約1,000発の花火が打ち上げられ、訪れた約500の方が、はやま湖の水面に映り込む花火と迫力ある打ち上げ音を楽しんだところでございます。

8月5日、福島県消防操法相馬地方大会が相馬市で開催されて、村も代表として出たわけではありますが、日ごろの練習の成果を堂々と披露しました。惜しくも入賞とはなりませんでした。村消防団としてさらなる火災防御態勢の強化と消防技術の向上を目指す決意を示す大会となったところでございます。

それから、8月30日に、ラオスのセンドゥアン・ラチャンタブーン教育スポーツ大臣のほか7人が、2020年に行われますパラリンピックの事前合宿候補地の視察に村を訪れたところでございます。一行は、村のスポーツ施設や宿泊体験館「きこり」などを視察した後、大臣からは「すばらしい施設環境であり、ぜひ飯館村に選手団を派遣したい」と非常に前向きな発言をいただき、帰国の途についたところでございます。今後派遣についての詳細は、双方で調整をしてみたいと思っております。

次に、住民課関係でございます。

初めに、村内の防犯強化のため、7月30日に防犯指導隊委嘱状交付を行い、8月より21名の隊員が本格的に村内の防犯巡回パトロールを実施しているところでございます。

次に、引っ越し費用としてスタートした「おかえりなさい補助金」でございますが、8月末をもって現在330件の申請となっているところでございます。

また、帰村に向けた浄化槽設置整備事業ですが、平成30年度予定した40基のうち、7月末で35件の申請が完了し、うち新築家屋が31件でございます。

次に、税関係です。

税の課税状況でございますが、7月末現在で村民税が214人、固定資産税が69件、軽自動車税が3,182台、国民健康保険税が45件となっているところでございます。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料については、昨年10月1日より上位所得層が課税となっているところでございます。

また、固定資産税に係る新築家屋や増築家屋については、平成30年度も家屋評価を実施いたしました。7月31日現在で12件の家屋評価を実施しているところでございます。

それから、松川にいわゆる避難者対応の事務所を構えておりますが、その件についてあります。村民の帰還状況ですが、8月1日現在の村への帰還者は366世帯で766人、震災後の転入者は65人です。これに未避難者といいたてホームの入所者を合わせますと、村内の居住ということでは446世帯で875人ということになります。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が500人ぐらいから随分減りまして、282人。県内のほうは、福島市に3,004人、川俣町に384人、南相馬市に378人、伊達市の360人、相馬市に235人など、合わせて4,594人でございます。

次に、健康福祉課関係です。

集団総合健診結果説明をやったわけではありますが、延べ46人の参加者がありました。

また、今回の健診を受診されなかった方には、健診の奨励をし、さらに受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

それから、いいたてクリニックであります。再開から2年が経過をいたしました。利用者もだんだんとふえて、1日当たりの利用者は現在約8名となっております。診療日数等については、利用者の状況を見ながら、随時対応してまいりたいと思っております。

また、帰村した方を対象とするお茶会の充実を図るため開設してきましたサポートセンター事業でございますが、1年がたって利用者登録数は110人を超え、さまざまな健康メニューなどで連日盛況に運営をしていただいているところであります。

また、災害当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金については、現在415件の申請で、うち406件が受給済みであります。

7月25日、100歳到達者の伊丹沢の佐藤菊美さんに、福島県知事より100歳の賀寿が贈呈されました。村からは、お祝い金と記念樹を贈ったところでございます。なお、佐藤さんは村で21人目の100歳到達者となります。

次に、5月からスタートした、帰村をし村外のデイサービスを利用する方を施設まで送り迎えをするという村外在宅サービス等の送迎事業であります。現在月に約70人が利用をしているところでございます。7月からは村内に帰還された村民の安否確認と生活の見守りと健康の支援を行うための事業として、安否確認見守り健康支援事業、これもスタートさせています。

いわゆる戻ってきた人たちの対応を村なりに最大限努力をしているということでございます。

要望が多かった村内循環バスの運行は、9月3日からコミュニティバス1台を4コースで月から金まで毎日運行するよう、きのう出発式をしたところでございます。

復興対策課関係でございます。

今年の3月末で3軒でありました和牛の繁殖農家が、7月末までに繁殖肥育一貫経営1軒を含んで7軒になり、村内で飼育されている和牛も約140頭まで増加をしております。

また、昨年度から村内での生産が始まったカスミソウは、1地区1件を加えて2地区5件の花卉農家により6月から本年分の出荷が始まり、花卉市場では高値で取引されているようでございます。

また、官民合同チームによる販路マッチングにより、7月には村内産のブルーベリーやイチゴが東京都内のイタリアンのジェラート店へ直接出荷されて、同店でジェラートに加工されて販売に至っているところであります。

野菜などについても、品目に応じて県の緊急時モニタリング検査、または村の自主検査のいずれかを受けることになっており、7月末までに、キュウリ、ナス、馬鈴薯など48品目、110点の検査を実施しております。なお、特に生きがい農業等により村内で初めて生産した自家消費用の野菜についても、いちばん館や各行政区に設置した非破壊式検査機による検査を受けるよう、各農家を指導しているところでございます。

農地を守る取り組みではありますが、村内19地区に農業復興組合に加え、飯舘村振興公社

が福島県営農再開支援事業を活用した農用地保全活動に参画しており、現在各行政区からの要請に基づき、主にヨシ、ススキ等の大型雑草の刈り払いを実施しているところでございます。また、今年度から大型雑草に限定した除草剤対策を多面的機能支払交付金事業により実施しております、伊丹沢、前田地区の保全会による活動が先行して進んでいるところであります。

次に、生きがい農業の取り組みですが、昨年度160件の実績がある農による生きがい再生支援事業について、本年度7月末までに106件の申請があり、引き続き家庭菜園等に必要な管理機やパイプハウスなどの導入を進めているところでございます。

なりわい農業のほうの取り組みですが、県の原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる私たちが4分の3補助事業と言っているものでございますが、これは昨年度末までに39件が事業を活用しておりますが、今年度は7月末までに4件が事業採択されて、現在15件について追加申請を行っております。また、このほか約10件の方から相談を受けているところでございます。

次に、新たな農業の取り組みですが、被災地域農業復興総合支援事業により、現在、深谷、松塚、上飯樋の3カ所で園芸用ハウスや牛舎等の整備を進めている一方、JAが運営主体となることを想定したライスセンター及びラック式倉庫の基本設計、造成用地の測量設計等の準備も進めているところでございます。

次に、林業関係ですが、事業期間3年間の最終年度として、6月から、あいの沢周辺で国による里山再生モデル事業が進められており、今後村による森林多面的機能発揮交付金事業の取り組みも進めていくことになっております。

鳥獣被害対策であります、4月に鳥獣被害対策実施隊を設立し、7月までにイノシシ83頭を駆除しました。また、村内で農業にかかわる方の圃場については、ご希望に応じて順次、電気牧柵や猿対策用フェンスの導入を進めているところでございます。

次に、商工労政関係でございます。

東電の補助による飲料水安全確保対策事業の井戸掘削事業であります。今年の4月よりこれまで20件の補助申請があり、順次事業を進めております。また、県のふくしまの恵みPR支援事業を活用して、7月28日、29日に東京都目黒区での目黒リバーサイドフェスティバルで村の特産品の販売を行ってきたところでございます。

次に、「きこり」の宿泊状況ですが、国から村民以外の宿泊利用を認めてもらいまして、昨年7月から今年7月までの宿泊者数は2,808人、村内はもちろん村外から多くの皆様にご利用いただいております。入浴施設は、平成28年3月末から今年7月末までに1万1,398人が利用し、村民の憩いの場、交流の場となっているところであります。今後も「きこり」をPRをして、交流人口の拡大を図っていきたく思っております。

道の駅「までい館」の状況ですが、昨年8月12日にオープンして以来、7月末までのレジ客数はまでい館が9万2,755人、セブンイレブンが26万5,098人となっております。また、8月11日には、道の駅「までい館」を会場にして、飯舘村にぎわい夏祭りを開催し、村内外から約1,000の方が来ていただいて楽しんでいただいたようであります。今後も、道の駅「までい館」を復興拠点施設として、地域のシンボルとなるよう活性化を図ってまい

りたいと思っております。

次に、建設課関係であります。

帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装であります。申請649件のうち60件ほど取り下げがありましたが、平成29年度末までに454件が完了し、今年度46件が完了し、今のところ進捗率は85%ということで、残り89件について随時工事を進めていきたいと思っております。今年度中に終わる予定でございます。

次に、長泥、蕨平、比叢、前田・八和木の4行政区の飲料水安全確保対策交付金事業、いわゆるこの4つのところは東京電力の事業ではなくて国の事業に該当を無理矢理させていただいたということで、お願いしてさせていただいたということで、要望件数が107件であります。取り下げが26件あって、現在まで完了が66件、今年度完了が3件、発注予定が1件ということで、帰還困難区域の長泥地区11件を除いて、今年度完了する見込みでありまして、現在の進捗率は85%ということでございます。

次に、環境省で実施しております被災家屋解体は、全体で1,359件の申請がありまして、現在平成29年度までに1,014件が完了をしているところであります。今年度351件の工事は、5月中旬より三者立ち会いを始め、約30件が完了している状況です。これも進捗率は約77%ということでございます。帰還困難区域長泥地区以内の家屋解体申請は、6月11日から7月31日までの間受け付けしていただきまして、申請件数は約59件でありまして、現在書類の内容を確認しているところでございます。長泥以外の地域は、8月1日から8月31日の間、個別相談窓口を開設して、相談者89件が上がっているところでございます。

次に、村営住宅関係であります。大谷地団地集会所建設を7月末をもって完了し、条例改正後、地元へ引き渡し予定になっております。深谷復興住宅15戸は10月中旬完了の予定で、今月末から入居募集を始め、12月には入居できるよう進めてまいりたいと思っております。桶地内住宅については、住宅用地の造成が完了し、住宅建設に先立ち、去る7月9日安全祈願祭を行いました。来年の4月から入居ができるように、現在建設工事を進めているところでございます。

村内の住宅の入居状況ですが、入居可能戸数68戸に対し60戸が入居、申し込み手続中で、現在8戸の住宅があいている状況となっております。なお、8戸については随時受け付けを行っているところであります。

次に、営農再開支援水利施設等保全事業による草刈り及び土砂上げは、現在、関根・松塚、前田、伊丹沢、飯樋町、前田・八和木、上飯樋、深谷で実施中。基盤整備促進事業による水路暗渠排水事業については、二枚橋、関根・松塚、深谷を実施予定となっております。また、伊丹沢、前田、飯樋町、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋は、今年度測量設計を実施し、来年度以降工事を進めていきたいと思っております。

次に、教育課関係であります。

学校施設の改修については、7月31日をもって計画どおり竣工し、8月12日のスポーツ公園グラウンドオープンにあわせ、多くの方々に完成した施設をごらんいただいたところであります。着工から1年と3カ月余りがかかりましたが、大きな事故などもなく無事竣工を迎えることができました。関係者の皆様に改めて御礼を申し上げる次第であります。

次に、夏休み中の動きであります。7月26日と8月8日の2日間、村の教職員を対象とした研修会を開催しました。研修会では、アドバイザーの佐川さんや新宿調理師専門学校の上神田さんなどを講師に招き、教育現場以外にも視野を広げる観点からご講演をいただいたところでもあります。

次に、中学校であります。学力の定着と苦手教科の克服、希望進路の実現を応援するために、これまで夏の学習会というものを開催してきました。昨年度に引き続き、花まる学習会の先生を中心に、中学校の先生方に協力をいただき実施をしたところでございます。5年目を迎えます上智大との交流事業も、14名の上智大の学生が学習会支援にかかわって個別指導などをやっていただきました。

次に、PTA主催による「いいたてっ子夏祭り」が、8月19日、中学校で開催されました。幼・小・中の保護者らが一堂に交流できるイベントとして開催され、流しそうめんを初めとする各種催しで、子供たちと保護者が一緒に楽しむ姿が見られたところでございます。

次に、生涯学習課関係であります。

6月30日、交流センターで映画会を開催いたしました。「この世界の片隅に」、今話題になっている映画であります。100名ほどの方が見に来ていただいて、日常生活の大切さと戦争の悲惨さを感じていただけたと思っております。

次に、7月21日から24日には、沖縄の旅を小学校6年生対象に27名が参加をし、戦争の悲惨さ、命や自然環境の大切さを学んだ体験をしてきたところがございます。

また、7月22日から7月29日は、未来への翼北欧研修を実施しました。今年度から参加者の枠を広くし、昨年度までの中学生に加え、村議会議員や村民、スタッフの村職員も含めて23人が参加したところでもあります。主な目的としては、世界の中でも幸福度が上位であるスウェーデンやフィンランドの幼児教育及び高齢者福祉の取り組みを視察し、今後の新たな村づくりに生かしたいとの思いから企画したところがございます。中学生はホームステイを体験して、一回り大きくなって帰ってきたのではないかと考えているところでもあります。

次に、8月12日には、平成28年度整備を進めてまいりました、いいたてスポーツ公園のオープンセレモニーを開催しました。村内外から800人を超える参加がありまして、ゲストの増田明美さんにいろいろな事業をしていただきまして、オープニングランなども行い、いろいろ走るコツなどを教わったりしましたし、サッカー場のほうでは宝拾いなどをして、新しい施設を使いながら楽しんでいただいたところでもあります。このほか施設の使い初めとして、野球場では地元チームとプロ野球OB・国会議員チームとの交流試合、サッカー場では地元チームと東電選抜チーム、鹿島市チームの交流会が行われました。村としてはこの施設を、子供たちの体力増進はもとより、交流人口の増加や移住・定住の魅力づくりとして活用していきたいと考えているところがございます。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第65号は平成30年度飯館村一般会計補正予算（第4号）であります。

これまでの予算に29億4,616万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を160

億3,959万7,000円といたしたところでございます。

歳出の主な内容であります。総務費の総務管理費に13億6,354万3,000円、それから民生費の社会福祉費に1,012万4,000円、衛生費の保健衛生費に579万9,000円、それから清掃費に363万9,000円であります。農林水産業費のほうでは、農業費に14億8,071万5,000円、林業費に4,175万5,000円になります。商工費に245万8,000円、それから土木費のほうの道路橋梁費に459万9,000円、住宅費に2,822万7,000円、消防費に497万円などを計上させていただきます。

歳入では、地方交付税、国、県支出金、繰入金、諸収入などを充てているところでございます。

議案第66号は平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。これまでの予算に32万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を12億8,683万4,000円としたところでございます。

議案第67号は平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。既定予算に9,259万7,000円を増額いたしまして、総額を11億4,136万6,000円としたところでございます。

議案第68号は平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。これは、これまでの予算に3,929万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3,206万3,000円といたしました。

議案第69号から議案第74号までは平成29年度飯館村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

一般会計の決算額は、歳入総額が202億1,875万3,000円。それに対して、支出のほうは177億1,971万円でございます。差し引き24億9,904万3,000円の黒字決算であります。そのうち繰越明許費と事故繰越額の財源とすべき18億1,507万7,000円を差し引いた実質収支は6億8,396万6,000円でございます。なお、この中から財政調整基金に4億円を積み立てているところでございます。

議案第75号は北風と太陽基金条例であります。これは、新しい村づくりに資するため、再生可能エネルギー事業に係る配当金等の収入を財源として、新たに基金を造成するものでございます。

議案第76号は飯館村使用料条例の一部を改正する条例です。この条例は、老人いこいの家「やすらぎ」の廃止、いいたてスポーツ公園付属施設の追加に伴い、使用料の改定を行うものであります。

議案第77号は飯館村営住宅条例の一部を改正する条例であります。この改正は、公営賃貸住宅深谷住宅団地、それから深谷集会所、草野集会所の新設に伴い、同施設を別表に追加するものでございます。

議案第78号は飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。この改正は、公営賃貸住宅深谷住宅団地の新設に伴い、入居者の資格要件及び家賃などを定めるものでございます。

議案第79号は公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例でありま

す。この改正は、職員を派遣できる団体に2件追加するほか、法人区分名を整理するもの
でございます。

議案第80号は飯館村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正
する条例であります。この改正は、指定管理者が提出する事業報告書が株主総会等を経て
確定するなど一定の日数が必要ということとなりますので、提出期限を5月末日に改正す
るものでございます。

議案第81号は飯館村老人福祉施設設置条例を廃止する条例です。これは、前にも話しま
したように、老人いこいの家「やすらぎ」の老朽化による解体予定に伴い設置条例を廃止
するものであります。

以上説明いたしました。今回提出しました議案の概要であります。それでは、よろし
くご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていた
だきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長からの提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時56分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。
お諮りします。

議案第69号平成29年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成29年
度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成29年度飯館村
簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成29年度飯館村農業集落
排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号平成29年度飯館村介護保険特別
会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定について、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定
によって7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ
とにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第74号までの6議案については、7人の委員で構成する決
算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上7人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎日程第6、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第6、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

これで、日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時40分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月4日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

渡邊計

同 会議録署名議員

佐藤八郎

同 会議録署名議員

相良弘



平成29年9月6日

平成30年第6回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成30年第6回飯館村議会定例会会議録(第2号)						
招集年月日	平成30年9月6日(木曜日)					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年9月6日 午前10時00分				
	閉議	平成30年9月6日 午後 4時21分				
応(不応)及び 招議員並 出席員 欠席員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 局長	石井秀徳	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	高野京子					
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年9月6日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

9 月 4 日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤一郎委員、副委員長に高橋和幸委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9 月 4 日・総務文教常任委員会が陳情第 4 号、請願第 2 号から第 4 号の審査等のため、同日産業厚生常任委員会が所管事務調査取りまとめ等のため、委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、1 番 佐藤健太君、2 番 長正利一君、3 番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第 2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3 番 佐藤一郎君。

3 番(佐藤一郎君) おはようございます。今回の一般質問は 3 点についてご質問いたします。

質問に入る前に、けさ方起きました北海道の大地震、強い地震がありまして被災された方々、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

また、さきの平成 30 年の未来の翼北欧研修に議会から 3 名参加させていただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。スウェーデン、フィンランド研修ということで 8 日間、北欧研修を中学校の生徒さんたちと一緒に研修してまいりました。世界の幸福度の調査では毎年上位を独占する北欧諸国ですが、最先端、また自然と共存した幼児教育、そして介護福祉の現場を研修させていただきました。大変刺激を受けて帰ってきたところであります。研修自体は全体的にまとまった、いい研修になっていたと思います。

研修先のスウェーデン、フィンランドの国は税金が高い分、教育費も医療も介護も福祉も全部無料でした。国の仕組みも制度も違うところがあり、事前研修等で勉強はしていったものの、その違いに刺激を受けてまいりました。また、今回の研修は私たち大人が生徒の中に入ったことにより高度な研修になっていたかと思うところがありますが、生徒なりにしっかりと受けとめていると事後研修の中で痛感させられたところであります。

生徒たちにはホームステイが好評でありました。ふだんの北欧の暮らしを体感するのに

はずばらしいプログラムだと思います。来年度は、このホームステイの日数をふやすべきだと思ってまいりました。この時期の北欧はバカンスの時期なので、さらにこういう研修を考えていくのには研修時期も考慮する必要があるのだと感じた次第であります。

いずれにしましても、すばらしい北欧研修をさせていただいたことに改めて感謝を申し上げます。

今、事後研修等でまとめをしているさなかでありますので、我々議員3人といたしましても、まとまり次第報告をさせていただきますが、研修で感じたことを含めご質問いたします。

1点目の質問は、北欧研修を通して会話のできない不便さを感じ、英語の大切さを痛感して帰ってまいりました。また、恥ずかしながら疲れもあって、帰ってきてから風邪で1週間ほど体調を崩し寝込んでしまいました。既に村の学校では英語に力を入れていると思いますが、小中学校の取り組み状況を伺います。

2点目には、中学校で2年後のオリンピック・パラリンピックに取り組んでいることを聞きましたが、中学校の取り組み状況についてと、また村全体の取り組みについて伺います。

3点目は、観光拠点のあり方、つくり方についてであります。村の道の駅ですが、花にこだわってつくったのはいいとは思いますが、北欧研修を通じて改めて花の種類の多さとまたその規模感に刺激を受けて帰ってきました。花にこだわるのであればもっと徹底的に花にこだわるべきだし、道の駅だけに任せるのではなく、もっと村挙げて進めるべきだし、さらに道の駅に物を出す仕組みをつくるべきだと感じて帰ってまいりました。その取り組み状況について伺います。

以上、3点の質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中学校の英語教育は教育長のほうからお答えさせていただいて、2番と3番についてお答えをさせていただきます。

まず、オリンピック・パラリンピックの件でございます。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けては、復興五輪とも呼ばれるこの大会を復興の一大契機と捉え、復興を進めるための取り組みを進めているところであります。人によってはオリンピックよりも福島の復興が先ではないかと、そういうこともあります。飯舘村としてはそれはそれで復興のためにしっかりやってもらわなければなりませんけれども、オリンピックが日本にきたわけでありますから、それを大いに活用して復興を進めていくという考え方のほうがいいのではないかと、いうふうと考えているところであります。

ということで、国のホストタウン構想に参画すべく相手国を、これまで飯舘村が交流のあったラオス国に定めさせていただいて、平成29年度には国などを通じて大使館への働きかけを行ってきたところであります。また、村民初め職員をラオス国に派遣したり、ラオス教育スポーツ大臣訪日の際は村でも上京し、ホストタウン誘致を訴えたりとさまざまな働きかけをしてきたところでございます。

一方、ご質問にある中学校の取り組みでございますが、こちらも平成29年度より総合的

な学習の時間を使いまして外部講師を招いてラオス国について学んだり、ラオス国のために自分たちができることを考えたり、さらには現地パラリンピックの選手にインターネットを使ってインタビューをしたりなど、ホストタウン誘致、オリンピック・パラリンピック成功に向けて意欲的な学習活動を行っていただいているところでございます。これらの活動は大会開催日には村のホストタウン計画の大きな力となっただけのことと期待をしているところであります。

去る8月29日・30日、この前であります、ラオス国のセンドウアン教育スポーツ大臣ら7名が飯舘村を訪れ、ホストタウン候補地としての村の現状や施設の視察を行ったところであります。この文科省の訪問は、今「ありがとうホストタウン」ということで福島・宮城・岩手3県があるわけではありますが、飯舘村に現地の大臣が来たというのが3県で初めてと、こういうことであります。村の環境やスポーツ施設の整備状況に好感触を持っていただきまして、ぜひ選手団を派遣したいというようなお話も伺って帰られたというふうに思っております。

今後、受け入れの人数とか期間など、さらに詳しいことは詰めてまいります、その際には議会の皆様もご相談させていただき、復興を盛り上げるためにも特段のご配慮をお願いしたいと思っております。

なお、これまでのところの、今お話したような事業は全て文科省の予算で進めさせていただいているということでございます。

次に、観光拠点づくりというご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

花をテーマにして昨年8月にオープンした道の駅までい館であります、ホールの天井から生花を下げまして明るく華やかな施設となり、来訪者の方々にほかとは違った大変ユニークな道の駅だねということで好評を得るところでございます。また、道の駅までい館の南側の農地約10ヘクタールには村のほうで10年間お借りをしてヒマワリが植えられており、訪れる人の目を楽しませている、あるいはあそこを通る多くの車の人たちに間違いなく少しずつ飯舘村も復興してるんだなという印象を与えているのではないかなと、そんなように思っております。

ご存じのとおり、震災前の村は村民有志による花の里親事業で街路灯に花を飾ったり、あるいは子ども育成会連絡協議会によって各地区の子ども育成会が花いっぱい運動を進めたり、そういうことで村民が主役になって花による村づくりを進めてきたところでございますが、残念ながら震災以降は避難によってそれらの事業が今ところ継続することができない、そんなような状況であります。

そういうなか、現在、村民有志がグループをつくり、自宅の庭に花や草木を植えつけ、いわゆるオープンガーデンを開設して村内外の人たちに見ていただくとか、受け入れというような動きも出てきているところでございます。

また、道の駅までい館の隣の花き栽培ハウスを活用して、までい館の経営を提携しております三重県の株式会社赤塚植物園が独自に育種開発したタイタンビカスという大きな花が、あちこちに咲いてるわけですが、その品種の中でさらに育種をいたしまして、「いいたてオリンピア」という村独自の花を2020年の東京オリンピックに向けて少しでも販売

を目指し、飯舘村の状況を知っていただく、そんなことにも取り組んでいるところでございます。

そのほか、村としても皆さん方の憩いの場所である村民の森あいの沢に、来年度あたりアジサイの植えつけを計画をしていきたいなど、このようにも考えてるところであります。

なお、今後、村の全世帯に同じ種類の草木、いわゆる花が咲く木などを植栽したりしながら村民の心のいやしと、村を訪れる方への村のイメージアップなども検討してまいりたいと、このように考えてるところであります。

なお、交流人口の増加を目指すために花をテーマとしながら道の駅までい館を観光拠点としても進めてまいる考えでございます。

以上で、お答えにさせていただきます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、1点目の小中学校の英語教育の取り組みについてお答えをいたします。

今、社会のグローバル化や国際社会への対応、2020年東京オリンピックの開催など、佐藤議員のご質問のように英語教育の充実が求められております。このため、小中学校の英語のカリキュラムは大きく見直されているところであります。

まず、本村の小学校における英語教育ですが、本年度から3年生・4年生が年間15時間、5年生・6年生が年間50時間にふやした時間割で授業を行っております。これは昨年度まで小学校における英語は外国語活動として5・6年生を対象に年間35時間行うとされていましたが、平成20年度から3年生・4年生が年間35時間、5年生・6年生が年間70時間にふやすことが決まっているため、先取りして実施しているものであります。

次に、中学校では全学年通して年間140時間を英語科に当てることとされていますが、本村では土曜授業10日間で追加される40時間のうち15時間を英語に当てておりますので、年間155時間の授業数となっております。

新しくなった英語科の観点は外国語を使ってコミュニケーションをとることを主眼としており、英会話を長く続けられることが求められております。そのため、村ではALT、英語の補助教諭ではありますが、1名を常駐させ、日常的に英語に触れることができるようにしております。具体的には、このALTの活用法としては小中学校全ての英語の時間にALTを張りつけるとともに英語科のない小学校1年生・2年生についても体育や総合の時間などでALTに参加していただき、英語に触れる機会をふやしております。

このほか、中学生については、英検の受験料を年3回村が全額補助をし、個々の目標に合わせた英語の学力向上に努めているところでございます。以上であります。

3番（佐藤一郎君） まず、2点目の再質問をさせていただきます。

村全体の2年後のオリンピック向けの答弁をいただきました。私は、2年後に向けて村挙げて村民と一緒に、どう進めていくかが大切だと思っておりますが、もう一度その辺の村を巻き込んでの進め方について、村の方針について再度伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 先ほどお話しましたように、福島復興が先だという話はいろいろ言う方がいっぱいありますが、それはそれとして進めながら、せっかくやはり50年ぶりぐらいに東京にオリンピックが来るわけでありますから、それをどういうふうに村の復興なりに活

用していくかということで、今佐藤議員のほうから、もうちょっとやっぱり村内広く広めていくという形にしたほうがいいだろうという大変前向きなご質問をいただきました。全くそのとおりだと、こんなふうに思っております。

今のところは、いわゆる花をできるだけ会場に飾れないのか、あるいは子供たちがパラリンピックを活用して視野に広めたり、あるいはまたそのオリンピックの存在というものを知っていただくということではありますが、もっと多くの村民にということになりますと、今実は「いいたてオリンピア」というのを村内に広めようという、そういう事業も間もなくスタートするということでもあります。

それから、一番先にソフトと野球が福島からスタートすると、こういうことでもありますから、できるだけそういうものに関係者なり、あるいは関係者以外の方も行っていただくような形で村のほうで何かサポートができることがあればやっていきたいと、こんなふうにも考えてます。

今、一方で聖火リレーを通れないかというのがありますが、もちろん飯舘村も通っていただければというふうには思いますが、多分今双葉地方が必死になってやっているとしますので、そこを横取りして飯舘村というわけにはいきませんので、その通過点として飯舘村を通っていただければ、それはそれでこちらのほうでぜひお願いしたいと、こんなふうには言っていきたいと思えます。

いずれにしても、せっかくですから飯舘村の復興なり新しい村づくりに大いに役立てるよう、また皆さん方から提案などいただければと、一つ一つ検討していければと、このように思っているところであります。

3番（佐藤一郎君） 続きまして、3点目の再質問をいたします。

よく村の道の駅には何もないとか、売っているものが少ないとか、村でつくっているものが少ないとか、よく耳にします。私は、帰村したばかりだから仕方ないと思っています。むしろこつこつと地道に計画的につくり上げないと、いつまでもやっぱりにぎわいは出せないのかなというふうに思っております。

そうは言っても、すぐにはどうにもならないわけですから、今、村の文化祭に向けて私の妻も大倉婦人会から出すものをつくっておりますが、例えばですが、文化祭に出す各行政区の出し物については、文化祭は2日で終わりますので、それを展示しただけではもったいないのかなというふうに思います。今までの仮設住宅の時代から出し物も含めて道の駅で少しずつ展示をお願いしながら売るとか、そうした人たちに道の駅の応援団になってもらうとか、道の駅にかかわってもらうとか、そうしたら村民から親しまれ、にぎわいも出てくるのだと思いますが、再度伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 道の駅の出店関係でございますが、今提案いただいた件、大変いい内容であるかなというふうに感じさせていただきました。道の駅も今お話がありましたように昨年の8月オープンしてきた、村のほうも昨年の3月31日に避難指示解除になって、それから何人か戻りながら営農再開をしている方々もいるということで、道の駅に行っても何もないという話、当初8月、9月ころは感じられたかなというふうに思いますが、今現在はかなり直売所におきましては米、野菜、花ですね、特に切り花は今までお盆時期

など外からも仕入れをしておったんですが、ことしなどは村内産で間に合うぐらいの量があるということで道の駅のスタッフも切りかえをすとか、そんな形になっております。野菜等もジャガイモなどいろんなものが出ておりまして、あそこの棚いっぱいになっている状況もあります。

ただ、品種的にはまだまだ少ないかなというような部分もありますので、その足りない部分については、仕入れをしているところがございます。そういう意味では、今後、営農再開が進んでいるなか、やはり市場的な部分への販売もあります、道の駅に出していただくような誘導も必要かなと。そういう誘導策として、今お話しいただきました道の駅応援団という言葉ですね、これなどもやはり今後検討できる内容かなというふうに思ったところであります。

あとは、文化展に出されたものの展示、あとは即売というような部分も、できるかどうかについても検討させていただければというふうに思っているところであります。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 3点目の再々質問ですが、私は8月12日スポーツ公園のオープンにも出席しましたが、学校もスポーツ公園も一段落したわけでありますから、今度は村を挙げて経済活動に力を入れていただきたいと思えます。所得はどうやって上げるのか、村全体の農地なり土地をどうやって守っていくのかにあると思えます。村の道の駅は花の次に来るのは食べ物だと思えますので、私が前から何度も何度も質問しているように村の農地なり土地をうまく使っていくには水稻、花卉、振興作物はもちろんですが、よその、ほかの市町村でも被災市町村でも1件あったかと思えますが、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンなどをつくり、加工施設に集め、加工品をつくって道の駅で食べてもらい、また通販などで販売していくことだと思えます。復興期間は32年度までですから、それまでに本気で道の駅脇に加工施設をつくって、つくったジャガイモ、タマネギなどを集め、加工して販売していく仕組みを32年度までにやってほしいと思えます。最初から村全体というわけにはいかないと思えますが、何か所かパイロット的にその仕組みをつくるべきだと思えます。

さらに、ちょっとつけ加えさせていただければ、なぜ私が今被災地に観光なのかといいますと、やっぱり海外では長期休暇があるわけですけども、日本もいずれにせよ働きすぎですから、将来にわたっては長期休暇をとる時が来ると思えますし、またその観光客の客層を見ても台湾から北欧のほうからも来てますし、ヨーロッパはもとより、関西の人とも出会いましたし、飛行機の中で。そういう観光もやっぱりこれからは一時昭和時代は最盛期にあったわけですが、古い観光地も復活しつつある。そういう中で外国人が日本に来る機会が多くなるわけですし、日本人も観光という、バカンスといいますか、被災地だから、放射能があるから観光には来ないというわけでもない、近い将来にそういう客が来るのかというところではありませんが、そういう将来に向かって観光というのは大事なことになってくるのかなと思えて、この観光という質問を、そして道の駅ですね、道の駅ができたわけですから、その道の駅を拠点に観光、そういうことで質問をさせていただきました。

まず、先ほどのパイロット的に仕組みをつくるべきかと思えますが、その辺の村の考え

を伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） ただいま佐藤議員からご質問をいただきました。もともと飯館村は農業の村ですから、その中で観光をとという話は非常に、ある意味では違和感があるかもしれませんが、私はやっぱり大切だというふうに思っていますので、ありがたいなというふうに思っております。特に農業の村であったんですが、ごらんのとおりに避難によって人口減になったり、あるいはいろいろ環境も変わった。状況も変わってるわけでありますから、その中でどう村が生きていくかということになりますと、やはり今回移住定住交流対策室をつくったみたいな形で、そこからどういうふうに観光をやっていくか、よく小さな町や村でも観光協会というのがあって非常に羨ましく思ってきたなという気がします。ですから、これから大いにそこにやっぱり意を用いていかなければならないと、そんなふうに思っているところでありますので、いろいろ意見など聞きながらやっていきたいと、このように思っております。

それから、加工施設ということではありますが、道の駅を歩きますと何方かは道の駅の脇に加工施設があって地元の人たちがいろいろな加工品をつくって、そこで売ってるというのがあるなという気がします。ただ、村の場合には今までいろいろな加工品をそれぞれがつくっていただいたり、あるいは今避難になって一度少なくなったわけですが、またぼつぼつと始まりつつあるようですから、加工施設を道の駅の中に、あるいは道の駅の脇につくって、またその経営をどうするかというよりは、個々人が自分のところで加工をしっかりとさせていただくようなところに支援をすることかというほうが村には合うのではないかなと、こんなふうにも思っているところであります。

いずれにしても、おっしゃるようにやっぱり経済の発展、あるいは発展じゃなくて収支バランスをしっかりとっていくというのがこれから村にとって、個々人にとっても大切ではないかなというふうに思いますので、その辺を十二分にいろいろな角度から考えながら、支援するものは支援する、つくるものはつくるという形をしていきたいと、このように思っているところであります。以上であります。

3番（佐藤一郎君） いろいろ答弁をいただきました。また、次の定例議会に一般質問をしていきたいと思っております。まず1回だけには終わらず、続けて同じ質問もこれからも定例会、議会で質問させていただくこともあるかと思いますが、そこら辺はよろしくご理解をお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） 6番 渡邊 計君。

6番（渡邊 計君） 改めて、おはようございます。議席番号6番 渡邊 計、第6回飯館村議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

ことしは猛暑日が続く、各地でも水不足で日照りが続いたという一方、西日本関西方面では集中豪雨、あるいは台風の集中により大きな土砂崩れとか被害があった本当に今までと気象情報が本当に変わってきて、大分今後の予報も難しいのではないかと。幸い、当村においては、大きな被害はなかったんですが、今後まだまだ台風の時期はありますし、冬の大雪などに対して情報の収集を早めにし、対策が必要なのではないかと再確認している

ところであります。

また、本日早朝3時に起きました北海道の地震、このように自然災害、突然来る自然災害などは本当に予知しようもないということで、ただその後の対策を考えておく必要が今後十分に必要なのではないかと思っているところであります。

では、質問に入らせていただきます。

まず、1点目、税金等についてということで1の1としまして現在免除されている国民健康保険、介護保険等、これが再徴収される時期はいつごろか伺うものであります。また、その金額はどれぐらいになるのかをお伺いいたします。

1の2としまして、12月にも質問しましたある人の延滞金についてであります。この原因はどこにあったのか、さらに今後の対応について地方税法が絡んできますので、地方税法に従っての説明を求めるものであります。また、その後の進展状況はどうなっているのか伺うものであります。

2点目、上下水道についてであります。

まず、1点目としまして村民の帰村がなかなかはかどらないという中で使用者数が半減するであろうと予見されます。その中で今後の住民の負担額は震災前と比べてどうなるのか伺うものであります。

2点目に、水源の水量確保は十分なのか、今年みたいに日照りが続いた中で水源の確保、水量確保が十分なのか。また、水源が危ないとなれば今後新たな水源の計画はあるのかを伺うものであります。

3点目、二地域居住、法的には二重住民という言葉になるかもしれませんが、このことについてお伺いいたします。

1点目に、二地域居住がいつまで認められるのか、村のほうではどう考えているのかを伺うものであります。

2点目、二地域居住が終局した場合、学区はどうなるのかを伺うものであります。

3点目、二地域居住が終局した場合に、現在避難している者が終局した場合、一体どのような問題が起こってくるのか、どういうふうを考えているのか伺うものであります。

4つ目、大きい4つ目としまして、深谷地区の復興拠点についてであります。

1点目としまして、現在A工区、B工区、B工区のほうでは現在住宅が建設されておりますが、C工区の利用実施計画、それと買収の実施について伺うものであります。

2点目としまして、道の駅またはセブンイレブン内で生鮮食品、これは精肉、生魚、果物、野菜等の販売計画はあるのかどうかお伺いいたします。

大きい5つ目としまして、山林の放射性物質とその減容化についてお伺いいたします。

いまだに大きな影響を与え続けている山林の放射性物質の除染はできなくても減容化は可能かと思われませんが、村長の考えを伺うものであります。

以上、5点について村の答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 6番 渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、深谷地区の復興拠点と山林の放射性物質の減容化についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、ABC工区の計画であります。ご質問の場所は道の駅の東側隣からコメリまでの間の土地のことだというふうに思います。当初村ではこの場所を将来的には産業団地として企業や工場の誘致をする場所と考えまして深谷拠点全体計画の中に位置づけてきたところでございます。しかし、地権者との交渉を進めた結果、地権者ご自身に土地利用活用の計画があるとか、また村の計画にはご賛同いただけないので売るわけはいかないというような理由で、一部取得できない見込みになってきたところであります。

したがって、土地を一体的に活用できない場合には今後の事業にとって配置計画などの問題でこれから先の活用が難しくなることや、当該土地は1種農地でありますので、農地を残す形で空白地がある農地転用を国は基本的には認めない、こういうことでありますので、現在買収を見送ってるところでございます。現在、深谷復興拠点は道の駅北側のハウスや住宅、公園整備を進めておりまして、来年度には完成の予定でございます。

したがって、次は東側をどうするかということになりますが、今後この土地については議会とも相談の上、またそのときそのときの情勢も踏まえて判断をさせていただくということになるのではないかと、このように思っているところであります。

それから、復興拠点道の駅に生鮮食料販売できないかということでございます。昨年8月12日にオープンをし、軽食、農産物や花卉などの物販・情報スペースコーナーとして道の駅直営のコンビニエンスストアなどの機能を持たせ、営業を進めてきたというのは、もう皆さん方にご承知いただいていると思いますし、また村民、村外から活用をしていただるところでございます。

道の駅までい館の直売コーナーにおいて、村民の方がつくった野菜とか花とか米、あるいは農産物や村内産のイチゴやブルーベリー、県内産の桃や梨など季節の果物も販売しているところではありますが、質問の道の駅・セブンイレブン内での生肉、生魚など生鮮食料品の販売計画はあるのかであります。

現在販売をしていない生鮮食料品を取り扱うということになれば、営業許可を受けるための基準に合致した加工室の整備や食肉販売業や魚介類の販売業の食品営業許可などが必要になるということでありまして、施設内での生鮮食料品の管理が発生してまいります。このように道の駅までい館内で生鮮食料の販売を実施するには、加工室などの増築や従業員の増員など課題があります。さらに、営業を開始してからまだ1年を経過したばかりということであって、現段階では道の駅までい館などでの生鮮食料の販売は難しいものと考えております。

現在の村内の買い物環境は、道の駅までい館の直売所やセブンイレブンのほかに移動販売が2社、宅配サービス1社、ローソンが営業を行っている状況でございます。移動販売の2社は現在週2回村内の集会所や個人宅で販売をしており、販売品は生鮮食料や日用雑貨品などが主であり、2社とも予約があれば刺身などの生鮮物も販売可能と聞いているところでございます。

いずれにいたしましても、移動販売や宅配サービス、直売所、コンビニなどだけではそろえ切れない生活必需品があることから、村民から村に対し、そういう商業施設整備を求める声が上がっているというのは、もう承知しておりまして、引き続き商工会など関係者、

関係機関と積極的に協議をしながら、どういう形で整備ができるか、これからの大きな検討課題だということでありますので、努力はしてまいりたいと、このように思っているところであります。

次に、バイオマスの関係でございます。

村としては、平成29年6月の議会定例会において菅野新一議員の一般質問に回答しているところでございますが、林業の再開を目的として木質バイオマスの熱利用にかかわる事業の実現可能性やふくしま森林再生事業の活用を検討してきたということでございます。また、検討結果に基づいて現在各種の施策を進めているところでございます。

具体的には木質バイオマスの熱利用ですが、28年度に検討した結果、村役場ときこり、いいたてホーム、この3カ所に木質チップボイラーなどを整備した場合でも木質チップを供給する事業運営体のランニングコストを賄うことはなかなか難しいのではないかとという結果も出ております。また、発生した焼却灰が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えれば指定廃棄物の指定を受けることになりまして、それが現在のところ国のほうを持っていくという形にはなっておりませんので、村内に長期保存をしていかなければならないということになります。ということで、木質バイオマスの熱利用事業を喫緊に導入することは今のところなかなか難しいのかなという判断をしたところでございます。

また、一方でふくしま森林再生事業を利用しまして森林の施業再開を、優先をまずしていかうということで、平成29年度に全体計画をつかった上で、今年度は森林内の空間線量率の測定と年度別計画の策定などを進めておりまして、今議会において間伐などの施業費について補正予算を計上させていただいてるところでございますので、何とぞご理解をいただければと思います。

ご質問の減容化であります。森林内の木や有機物が含まれた放射能物質が気化しない温度で燃焼などにより減容化した場合、放射性物質濃度は濃縮されることとなりますので、前にも申しましたように1キロ当たり8,000ベクレルを超える場合には指定廃棄物専用置き場の設置という問題が出てくるということでございます。1キロ当たり8,000ベクレルを超えない場合においても意図的に濃度を濃縮した残渣については、引き取り先の確保、処分方法というものが確立するということが大切であります。なかなかやっぱり困難が予想されるというところでもあります。

したがって、現時点において森林バイオマスの減容化を目的とした利用は、なかなか難しいのかなと、こんなふうにも思っているところでありますので、ご理解をいただければというふうに思っているところであります。減容化を目的とした利用は難しい問題を抱えていくということでございます。

なお、再生可能エネルギーについては、今後も引き続き検討していかなければならないと考えているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上は、それぞれ副村長以下担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

住民課長（細川 亨君） おはようございます。

私からは、1番税金等について、質問内容1の1、現在免除されている国民健康保険税、

介護保険料等徴収再開の時期はいつごろか。また、その金額はどれくらいになるのかを問うについての答弁です。

まず、現在免除されております国民健康保険税、介護保険料等徴収再開の時期はいつごろかのご質問にお答えをいたします。

議員ご存じのとおり、平成29年10月より平成30年度までは、既に一定の所得要件を満たす場合に課税となっておりますが、帰還困難区域を含む一定の所得要件以外の場合については、国の方針により減免となっているところであります。

あわせて、ご質問の課税再開時期であります。村としましては、国の動向にもよりますが、平成31年度の国の判断が2月ごろとなりますので、把握でき次第、皆さんにお知らせいたします。

また、金額はどの程度になるのかとのご質問についてであります。ご存じのとおり国民健康保険税は個々の所得状況に応じ、税額が算定される仕組みであるため一様に幾らとはなりません。

しかし、平成30年度で見た場合であります。上限金額が93万円であるのに対し、下限額については、さまざまな状況等により算出されるため税額を特定することはできません。

介護保険料につきましても、基本は個々の所得額により算定されますが、段階的に保険料が変わり、第1段階の4万4,700円から第9段階の16万9,200円まであり、平成30年度から平成32年度までは同様の介護保険料となります。

さらに、後期高齢者医療保険料につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合会の条例により判断されているところであります。やはり国民健康保険税、介護保険料と同様に均等割額の個々の所得状況に応じ、算定される仕組みであるため一様に税額を特定することはできません。

なお、平成29年度と震災前の平成22年度との課税の比較であります。国民健康保険税については震災前が1億7,668万2,000円から約11%増加の1億9,662万7,000円、介護保険料が震災前の7,382万9,000円から約154%増加となる1億8,758万5,000円であります。また、後期高齢者医療保険料が震災前の2,265万1,000円から約86%増加となる4,215万8,000円となっております。

増加原因の一つが東京電力の賠償による所得金額の増加であり、もう一つが医療費及び介護給付費の増加によるものであります。

続きまして、1の2昨年12月に質問した延滞金について、原因はどこにあったのか、さらに今後の対応についても地方税法に従っての説明を求める。また、その後の進展状況はどうなっているのかを伺うについてのご答弁になります。

まず、原因はどこにあったのかのご質問についてお答えいたします。

平成26年2月に納付を受けた際に、平成24年1月に本税及び督促料の納付を受けた税金に対する延滞金が滞納システムに表示されなかったために確認漏れしたものであります。これは滞納システムにおいて年度切りかえを行うと前年度に本税だけ納入した場合、延滞金が表示されないというシステム上のふぐあいが確認できましたので、直ちに関係業者に修正をさせ、正しいシステムといたしました。

なお、修正前のシステムでご迷惑をおかけした納税者については、経過を説明し、おわびを申し上げたところであります。

今後、このようなことのないよう十分留意してまいります。

次に、今後の対応についても地方税法に従っての説明を求めるとのご質問であります。全ての延滞金において地方税法に定められております。まず、村民税については地方税法の第326条、次に固定資産税については地方税法の369条、それから軽自動車税については地方税法第455条であります。このことから、延滞金については地方税に基づき十分な説明と対応に努めてまいります。

また、その後の進展状況はどうなっているのかのご質問であります。現在までに納得していただけるよう努めておりますが、理解を得られてはおりません。今後も引き続き理解を求めるとともに同じ過ちを繰り返すことのないよう、しっかり納税管理に努めてまいります。

最後に、今回の事案はコンピューター処理によるシステム上の問題で発生したのもありますが、コンピューターを過信せず、二重、三重のチェックを行い、村民に不信感を持たれるようなことのないよう再発防止にしっかり努めてまいります。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 6番 渡邊 計議員の2番の上下水道についての2点について関連がございますので、一括でお答えしたいと思います。

1点目のご質問の使用者が半減するであろうと予見される中で今後の住民負担額は震災前と比べてどうなるのかについてでございますが、村では昨年からは飯舘村水道事業運営審議会並びに飯舘村農業集落排水事業運営審議会を設置しております。今後の運営について検討してまいりました。その結果、去る8月6日に答申をあったところでございます。

答申の内容は、水道事業について、まず1つは村民の帰還・新規加入の促進が前提であることから今回は料金改正を見送る。2つ目として、徴収再開の時期は平成31年度から再開することが望ましい。3つ目は、今後の帰還村民の推移、現行料金体系での使用料徴収の推移等を考慮し、平成32年度に再度見直しをするとの答申をいただいております。

農業集落排水事業については、1つ目は使用料について現行の世帯員数による算定から水道使用料による従量制に改正する。2つ目は、水道料金の再開とあわせて平成31年度から徴収再開されることが望ましい。3つ目は、水道事業同様今後の帰還村民の推移、現行料金体系での使用料の推移を考慮して平成32年度に再度見直しをするとの内容であります。

審議会の協議では、昨年度実施した水道事業、農業集落排水事業の加入者を対象に加入継続等に対する意向調査結果をもとに料金の試算をしたところであります。意向調査の回収率は約93%で、加入継続推定件数は水道事業で震災当初の1,110件から696件となりまして、414件の減、約37%。農業集落排水事業については、338件から132件となりまして、206件の減、約60%となりました。

この結果をもとに、試算の一つ目としては、震災当時の収支割合で平均的な料金を算定した場合、水道事業では約13%の料金引き上げ、農業集落排水事業では約50%の料金引き

上げが必要となっております。2つ目の試算としては、一般財源の繰り入れを考慮しない独立採算での運営の場合、水道事業では157%の料金引き上げ、約2.6倍。農業集落排水事業では272%の料金引き上げで3.7倍の結果となりました。

村としては、大変厳しい運営状況となりますが、大幅な料金の引き上げは村民の帰還はもとより移住定住を妨げる要因となってしまうため、審議会の答申等を踏まえまして施設の統廃合も視野に入れて段階的な料金設定が必要と考えています。

2点目の水源確保は十分なのか、今後新たな水源の計画はあるのかのご質問については、水道事業は現在4カ所の浄水場から水道水の供給を行っております。そのうち、滝下浄水場、田尻浄水場については、上流に農業用を兼ねたため池がありますので、渇水時の対応が可能となっております。花塚浄水場については、源流の水量が不足する場合がございますが、滝下、田尻浄水場と循環させて供給することができるために不測の事態の対策が可能となっております。

しかし、大倉浄水場はもともと水量が少なく、渇水時には滝下、田尻浄水場の供給水から給水車などによって水道水の確保をしていたところであります。

新たな水源の計画ですが、意向調査にもありますように加入者が大幅にふえるということは考えにくい状況ですので、現在のところは新たな施設の計画はございませんが、大倉浄水場については意向調査の継続が31件から25件となることなどを踏まえまして、飲料水確保の観点からは、水道施設にとらわれずに深井戸等による対応も今後検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上です。

副村長（門馬伸市君） 私からは二地域居住について、3点ご質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のいわゆる二重住民票がいつまで認められるのかということですが、現在村民を含む原発事故による避難者は、いわゆる原発避難者特例法という法律に基づきまして住所を移動させることなく避難先自治体で医療・福祉や教育など特例事務にかかわる行政サービスを受けることができるようになっております。この法律の終期は現在のところ不明ですが、本来住民としての登録がなければ基本的には自治体サービスを受けることはできません。

一方、住民基本台帳法では住民の住所を生活の本拠としておりまして、それを証明するのが住民票であります。住民票の異動及び異動の時期につきましては、特に規定が示されておりませんので、現在のところ村民の判断にお任せするところですが、いずれは法に沿って生活の本拠地である住所地に住民票を移すことが自治体サービスを受けるためには必要ではないかと、このように思っているところであります。

次に、学区についてのご質問にお答えをいたします。

村のこども園、小中学校に通う園児、児童、生徒数は8月27日現在で103名となっております。このうち、ほとんどの児童生徒が避難先である福島市、川俣町、伊達市などからスクールバス通学であります。これらは区域外就学という制度を用いておりまして、以前からこの制度はあります。したがって、ご質問にあります住民票を移さないで他の自治

体のサービスを受けられる制度が終了しても学区の変更はないと、こういうことであります。

しかしながら、国の復興予算の期限が2020年と定められておりますので、財政的な制約から変更を強いられる事業が少なくないと、こんなふうに思っております。具体的には、現在無料としています運動着、学用品などの教材費、給食費は国の被災児童生徒などの就学支援事業を利用しておりますし、スクールバスの委託運行の部分は同様に国の支援を受けて成り立っているわけでありまして。

これらの事業費は、平成29年度実績で申し上げますと4,700万円ほどになります。復興期間の終了に伴い、助成がなくなると無料化をやめ、保護者の負担をお願いする事業や、やめざるを得ない事業が生じてくる可能性も出てまいります。このため、村としましては復興期間が終了する2020年度以降も直ちに助成をなくすということのないように、今までも国県にお願いをしてきたところでありますが、さらに働きかけを行ってまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

次に、どのような問題が起きると考えるのかであります。

現在のように住民票を村に残したまま避難先に住むということであると、居住地の地方公共団体のさまざまなサービスを利用する点などにおいて、生活に不利益となる場合があります。基本的には生活の根拠がある自治体に住民票を移すことになるというふうに考えられます。それにより、一方では村の人口が大幅に減少したりしますと、財源的な問題がありますが、地方交付税の減なども見込まれますし、ある意味では人口減少は村にとって財源の確保の面で痛手になるということが心配される。また、村を離れる人がふえることで、これも税の話だけではなくて既存の行政区、今も各行政区、戻る人が少なくてコミュニティをどうして維持していくかということでもかなり行政区の大きな課題になっておりまして、そういうコミュニティの維持なども難しくなるほかいろんな影響も心配されるところであります。

一方で、移住定住交流策などによる新たな村づくりを進めることによってピンチをチャンスに変える発想で村のさまざまな活性化を一方では図っていく、いけると、こんなこともあるのかなというふうに思っています。

いずれにしても、村民の皆さんも大変このことについては心配していることでありますので、早い段階からいろんな情報、国県の情報なども収集しながら、前段で申し上げましたようにできるだけ不利益が少なくなるように、引き続き国県に支援策などを要望してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。以上であります。

6番（渡邊 計君） では、これより再質問して、もう少し詳しく聞いていきたいなと思っております。

まず、税金等についてであります。現在免除されている、これに関してこれまでもそうですが、国が2月、そして7月にならないと答えが返ってこないということで村民の皆さんも、この後大丈夫なのかな。この後大丈夫なのかなと。議員さん、いつになったら新しい減税の、医者料無料とかそういう減税の書類が来るんだと尋ねられるわけで、村民はこの辺非常に気にしているということでありますけれども、いずれにしてもかなりの金額が

増額になるわけでありませうけれども、これに関して村側が今基金を積み立てながら、一気に上ることのないようにということで基金を積み立ててるといふことも承知しておりますけれども、ただ現在震災前の生活と違って自然の恵みを得ながら生活するといふことが非常に困難になってきてると。そういうことになってきますと国民年金だけの生活者といふことになりませうと健康保険税を払い、そして今度医者代もかかるようになった場合、本当に生活に困窮してくるのでないかと、こう思われるわけですが、その中で収入のある方はいいんです。そういう方々がふえてきて納税の延滞者がかなり出てくるのではないかなと思われるわけですが、行政のほうはどのように考えていらっしゃいますか。

住民課長（細川 亨君） 6月の条例改正の部分でも提案したところでありますが、国民健康保険税の仕組みは今年度より資産割が0%になったといふことをごさいますて、所得割が7.3%であります、所得のない方については均等割、平等割、こちらについても7割軽減・5割軽減・2割軽減というのがあります、こちらのほうで大分低く抑えられるといふことになっております。ですから、所得が全くないから納められないといふふうな状況にもならないとは思いますが、かかる医療費をそれぞれ所得割、平等割、均等割で割り返すといふシステムでありますので、そこら辺はご理解をいただければと思ひます。以上です。

6番（渡邊 計君） 医療費、保険税のほうは安くできるにしても、これ医療費、かなりお年寄りが多い中がかかってくるなど。ただ、収入の少ない方が早めに医者に申し込みますと1カ月当たり4万4,000円ですか、それが大体2万7,000円ぐらい、上限金額が2万7,000円ぐらいという制度があると思ひますけれども、今後そういう制度も村民に周知していかないと、本当に知らないでいるとかかっただけ払うようになって、一旦払っておいて、後で申請して、ある程度一定の金額以上は返ってくるといふことになりませうけれども、先に申請すれば一定の金額以上払わなくていいはずなんですけれども、その辺のところはどうなつてますでしょうか。

高額医療の限度額ですね。普通ですと15万とか収入のある方は、ところが収入のない人ですと4万4,000円ぐらいで、それが先に申請しますと、申請といふか、本当に収入のない方、そういう人は2万7,000円ぐらいで、上限額がいっぱい、そこで終わると。といふことで、そういうことを知ってる、知らないだと、先に医者に申し込んでおけば、それ以上払わなくてもいいと。ところが知らないとかかっただけを払って、それを後で申請してバック、ですのでその辺あたりは今後そういう医者にかかる人、1カ月の金額が大きくなるような人にはこういう制度がありますよと、この辺を周知しておく必要があるのではないかと申して質問したんですが。

住民課長（細川 亨君） ただいまの件は高額医療の部分でございまして、まさに議員のたゞすとおりに、なかなかわかりづらいう、パンフレット等で皆さんに周知がなかなか図れないといふ状況でもありますから、もっとわかりやすい説明を工夫していきたいなど、そのように考えております。以上でございます。

6番（渡邊 計君） 次に、1の2の12月にも質問しました延滞金についてでありますけれども、これ、26年2月に納付を受けた際に20年1月にシステムに表示されないようになって

いたことがわかったということでもありますけども、システムのふぐあいを確認できましたので、このシステムのふぐあいを確認できた時期というのはいつでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 平成29年の8月10日以前であります。

6番（渡邊 計君） 29年の8月10日以前ということは、その以前というのはいつなんですか。

住民課長（細川 亨君） ちょっと紛らわしい答弁で済みませんでした。29年の8月上旬とお答えしておきます。

6番（渡邊 計君） それで24年1月にこれ村税のシステムがおかしかったということですけども、A氏は滞納があることで23年の5月9日に一部支払いに行きまして、そのときに滞納額とかそういうものの照会を受けているわけであります。そして、後日に住民課から平成25年5月9日付で本日は足をお運びいただきありがとうございます。滞納額証明書等を送付しますということになっているんですが、この滞納額証明書の日付というのが23年の3月になってるわけであります。ということは、私もその人から書類借りてきているわけですけども、この23年、そのときの書類に関して実際には平成9年の3期以前の、その滞納金は記されてないわけです。それ以降のはずっと記されていて。このA氏は、それから25年8月の28日、それから26年の2月7日に支払いを済ましてるわけです。その支払いが済んだ、完納した段階で職員よりパソコンを見せられて、これで全て完納されました、未納は残っていませんとそういう説明を受けているわけです。それでその照会を受けたときの書類には平成6年の9期かな、平成9年の3期、4期、3期前、これの金額がないんですね、記されて。ということは、記されてないということは納付書も送られてこない、それに関しては支払いようがないのではないかと思われるわけです。それが29年の9月6日にトラクターの補助金を申請に行ったところ、延滞金があるので補助金を出すことはできませんと言われ、その後、昇口舗装など全ての補助申請を取り下げているわけあります。

これはあくまでも行政側のミスでありますし、最初の照会を受けて、その後村側が送ってきた納付しなさいという書類にも、それ以前のもが入ってない。それが突然に9月6日に言われたと。それで今のお話ですと、29年の8月上旬には確認できた。なぜ確認できた時点でA氏に説明を行わなかったのか。A氏が補助申請に来たときに初めて言われて、本人もびっくりしてるというわけではありますが、その辺はどうなってるんでしょう。

住民課長（細川 亨君） 29年の8月に申請に来てわかった部分ではありますが、1カ月ちょっとかかってしまったんですが、いろいろ調査した結果、延滞金が残ってるということが判明したので説明しながら謝罪に行ったという経緯であります。

6番（渡邊 計君） 謝罪に来たのはいいんですけども、本人が9月6日に申請に来る前にわかって、なぜ説明しなかったのかということですよ。本人も以前に説明されれば少しは受け入れる面もあったのではないかと思われるわけです。ところが本人が申請に来て、補助金出せません。ほかの申請もできません。誰でも頭に来ますよね。わかっていながら、なぜ早めに説明をしなかったのか、ここに重大なミスがあるのではないかと思われるわけありますけども、それともう一つ、この人、その滞納によって差し押さえされていたわけありますけども、26年2月に完納したことにより27年に差し押さえ解除がなされてる

わけであります。差し押さえ解除というのは全て完納してなければ解除できないものでないのかと私は思っておりますが、その辺はどうなっているんでしょう。

住民課長（細川 亨君） まず、1点目であります、わかったのは補助金申請でありまして、税金の滞納調査照会があつてわかつたというのが平成29年の8月であります。

もう一点については、当の26年の2月7日、ここでいわゆる先ほど答弁でも回答しました部分であります、年度切りかえを行うと本税だけ納入した場合、延滞金が表示されていない、されないというシステムエラーがあつたものですから、こちらの部分で残つた部分が確認できなかったということで差し押さえを解除したというふうな経過だと、私はその当時の部分ではそういうふうな想定で答弁することしかできませんが、そういうふうなことではなかつたのかなということでもあります。以上です。

6番（渡邊 計君） 現課長、当時は別な課にいたので、その辺余り突き詰めてもわからない面が多いのかなと思うわけでありまして、12月のときに猶予期間があるんだと、5年間、それでその間に滞納が見つければ差し押さえも解除もできなくなる可能性があるというお話だったと思うんですけども、私などから言えば執行猶予というのが5年間あれば、その5年間、要はA氏に新たな滞納が発生した場合に、その差し押さえがまた再発生するのではないかという捉え方をするんですけども、その辺はどうなっているんですか。

住民課長（細川 亨君） 今ですね、このような答弁してきまして、なかなかご理解の得られない状況の中で、まだ未納だからといって差し押さえとかそういうふうな話をすぐにできるような状況でもありません。

ただ、差し押さえ期間中はどうしても時効の中断ということになってきますので、そちらの部分からすれば、どうしてもその分については時効は成立しないということでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

6番（渡邊 計君） 時効の中断といいましたけども、A氏には何ら落ち度がないわけです。確かにかなり滞納したことは、それは悪い。でも支払おうとして照会を受けて、照会を受けたものは全て支払つて。その中で今のお話しですとA氏には責任がないんだけど、また差し押さえになる可能性あると。そして、今年の1月に滞納、また納めていただきたいという書類が届いたわけでありまして、これだけいろいろ問題ありながら本当に事務的な書類しか届いてない。本来ならばここに謝罪の一文があつてもいいんじゃないかと私は思つてるわけでありまして、この猶予期間、本当におかしいんじゃないかな。本人のミスではない、はっきり言つて行政側のミスです。

そこで、私はこの方に対して相手の納得いくような解決をしていただきたいし、これまで補助申請を取り消したことにしても何らかの救済策があつてもいいんじゃないかと思うわけでありまして、そのところ、今後検討していただきたいなど、思うわけでありまして。

それと、この差し押さえを逃れるためには、現在来ている金額全て納められなくても、少しでも納める意思があれば、少しでも納めれば差し押さえはならないと、そのように理解してよろしいんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今回の事案については、経過から申し上げれば、村のほうの、一旦全

額納まったというお話をご本人にしてるわけですね。ですので、後でシステム上の問題があったということになっても、一旦そこで本人に説明をしているわけですから、今差し押さえの件もありましたが、こちらの、一旦は解除したわけでしょう。それを延滞金が残ってるからと、また差し押さえをするという、こういうことは村としての姿勢としてやるべきではありませんので、それは経過、私も聞いておりましたので、そういう形で再度差し押さえするという事は、村のほうとしては考えられません。

で、システム上の問題があったにしても、やはりそういう納税者、村民に不快感を与えたということは間違いないので、二度このようなことのないように、もちろん再発防止に向けては全庁的に取り組んでまいります。今ご質問にあったようにいろんな補助事業がそれで受けられなくなったという村の責任もありますので、今後庁内でも協議をさせていただいて、あとご本人様の納得のいくような、ある程度の説明と理解を求めていきたいと思っております。本当に今回の事案は申しわけないと思っております。

6番（渡邊 計君） 余り突つきたくもないんですけども、12月の議会のときに村長は、私が出ていってうまくいくなら行ってお話をしたいという発言あったと思うんですが、そういうことも含めて12月以降どういう進展があったのかとお聞きしてるわけですけども、当の本人のところにも一切電話も何もないという中で納得をしていただけるよう努めておりますがということなんですけど、これ全然何の連絡も入ってないんですけど、この答弁に関してはちょっと変だと思うんですが、ここでそれ以上突っ込んでも仕方ないんで、このA氏に対しての救済措置やそういうものをしっかりしていただきたいということで、この質問を終わりたいと思います。

次、上下水道についてであります。上下水道に関してであります。今建設課長から伺ったところ、使用者が少なくなることによって、やっぱりかなりの金額がはね上がるということになりますと、この事業について、一般財源を入れないととんでもない金額になってしまうというお話があったわけでもありますけども、この辺は村のほうも税金と同じで、陽は昇る基金とかそういうものからの充当を充てて、できるだけ上らないようにする政策なのかなと思われそうですが、その辺はどうでしょう。

総務課長（高橋正文君） 特別会計等への一般財源の投入ということでございますが、水道・集排については、国保介護と違いまして準備基金というものを持っておりません。財源的には持ってないという状況でございます。

ただ、先ほど建設課長申し上げましたように受益者が極端に減るということになれば、その辺は議会の皆様とも相談させていただいて、今後、一般財源の投入については、ご相談させていただくということになると思います。

6番（渡邊 計君） 上下水道ともかなり金額が高くなりますので、その辺のところは住民の負担をできるだけ軽くしていただきたいなと思っております。

次に、水源の水量確保でありますけども、7月後半に水道引いてる方に節水の協力をしてくださいというメールが3日ほど続いたと。今現在、その当時750件余りで水がたりなくなるということは、この後1,000件、1200件になった場合に水は大丈夫なのか、安心して帰村できないのではないのかという疑問視する声が私のところに寄せられたわけですが、

それでここで地下水が確保十分なのかという質問をしたわけで、説明によりますと農業用を兼ねたため池があるということもありますが、今現在農業やってる人少ないと、これ農業やった場合、農業のほうに水を持っていかれても十分な水量なのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今年ですね、7月中旬かなり水が、原水が少ないというふうな時期はございました。当然雨も降らなかったということもありますが、水道水をつくっている量からして使用されてる数字が合わないというようなこともあっていろいろ調査した中では、運動、スポーツ公園等の芝の養生ですね、そういうところはかなり使ってたというふうなこともあって、実際的には震災以前ぐらいの水量使っていたというふうなこともありましたので、その辺からちょっと若干水不足が生じたということで、芝への給水は中止をして、また天候の状況を見ながら住民に節水のご協力をお願いしたというふうな経過になっております。

今後、当時のような形で水を利用するという形になったときには現在の形での全体供給水は決まっておりますので、対応するしかないのかなというふうには思っております。ただ、最近の自然災害については、想像もしないようなことが起こりますので、どこまでの対応をしているのかということも今後協議をしながら検討していかなくてはいけないなというふうに思っております。

そういう中で、新たな水源というふうな部分に関しましては、やはり今のところは特に考えてはおりませんが、農業用水も含めてため池の管理をしながら、安定した供給をして安心をしていけるような形にしたいなというふうに思っています。

6番（渡邊 計君） これ、かなり例えば南相馬市のように地下水を上げて水道に使ってるといこうになるとかなりの金額もかかってきて難しいわけでありまして、この復興期間を、復興の財源を利用して、今ならやれるんじゃないかという思いでこれを提案したわけでありまして、今後水、とても大事なものですから、今後ぜひ検討していただきたいなと思っております。

では、次に二地域居住、二重住民票についてお伺いいたします。

この原発避難者特例法、要は特措法だと思うんですが、2020年に今の特措法というか国の復興予算の期限が2020年度というお話があるわけですが、要は32年度いっぱい、要は30年の3月が、この特措法の切れる、現在のところ予想される時期ではないかと思うんですが、村側もそういう考えでよろしいのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） この法律の点については、被災自治体、いわきも入って13市町村が該当になってるんですが、一番の今心配しております。去年の9月だったと思いますが、日本学術会議と東日本大震災復興支援委員会という2つの組織が国のほうに提言してるんです。いわゆる移住を決めた人、あるいは迷っている人、あるいは帰還する人、いずれも判断が今つかないでいる人が多い。例えば移住を決めた人も住所を移した人であっても前の自治体とのつながり、そういうのを深めていきたいという人も多いなどいろんな課題があって、今そういうものの解決策というのかな、すぐにはどうなるかわかりませんが、そういう提言も国のほうにしているようであります。私らも村民もみんな心配してるんですね、どうなるのかなあと。村長も事あるごとに話してるんですが、一応2年後かな、2020

年になったらすぐに切るということではなくて、段階的に弾力的にそういうふうに一気に切っていくということではない方向にという要請などもしてるところであります。

いずれにしましても、難しいといえますか、皆さんの興味のある、心配してることでありますので、今後も引き続き急に切ったりしないように、そんな動きは飯館村に限らず被災自治体13市町村でスクラム組みながら、要請はしていきたいと思っております。

6番（渡邊 計君） この二重住民票がだめになるということになりますと、答弁のように村の人口の減少、そうすれば地方交付税も減少されるということになりますと、まず痛手を食うのが行政の職員の皆様ということになってくるのではないかと。33年、例えば2割の人口戻って1,200人という形になった場合に、公務員の定数、これをちょっと調べましたところ決まっています、今現在飯館村は平成29年現在2の0に位置されてまして、面積が230.13平方キロメートル、住基人口が6,128人、そういうことをいろいろ調整、その中で人口数と作業性を入れて、その中で調整をすると63人が妥当であるというものが福島県のホームページの中に入ってるわけなんですけども、これは日本全国の全自治体が入ってます。ところがこれ人口1,200人ぐらいになるとその下の1の0というクラスになってきますと30人から40人ぐらいの職員数が定数であるということになってくるわけです。そうすると今の飯館の職員からすると20人から30人減少せざるを得ない。こういうことがあってはならないので、私も飯館村の7年間の避難、ここから村再生するためには2倍以上の月日がかかるのではないかと考えておるわけですが、そうした場合、震災前の人口での、減少率はありますが、震災前の人口での交付税の要求と二重住民票の延期、これを行政・議会一体になって国・県に要望していかないと村は立ち行かなくなるのではないかと。

そして、私たちごとで申しわけないんですけども、33年の9月が次の議会選挙であります。これぴしっと切られた場合、果たして1,200人の人口の中で議員選挙をやって議会が成り立っていくのかと、そういう心配も私は思うわけですが、今、副村長からそういうことも一気になくなることのないよう13市町村でやっていくという返事をいただきましたので、安心してるところでありますけども、今後は本当に議会と一体になってやるべきことかなと思いますので、よければ検討していただきたいなど。

次に、深谷のC工区の開発、利用実施計画についてでありますけども、今答弁によりますと納得してない地権者がいるのでと、それでなかなか買い取りとかそういうことも今控えているという話でありますけども、深谷の懇談会、A工区、B工区、C工区、これの懇談会において村側は、同意がとれない場所は除いて開発するという説明をしていると思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） そういう話をしたこともあるかなというふうに思いますが、現実的な話、答弁しましたように田淵であったり、あるいは一体的に整備のできないようなところは国のほうとしても農地転用の許可は出しにくいという話を受けております。ですので、今後どうなるかわかりませんが、今のところ産業団地みたいな形で計画はしておりますが、もしかしたらどうしてもそういう地権者の問題もあってあそこが計画どおりに実施できない場合は、それは一つの方法としてですが、あそこを断念せざるを得ないというのも選択肢の中に出てくるかもしれません、できるだけ当初の計画したとおりに進めるように、

一部承諾してる地権者もおりますので、なお地権者との協議はどのようなふうな判断にしる進めていかなければならないなど、こんなふうに思っております。

6番（渡邊 計君） このC工区の地権者が不安がってるんです。本当に買ってくれるのかなと、もし買ってくれないといっても、もう農業はできないよといってる中で、農政課の職員が、ある人のところに行きまして農業再開のためU字溝を入れさせてほしいと地権者のところを回っているという話を聞いたのでありますけども、尋ねられた人は個人的に話をすることじゃないだろうと。なぜ一旦は地区の地権者全員を集めて話しないんだと。そこに出席できなかった人のところに尋ねて行って話をするならわかる。そういうことをしないから、今B地区でもめてるようなことも起こるんじゃないかという話が聞こえているわけですけども、農業再開のためのU字溝を入れるということはどういうこと、全てのあの地区の農業再開するためのU字溝を入れるという話しなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） ただいまのご質問でございますが、営農再開のためにU字溝のお話を地権者にしているということではありますが、今実質的には建設課のほうで基盤整備事業、お世話になってるところであります。一番はその地区ごとで今後5年間どのような営農再開をしていくかという計画づくりがあって、その中でその地区の水路の改修なり入れかえをするという計画が立っていくという流れになっております。ですので、そのC工区の方々だけではなくて全体の話が先に出るのかなというように思っておりますが、若干その辺担当がそういう話をしたということであれば、若干聞き取りしないと、この場でもちよっとご返事できないかなと思っておりますが、基本的には営農再開に向けての部分は、もちろん地権者の方々、所有者の方々含めて全体計画を立てながら進めるという方針で今進めているという内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

6番（渡邊 計君） この来られた人は最初はっきりものを言わなかったと、その人は問い詰めたと、そしたら農業再開のためだと、でもC地区は開発計画があるんじゃないかと、ここにきてU字溝入れさせてくれと、それはおかしいんじゃないかと、こういう連絡が私のところにありましたので、ここで聞いてるわけですが、そのところ、伺った職員の名前も私わかっておりますけど、ここでは言いません。詳しい話、後で教えていただきたいと。

次に、道の駅あるいはセブンイレブン内の生鮮食品の販売ということでお尋ねしたわけですけども、答弁の中では加工室等は食品営業許可が必要だという答弁でしたが、私時々山形、宮城のほうに山菜を買いに行く中でセブでコープファミリーマートという店がちょうど開店したと、コープファミリーとは何なんだろうと店入りしましたところ驚いた。戸を開けた瞬間に目の前に果物の山があり、左側、普通コンビニだと道路に面した側というのは雑誌とか置いてあるわけですけども、そこに魚、肉、そういうものが置いてあるわけです。忙しいのわかって、私、店長に、どういう形でこうなったんですかとお尋ねしたところ、住民の方からそういう野菜や魚も売っていただきたいという要望があったのでAコープさんと共同でお店を出してますと。それで、一列はAコープさんが物を仕入れて出して、肉や魚や果物以外普通ファミリーマートとかコンビニで売られてない高野豆腐とかいろんなものをコープのほうで入れてやってるんですが、近くでは飯坂町の湯野に同じ

コープファミリーマートというのがあるわけですが、今いろんなコンビニは多目的な店にしようということではいろんなものと合体をさせて店をやろうとしているわけですが、そこで思いついたのがセブンイレブン、これはヨークベニマルと同じセブン&アイグループではないかと。であるならば、ヨークベニマルから物を持ってこれるんじゃないかと、そう思いついてずっと考えていたんですが、つい先日道の駅のセブンに行ったところ、セブン&アイの人がいまして、ちょっとお話を伺ったところ、加工品、要は肉をスライスしたり魚を刺身にしたり、あるいはパック詰めにしたものであれば可能であると。それで、個人的な店では周知して売り上げが上るまで大変な赤字をせおうわけですが、セブンイレブンは個人的にやる人いなくて、たまたま法人だったと。村のほうでも今てこ入れをしてると。であるならば、今先頭になってセブンイレブンのそういう開拓をしていくべきではないかと。可能性があるならばセブン&アイグループと話をして村民のニーズに応えるための店づくりをすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今セブンとあとヨークベニマルですね、セブン&アイのグループ会社の連携で加工室で、そこで売らなくて加工したものを店舗に持ってきて販売してはどうかというような提案かというふうに思っております。実は例えば今のまでい館でなくて別な共同店舗、昨年度いろいろ検討した中でも、やっぱり生鮮食料品を入れたいという部分では加工室が必要だ云々があると。そのときに協力する会社の中で、やはり今言ったように加工したものを持ってくれば店舗で売れるんだということではありますが、やはりその際に一番ネックとなるのが数的なものをどれだけ持ってくればいいんだと、やはり10個、20個持ってきて、その日に5個しか売れなかったと、そうすると15個はもう処分をしなければならぬ、そうした場合なかなかそういうものの代金というか、そういう仕入れの料金もかなりかさばってくるだろうと、まして今セブンイレブンの中でも弁当等がありますが、これも結局売れないものは処分しているという状況の中でありまして、やはり関係する会社だからいろんな方策はあるかと思いますが、やはり基本的には収支をやっぴりいい方向に持っていくというのが最終的に経営的に必要なものということもありますので、その辺の手法的な部分もあるかと思いますが、やはり最終的にはやっぱり収支的なものも考えていかなければならないかなというふうに思っております。

道の駅までい館を進める中の時期ですね、一方では共同店舗の話があつて道の駅のほうには生鮮という話はなかったんですが、ただ残念ながら共同店舗のほう途中で断念せざるを得なかったという部分がありますが、村としては、やはり村民の方々の声としては、やはりそれら売ってくれる店舗が欲しいという部分がありますので、商工会並びに関係者とも今現在も協議をしているところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

6番（渡邊 計君） 時間もないので、ただ今できることということではあそこが法人であると、村でてこ入れしてる、個人では難しいが法人ならできるんじゃないかと思って提案してるところです。

では、最後に山林の放射性物資と減容化、これちょっとわかりにくいと思って減容化の後ろにバイオマスと書いたんですが、バイオマスを頭にもつてくると採算の合わない

のは目に見えてるんです。ただ、放射性物質を減容化する、除染の一環としてやるということになれば国からの補助ももらえるのではないかと、そして減容化するのに何が一番手っ取り早いかというと焼却であります。焼却した際の熱エネルギーを、お湯を沸かしたり、あるいは庁舎のそばに置けば庁舎の暖房、あるいは熱交換機を置けば冷房にも使える、あとは電気も起こせると、そういうことで復興と除染ということに絡まして話を先にもっていけば何とかなるのかなと。

ただ、今このまま山林、里山再生、放っておけば200年かかるわけですよ、元に戻るまで。これ少しでも減容化しなければいけない。一番の問題は今村ではかってますね、地上1センチと1メートルのところほとんど数字が一緒だと。1メートルのほうが高いところもある。これは福島を除染、私ちょっと見学させていただいたことあるんですが、地上で0.4マイクロシーベルトであれば1メートルに上ったときは4割減になるんだと、それで福島は徹底的に地表面を0.4以下にするんだと、そうすると4割減で0.23をクリアできるんだと、今1メートルの数字が高いのも山林からの放射線でありますし、少しでも里山除染を兼ねて減容化、そして今灰が問題であるということですが、この放射性物質をまいたのは東電でありますし、国も責任があると言ってる以上、この灰に関しては東電あるいは国が持っていくのが当然であります。こういうことに関して我々、私も議員になった1年目からずっと北海道、それから広島、岡山、九州とバイオマス、小型バイオマスずっと見てきました。ぜひやらなきゃいけないなど。山の木も切って、間伐も切りっぱなし。関西の土砂崩れを見ますと、いっぱい木が流されてきて、それが川をせきとめてる。切った木も片づけなきゃいけない、そういうことで提案しているわけですが、時間がなくなりましたので、また12月次の機会に質問していきたいと思えます。

これで、私の質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は13時20分とします。

（午後0時09分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開いたします。

（午後1時20分）

議長（菅野新一君） 7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 2018年9月定例会一般質問、世界日本国内見ても異常事態が続く、このたびの北海道も含めいろんな異常事態が続いております。多くの方々が犠牲となっております。

私たち飯舘村においては、7年前の東京電力が起こした原発事故により、多くの先人たちが築き上げた全てが奪われ、村民一人一人の権利も奪われ、生まれ育った村から避難させられたのです。村民がどのように生活していたか振り返ると、県外避難者は福島飯舘出身を言わないで、県内避難者は飯舘出身を言わないで隠れるように暮らし、事故により大空から降散された毒物の放射性物質により被曝した体で、見えない、におわない物質に怒りと不安をもって生活したのです。加害者である国・東電は被害についての線引きをし、

初めは原発からの距離で、次に放射線量値、そして除染賠償で、そして最近解体帰還などと全てにおいて村民を分断続けたのです。報道を通しては被害者に補償助成、賠償支払いしていると日常的に国民に周知したのです。言っている国民が県民が悪いではありません。そのようになるように放射性物質が毒物であること、健康被害があることを過小評価して、うそとごまかしにより真実と実態を隠したからであります。加害者のそのやり方により、早く村に戻ったら、放射能なんか問題なし、いいもんだ、新しい家建てられて、あれは東電御殿だな、私らも働かないで金が欲しいなどという国民、県民をつくり出したのであります。

質問に入る前に、私たちが巡る社会情勢にふれたいと思います。

安倍政権は来年10月の消費者10%増税を明言をしながら国民生活は家計消費や実質賃金も落ち込み続けていることに対しては目を向けず、医療費削減のための予防医療への転換、年金の引き下げと受給開始年齢の引き上げ、そして後期高齢者の医療費窓口負担の見直しであります。いずれも私たちに重い負担増と給付削減であります。去る4日に厚労大臣が健康で文化的な最低限度の生活水準もみずから破る生活保護費削減を10月から実施すると告知しました。これまでの生活扶助だけでなく加算分も引き下げるものであります。国民が今必要としているのは国民の人権と平和的生存権を守る生活保護制度の改善であります。

以上申し上げ、質問に入ります。

村長の村政執行により、この7年間の村民の歩みはどうであったのか検証しながら、国・東電言いなりでなく村民を主人公とした内容を質問、提案をいたします。

村長は、最初は放射能事故なのに避難しないで村で生活できるとしたが、44.7マイクロシーベルト/時間当たりで暮らせるとした理由は、何が根拠でそのように言われたのか伺うものであります。

さらに、被曝続ける計画的避難地域とされたことに対しても、なぜすぐに避難というふうにならないのか伺うものであります。

村長は放射能専門家でも知識もない中での判断は間違いであると多くの村民は考え、国・県・村の指示待たずに自主避難した方も多くありました。村長が避難はしない、工場は特老はなどと協議検討しているうちに若者や子供たち、情報把握された村民は自主的行動で避難をしたのであります。そのこともあり、家族、地域もばらばらとなったのであります。村長の遅い判断、いや国の指示が遅いためのデメリットは、どのように総括されてるのか、自治体の長として明確に答えていただきたい。

次は、やがて帰村してくるためには毒物の放射性物質があつては被曝するので早めの除染実施としたが、村長は誰に言われたのか、何を根拠で2年で帰村できるとしたのか伺うものであります。そういうことで避難を早く進めたくて言ったのでありましようか、理由を示していただきたい。

除染実施においても、上流地域から仮置き場のあるところからとか、除染も仮置き場の説明も何度も変更されたが、村独自の施策はどう生かされたのですか。除染とは危険毒物を除去し、隔離することであるが、村全面積の約85%がまだ除染しないままであります。

このしない全面積の85%を今後どうされると国と協議され、約束をもらっているのか。現在山積みされている放射能汚染物、毒物汚染物処理はどのような計画で処理・運搬されるのか伺うものであります。

村長は避難も帰村も村民は一緒と言いながら多くの村民要望の賠償一つとっても村長みずから村民分断してきました。これまでの内容として避難、除染、賠償、労働者、子供への対応など分断してるが、なぜ村民の声、願いに耳を傾け、寄り添わないで分断を進めたのですか。そのことについても伺うものであります。

次に自然界の災害が多い今日ですが、飯館村においても歴史上は災害あり、現場状況、復旧のあり方、改修など予算含め過去に取り組みされました。このたびの原発事故による被害に対して避難しないと考えた村長なので、大空から降散された物質は何が、どれだけ、どこに、いつ落とされたかと把握したのか。検証した結果を7年過ぎていたので公表いただきたいし、その物質は動植物にとっての影響は毒物であり生物の命を奪うものであるが、村長はどのように判断されたのか伺うものであります。

次に、村民の身体的健康にとって重要なこととして健康手帳を作成して村民の記録をと村に呼びかけ、村挙げて実施しようとしたが、そうした村民に対して村長はなぜ協力することなく国県に健康問題も丸投げしたのか伺います。

村民が主人公、民意をつかみ、生かす村づくりは私と同じであると何回か過去に答弁いただいておりますが、この7年間の村長のやり方は国・県・アドバイザー、そしてテレビ・新聞発表の後に議会や区長会といった執行であります。去る4日前でしたか、このたびのラオスのスポーツ場運営大臣滞在についても、村の予算をもって充てるなどというテレビ報道が既にされてますけども、そういうことが7年間続いてきたというのが多くの村民の理解であります。村民との合意形成よりも加害者言いなり優先であります。説明会においては、公的依頼者には費用弁償など支給したが、県内・県外含め避難先から来た村民には交通費も支給しないで、参加延べ人数のみで合意あったとして一方的な加害者・国・県言いなりの行政執行でありました。村長の民意を生かした自主的政策はどんなことか改めて示していただきたい。

私が歩いた7年間の村民の声、願い、そして村民の提案をしてきましたが、聞く耳持たぬかのように時は過ぎ去り、本年度4月1日より避難解除されてからの村民の人生について、歩いて聞いた村民の思い、願いを提案をいたします。

帰村したが、家にいるだけ、周りとの交流もなく買い物、通院も思うようにはいかない、村全体の自然界の回復や土地利用、戻った方々の収入や生活、経済支援などの課題はどうなったのかというのが戻られた方々の毎日の悩みの種、考えることであります。この課題、たくさんありますが、村民個々の人生の回復のためにも、今までのように国・県予算にかかわるのでと1年ごとに示すようなことではなく、もっと前を見据えるような、見通せるような施策を村民にきちんと示していただきたい。

次に、加害者が一方的に賠償・補償・助成など期限を切り、打ち切りを図っておりますが、村民の生活実態からして原発事故前の復旧にもほど遠く、家族・地域もばらばらであり、山林、植物採集も農作物生産も中小企業経営も商店なども元通りのような再生とは全

く縁遠い現状であります。それなのに村長は加害者の言うことに従うだけなのか、村民の被害賠償として衣食住の補償や安心・安全な暮らしを補償するための国との協議や施策・計画をきちんと示していただきたい。

何十回も加害者の国に申し上げてますが、避難指示解除要件の1つ目、放射線量低下、2つ目、インフラ整備、3つ目として村民との合意があり認めたとしているが、放射線量は先ほど言いましたように村の全面積の約15%を除染したのみでありますし、放射性物質の半減期により低下したが、ここ数年は放射線量値も横ばいで低下しないのが現実でありますし、日本の放射能防護法の法律の3倍から5倍超すような今の村の線量値の実態であります。

インフラ整備については、コンビニストア2店舗、診療所の週2回の診療、道の駅、郵便局、銀行、スタンドなど各1店ずつ村内にありますけれども、多くの方々は通院、病気で通院する方も目や体というふうに、病院一つとっても2つから3つ、3カ所、4カ所通っているのが実態であります。買い物についても、コンビニだけから買い物して暮らせるよう、そのような実態の飯舘村がインフラ整備ができたとして国は避難解除をしたわけがありますけど、このような状態がインフラ整備ができたとするならば日本全国インフラ整備がされてないところはないと言っても過言ではありません。

さらに、帰還者も医院、小中通学者も約14%であります。この数字からしても解除したこと、補償を打ち切るなど間違いであったという証明ではありませんか。村民一人一人の人生の生活回復策を示すとともに村住民としての公的施設維持経費や負担額と国県・村の村民一人当たりの借金総額など、村民の不安・不満に対して理解できるように示していただきたい。

次に、社会通念上サリン事件というのがありまして、物質の違いがありますがけれども、サリン飛散は事件として犯人が逮捕され、死刑となりましたが、この福島原発事故において、それ以上に多種の毒物を広くたくさん大空から降散した事件だといえる原発事故の放射線による被害。加害者が国・東電なので県や医師会、専門家、マスコミまでも放射能被曝なし。実態として病気発症や早死に合併症など、県内病院においても原発事故前と比較として2.5倍から5倍と病気発症しています。その実態も無視して現在進められております。

さらに、原発労働者の被曝による労災認定という病気もあり、甲状腺がんもあります。それでも原発事故との因果関係なしで終わらせようとしているが、村長は村民の命までも加害者言いなりとなり従うのか、伺うものであります。

放射能被曝で体の細胞を破壊されるのは、どんな学者、医師でも証言をしていることであります。問題は、放射能の浴びる量によって問題の有無としているのが現状であります。村民の健康と命を守るために永久の補償を求めるべきであります。村民の立場、村民のためになる答弁を強く求め、発言とします。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

原発事故によって村民が避難したことによって、ただいま佐藤議員のように多くの人たちからいろいろな話をいただいたということでもあります。そういうふうに話しされながら、

ご質問の内容は、あと3年、5年避難していたほうがいいのかというふうを感じるぐらいのご質問でありますけれども、決してそうではなくて、しっかりやはり全員で村民のためにやったというのを、それぞれ担当のほうからお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、村民の歩みについてということでございます。

村は何ゆえ計画的避難区域となったのかというご質問ですが、もう何度もお話しましたように東京電力の福島第一原子力発電所の津波による事故によって飛散した放射能物質が村の中に降り注がれて被曝線量が年間20ミリシーベルトを超えるおそれがあるから避難をするようにということでございます。

また、避難しなくてもよいとしたことは全くございませんので、もう皆さんもご存じのように避難区域に指定される以前も蔵平地区が30キロ圏内に入るといって屋内退避指示が出た際には、希望者は老人憩いの家やすらぎに避難をしていただくということもさせていただきましたし、また妊産婦、あるいは小さな子供のことをできるだけ早くということで福島市の温泉に特別な計らいをお願いをして、多分十数件避難をしていただいたということもあります。さらには、3月の19・20日と県の協力を得て鹿沼市に避難できるようにして、少しでも放射能の健康不安を和らげるよう対応してきたところではありますが、全員避難は皆それぞれ家畜があったり、それぞれの家庭の事情があるから、できるだけ避難のできるような方はということで対応してきたところでございます。

避難が遅くなったことについてのデメリットということではありますが、確かに直ちに避難したことに比べれば多少被曝量がふえたということではありますが、その間仕事や学校のこと、家財の持ち出しや家畜の処分など、できるだけ村民が最低限のことができるようにということでやってきたわけでありまして、ですから、結果的には村民の90%の村民が村から1時間以内に避難先を確保できた。広範の避難でありましたから、なかなか確保ができない中で必死にそれぞれ職員たちが確保して、90%が1時間以内にと。その後、それぞれがある意味では生業を離れることなく生業を続けていく仕事ができたり、あるいは盗難の被害に遭うということがほとんどしない中でやってこれた。家財の管理、あるいはコミュニティの維持、あるいは防犯パトロール隊の発足などなど多くのメリットもあったというふうに考えてますし、できる限りのことはやってきたということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、家族、地域がばらばらになったということについては、どの被災自治体においても避難先の物件の広さや家族の仕事、学校の状況などさまざまな事情から世帯分離をせざるを得ない状況があったわけでありまして、飯舘村が特別そうだったということではないと思っておりますし、そういう中でほかの自治体よりは、はるかに村はしっかりと職員たちがやってきたということでありまして、決して避難時期が影響したものではないというふうに思っています。むしろ、1時間以内の避難によって解除になってからもいろんな形で家族が離れながらも行き来できる環境をつくったということでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

3つ目の分断というところでの答えをさせていただきます。

ご質問のように村民を分断したのではないかという話ではありますが、全く逆でありまして、いかにその分断を少なくするかというところに村は最大の意を用いてきたということでもありますので、非常にそのご質問にはなかなか同意はできません。避難については、国の避難指示後、後発となった避難開始に当たって、なかなか避難先が見つからない中で、今も申しましたように職員の努力によって何とか車で1時間以内の場所に避難できるように避難先を探し、放射線の健康リスクと避難による生活の変化によるリスクを最小限にするようにしてきたということでございます。

したがって、ほかの自治体よりは、いわゆるそのまま生業を続けられる方、あるいは仮設の学校に多くの子供たちが通える方、あるいは離れたとしても行った来たができる家族の関係をつくってきたということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。結果として、個々人の選択ではありますが、村民のほとんどが福島市を中心とする近隣の市町村への避難ができて、希望する村民は機会を見て自宅を初めとする財産の管理や地元のコミュニティに参加することができたということでもありますので、これも当たらないというふうに思っております。

除染についても、他の自治体の2倍、3倍の何回も説明会や住民懇談会を開催し、住民の意見や不満、心配を伺いながら除染の範囲や方法、時期、対象など村内でできるだけひとしく実施されるよう環境省と協議を進めたところであります。

例えば除染のことであれば居久根の伐採にしろ、あるいはいわゆる土地の除染は線量の低いところはプラウでうなう、線量の高いところは表土を剥ぐ、これが環境省のだったわけではありますが、そうすると当然住民、隣同士で分断ができるということで、それは一切同じようにしてくれという話もそこでやったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

賠償についても、当初精神的賠償については3つの区域があつて、いわゆる6分の6をというところから6分の2までの差が生じましたが、結果、帰還困難区域を除いては平等になるように交渉してきた。つまり、避難指示解除の4つの地区が早く帰れるからといって役場、居住制限区域が入らないのに、あなたたち先に帰りなさいということは私ではできませんよということで困難区域外はみんな平等にやっていただいているということでもありますので、まさに質問は当たらないというふうに思っております。その他も、できるだけ村民がひとしく、そして村民にとって有利になるよう国や東京電力、関係者と綿密に協議をしてきたところであります。

働く環境や子供たちの生活、学習環境についても、村として事業所、事業に対し、操業再開やそのための支援を行うなどして村内での就労の機会を確保したり、村の学校に通いたいという子供たちのためにも仮設校舎やスクールバスの運行など環境整備を図りましたし、それぞれの理由で転校した子供たちへも村の行事、あるいはいろいろな事業に同じく参加できるようにしてきたところであります。

以上のように、村はできるだけ村民の間に不公平感が生まれぬよう努めてきたところでもありますので、何ゆえ村民を分断させてきたのかということは全く当たらない考えと思っております。できるだけ平等になるよう職員ともども全力で進めてきたところであります。

すので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

村民の歩みについての民意というところにお答えをさせていただきたいと思えます。

民意を生かした自主的施策とは、村民の意見や提案を生かしながら行う、村にとって必要な施策のことと考えてるところであります。民意をくむという点では、村ではこれまでも行政区長会議を初め行政区ヒアリング、行政区懇談会、方部別懇談会、自治会懇談会、復興計画への村民参加など各種会合を少なくともほかの自治体よりは数多く開催してきた、いわゆる近くに避難をしていただいたということがあると思えます。そして、村民の意見や提案、相談などをずっと聞いてきたというふうに考えております。そこでの声を生かしながら国や県、議会とも協議をし、相談し、そして村にとって必要な施策を国や東電などと進めてきたということでもあります。

具体的な主な例を挙げていきますと、先ほども言いましたように、いち早く防犯パトロールの設置ということで、400人の避難民の雇用の中で村を自分たちで守るということで、約8億円の雇用促進のお金を国のほうから取らせていただきました。除染における農地の表土剥ぎ取り、先ほど言いましたように全て表土剥ぎ取りをしていただきたいという話、それから居久根の伐採も4メートルの枝張りでありましたけども、それではだめだということで居久根の伐採も、ほかの自治体ではないところもやらせていただきました。さらに、昇口舗装、これも全く可能性のほとんどない中を国の配慮で今600件の舗装をやっております。総額10億円国から引き出してます。賠償においては、住居確保損害賠償、あるいは飯館村は畜産の村だから草地は畑だということで畑の値段で賠償をもらっています。山林の立木補償に対する条件の向上、復興拠点整備、ここもなかなか難しい問題でありましたが、県のほうから基盤整備その他の復興基金を6億円引き出して、あの基盤整備をしています。国や東京電力、県の既存制度では実施が難しかったものを粘り強く村は交渉し、認めていただいたものが数多くあるわけでもあります。

このように、国や県の言いなりという話ではありますが、全く逆でありまして、いかに国、県から村民のために引き出すかということをも村としてはきちんと言いながら、相手のことにももちろん配慮し、それ以上に私たちのことも考えていただくという交渉の上で進めて、できるだけ村民の要望・要請をこれからもしていきたいと、このように思っているところでもあります。

以上、その他はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、村民の歩みについての2点目の除染と4点目の放射性物質について、関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、2点目の除染の村としての自主的な施策についてであります。国がまだ国の除染計画を発表していない平成23年9月に除染計画期間として住環境が2年、農地を5年、森林を20年程度、そのほかにも除染の推進体制や除染の概算費用などを明記した村独自の除染計画書を策定しております。これは県を通して国に対し、いち早く国の除染計画を策定し、早期の除染実施を要請するために策定したものであります。

また、平成24年5月に発表された国の除染実施計画では、具体的な除染目標値がありませんでしたので、村としては当面年間5ミリシーベルトを村の除染目標値と定めながら国

に要望して本格除染を進めてまいりました。

さらに、除染を進める行程として川上から川下に村を2分割し、除染の行政区順番を計画して行政区の除染説明会を開催してまいりました。残念ながら仮置き場等の確保の関係で全て計画どおりにはなりませんでしたが、国の工事発注の区域割りに参考としたところでもあります。

そのほか、行政区等の除染説明会等で村民から要望のあった居久根伐採の実施、全農地の削り取り実施、国有林活用の仮置き場の確保、除染困難な建物の対応など時間を要しましたが、国と協議をして解決したところでもあります。

次に、未除染への対応であります。森林においてはご存じのとおり宅地等の林縁部から20メートルの範囲まで除染をしておりますが、林縁部から20メートル以遠の対応として現在里山再生モデル事業として安心安全に向けた環境づくりのため森林全体の放射線量の低減の効果検証を復興庁、環境省、林野庁、福島県の連携で、実証事業として村民の森あいの沢において実施しております。村としましては、この事業の実施が本年度までで、空間線量等々のデータのとりまとめが来年度となっておりますので、里山再生を図るための知見、手法が整備され、里山再生の取り組みにつながることで、里山内の放射線量低減を期待しているところでもあります。

河川については、国の交付金を財源として村が事業主体となり、県管理の2級河川の除草や村管理の普通河川の一部の土砂撤去を実施しているところでもあります。ため池については、国の交付金を財源として、ため池の底質土除去対応ができる制度となっておりますので、今後実施に向けて検討をしております。

次に、除染廃棄物の処理計画等ではありますが、除染工事から発生した除染廃棄物が入ったフレコンバックの発生総数は、草木などの可燃物が78万袋、除染土壌の不燃物が172万袋、合わせて250万袋であります。7月末現在可燃物約31万袋を炭平減容化施設へ、また不燃物5万袋を中間貯蔵施設へ搬出し、可燃物が47万袋、不燃物が167万袋、合わせて214万袋のフレコンバックを仮置き場等で一時保管をしております。

本年の3月議会にも答弁しておりますが、国の中間貯蔵施設への搬出計画は、平成28年3月に中間貯蔵施設に係る当面5年間の見通しを公表しており、平成32年まで除染土壌等予想発生量2,200万立米のうち56%程度の1,250万立米を中間貯蔵施設に搬入できる計画を立てております。村においては、本年度15万1,000袋を搬出する計画で現在実施しております。来年度以降の搬出量は中間貯蔵施設用地の確保状況により決定されます。また、環境省が長泥地区で実施する環境再生事業で村内にある除去土壌の再生利用を図ることから、村内の仮置き場等にあるフレコンバックの早期搬出が進むものと考えております。

村としては、村内に除染廃棄物等があることで不安を感じている村民の声を聞いておりますので、今後も国に対し、早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

なお、2年で帰村としたのはなぜかですが、平成23年4月に国から全村避難の指示を受け、役場機能を飯野支所に移転した平成23年6月に「まていな希望プラン」を発表しましたが、その中に避難生活を2年くらいにしたいと明示をしました。これは希望として明示したものでありますが、現実的には除染が大幅におくれ、避難指示解除までに7年

もかかってしまいました。村民には長期にわたる避難生活を強いてしまい、大変申しわけない思いであります。

次に、4点目の放射性物質であります。福島第一原発事故で拡散された放射性物質は平成23年6月から7月の村内土壌調査でヨウ素131、ヨウ素132、セシウム134、セシウム136、セシウム137、ストロンチウム89、ストロンチウム90、プルトニウム238、プルトニウム239、プルトニウム240が検出されたと平成23年9月に文部科学省から発表されました。

検出された場所についてであります。ヨウ素及びセシウムについては村内の全域と考えておりますが、プルトニウム、ストロンチウムは詳細には把握しておりませんが、プルトニウムは村内2カ所、ストロンチウムは6カ所と聞いております。

次に、動植物の影響であります。昨年度県が村内で捕獲した7頭のイノシシ肉のモニタリング結果であります。最大で1キログラム当たり1万4,000ベクレル、最少が1キログラム当たり100ベクレルで、7頭のうち5頭が1キログラム当たり2,000ベクレル以下でありました。

また、村内で採取した山菜類等あります。こしあぶら、キノコ類は依然として1キログラム当たり1万ベクレルを超えております。そのほかのタラノメ、ワラビ、ふきなどについてあります。1キログラム当たり、まだ100ベクレルを超えているものもごございます。現在までも村としては村で調査した結果についてはお知らせ版、ホームページ等で周知するとともに、村民の方には生産した農作物や村内で採取した山菜などについては、非破壊式食品放射能測定器などで測定するように勧めてまいりました。今後も村民の方が無用な放射線量を受けることのないように推進してまいります。

以上であります。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは村民の歩みについての健康の部分と村民の人生についての健康の部分の2点をお答えさせていただきます。

まず、村民の歩みについての健康の部分、村民の健康にとって重要なことは健康手帳を作成して村と一緒に活動された村民に対して、村長はなぜ協力することなく、県に健康問題も丸投げしたのかとご質問にお答えさせていただきます。

放射線被曝による健康被害が大きく懸念される震災当時、18歳未満の村民の原発事故当時の放射線被曝の推計と行動状況把握のため、平成23年9月に村民の有志で結成された「負けねど飯館」により作成された健康生活手帳のことだと思われ。村はこれを参考に震災当時の子供の状況、直後3週間の詳細な行動記録など原発事故以降の食事内容を含めた記録を残せるような「までいながら健康手帳」を発行させていただいたところあります。さらには、全ての県民の健康不安に対応すべく、県が平成24年3月に作成、同10月に直接県から皆様に送付されました「県民健康ファイル」があります。

村としては、決して「負けねど飯館」の取り組みと協力に対して消極的だったのではなく、現場としても専門的知識もない中、想定外のことが多く、県の指導を仰ぎながら対処してきたというのが実情でありました。このようなことから、「までいながら健康手帳」と甲状腺検査、ホールボディ検査などの放射線関係や村で行っている集団検診などの県民健康検査の記録が10年間は残せるようになっている「県民健康ファイル」を利用し、検診

の際の健康相談や事後の検診結果説明会時には専門家による相談を行っております。また、このファイルは随時避難先等で行っています健康教室に参加される際に持参していただき、健康相談を行っているところでありますし、今後ともこれを継続し、村民の健康管理に努めてまいります。

次に、2点目の村民の人生についての4番目の健康の部分で、国、東電、県、医師会、専門家、マスコミまでも放射性被曝なし。病気発症や早死に合併症など県内病院で幾ら病気が2.5から5倍と発症している事実があっても因果関係なしで終わらせようとしているが、村長として命までも加害者の言うなりに従うのか。村民の健康と命を守るために永久の補償を求めるのかとの質問にお答えさせていただきます。

村としては、先ほどのおただしにあった健康手帳をもとに事故当時の放射線被曝量を推計しながら健康被害等の有無の確認とその対策を行ってまいりましたが、事故後の新たな放射性物質の降散もないということから、現時点では特に問題はないものと考えておりますが、引き続き甲状腺検査やホールボディ検査による被曝検査を継続するとともに各種検診などの受検を勧奨し、村民の不安払拭に努めてまいります。

また、村民の健康と命を守るために永久の保障を求めるのかのおただしについては、さきの定例会でのご質問にあった医療手帳による無料化継続などの補償を求めるべきとの部分と同様かと思われます。この問題につきましては、以前よりお答えしておりますように村としては可能な限り継続されるように国・県及び関係機関に対し、引き続き要望してまいるところであります。以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、質問の2の村民の人生についての2の1と2の2のご質問にお答えさせていただきます。

まず、2の1の自然・土地についてのご質問にお答えいたします。

村では平成31年・32年の2カ年で第6次総合振興計画を策定する予定をしているところでございます。あわせて、土地利用計画等についても、この総合計画とも整合性ある内容で整備をする必要があると認識をしているところでございます。

ただ、震災後にはご承知のとおり自然環境や生活など震災前とは村の状況が激変している状況であるのも事実でございます。よって、さまざまな課題がある中での総合計画・土地利用計画の策定が予想されますので、各行政区や議会、そして関係者の皆様とご相談をさせていただき、実効性のある施策となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続いて、2の2の経済・生活費についてのご質問にお答えいたします。

避難指示解除から1年余りが過ぎ、現在東京電力から示されている各種賠償については、ほとんどの内容が固まっているところであり、被災者等から求償があれば現在の決まりに従って支払いがなされている状況でございます。また、仮設住宅・借り上げ住宅についても、帰還困難区域を除く地域は平成31年の3月末まで、帰還困難区域については平成32年の3月末でそれぞれ供用期間が終了する旨、県より発表があったところでございます。

国も集中復興期間を平成32年度までと定め、重点的に復興施策を進めておりますが、その後は現在のところ不透明な状況でございます。村としては、これらの終期を見据えなが

ら数多くの復興施策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、村の基幹産業である農業再生のためかかる費用の4分の3を補助する営農再開支援事業を初め、村民の生きがいつくりと将来の農業者育成のための生きがい農業支援事業、また村民の健康・安全を守るための甲状腺、内部被曝検査の継続、また各種検診、見守り活動、防犯カメラの設置、そして子供たちのための学校再開や海外研修、そして沖縄への研修事業、また働く場所を確保するための起業支援事業、そして新しい村づくりのための移住定住交流事業等、村政各般にわたりきめ細やかに対応してきており、引き続き村民の生活と福祉向上に努めてまいる所存でございます。

私からは、以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の村民の人生についての2の3についてお答えをいたします。

まず、公共施設の維持管理経費ですが、震災前の平成22年度決算額で約2億円を費やしておりました。復興事業によりさまざまな施設を整備しておりますが、村公共施設全体で今後約2億2,000万ほどの維持管理経費を要すると試算をしております。震災前に比べ、約2,000万円の増となりますが、主な内容は賃金、光熱水費、役務費、委託料などが増加する一方で、震災前の3つの小学校と2つの幼稚園、こちらの経費は減少すると見込んでいるところであります。

なお、今年度末には詳細分析をしまして、後年度の維持管理経費を算出したいと考えております。

次に、一般会計の地方債残高についてですが、平成30年度末で約37億7,000万円、村民一人当たり約65万5,000円ということになります。

なお、現在地方債の借入れについては、元利償還金の70%から80%が交付税で措置される過疎債・辺地債等の国による財政支援がある有利な借入れをしております。これらの算入される分を除きますと、平成30年度末で一人当たり13万6,000円となる見込みであります。

また、平成29年度の実質公債費比率については、6.1%ということで財政が硬直化するという基準の25%を大きく下回っております。また、将来負担比率については、基準が350%に対し、算定なしということであります。また、実質赤字比率・連結実質赤字比率等についてもゼロということで、指数から見れば健全財政を保っているということであります。引き続き有利な起債や補助事業等を活用し、健全な財政運営を維持し、後年度負担が生じないよう取り組んでまいります。

また、村の事業や財政状況などの周知方法としては、村民向けの予算書を毎年作成をして村民の皆さんに配布をしております。その中に指数も含めて別表としてかなり細く、わかりやすく掲載をしておりますが、さらに村民にわかりやすいような財政の指標などについても、今以上にわかりやすいという、どの程度までわかりやすくすれば理解していただけるのかわかりませんが、今の村民向けの予算書もかなり細く後ろに資料として掲げてありますので、あれを見ればほとんどの方は理解してもらえるのかなというふうに思いますが、さらにかみ砕いてといいますか、わかりやすく工夫しながら村民向けの財政の運営

状況をお知らせしていきたいと、こんなふうに思っております。以上です。

7番(佐藤八郎君) たくさん質問するとたくさん答弁が長々ときまして再質問時間が足りませんが、後で各課に聞けるものは聞くということでしたと思いますけど、まず1番目の避難しなくてよいとしたことはないという村長のお話しでしたけれども、県の元議長に呼ばれて避難指示が告げられたんですけど、避難はしないんだというふうに拒否されたという、その当時の議長さんは私友達なので聞いていたんですが、そうするとその当時、議長さんが言ったことは間違いだということではいんでしょうね。

あとは、デメリットについては、なかったという答弁でありますけど、多少被曝を増したという、多少被曝というのは3月11日に直ちに避難しないで4月22日までいたから、その期間中に放射線量が浴びると予想される数量を多少の被曝量というふうに言ってるのかどうか、どのぐらいなのかわかれば話していただきたい。

あとは、避難して生業している仕事の継続というふうに答弁してありますが、村はどの程度の人が避難して、その後継続したというふうに、その当時なり現在振り返ってみてつかんでいるのか。

あとは、他市町村はまとまることができて実態あるが、どこでも実態同じとするデータを……。

議長(菅野新一君) 八郎君。一問一答でお願いします。

村長。

村長(菅野典雄君) 一番最初に飯舘村にいわゆる放射能の探知機が入ったときには、44.7マイクロシーベルトと、こういう数字であります。それは理解をしております、まだその当時はその44.7というのはどの程度の数字なのか、なかなかわからなかったというのも事実であります、できるだけ早くその辺を把握するためにということで県のほうから長崎大から来ている高村先生なり山下教授の話などを聞いて、まず注意はしなければならいけども、いまいま急いでという話ではないので、少なくともやはりその中で子供であるとか妊産婦の方とか、あるいはそういう方が人によってはそれぞれ感じ方が違うでしょうから、避難する方は避難するようにということで、先ほど言いましたように飯坂温泉であったり、あるいはあいの沢であったり、あるいは鹿沼ということでさせていただいたということでもあります。

ですから、まさに避難しなくていいという話は全く言っていないところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

7番(佐藤八郎君) その当時の特別委員会なり、その当時の新聞記事いろいろ調べれば村長が避難しないでいくんだと。今の意識ですからね、高村先生、山下先生の意識のままを村長はやろうとしてるんですから、避難は必要ないですよ。注意が必要なだけでね。それはわかりましたからいいですけど、ただ、元議長さんの話だとちゃんと県に行って説明を受けたときに拒否されてきたというのは聞いてますので、そのことはもういいですけども。

あと、デメリットはなかったという、多少被曝量増したところだというんですけど、この多少というのは、多少増したというのはどのぐらいを言ってんですか。

総務課長(高橋正文君) 当時、私担当課長をしておりましたので、ちょっと頭にあるのをお

答えますが、県民健康調査で市町村ごとの事故からの被爆量の積算量が当時発表なっただと思いますが、それが飯舘村がやっぱり多少避難がおくれたということで市町村の中で飯舘村の積算被爆量が一番多かったというのを記憶しております。

その量であります、多少というのは皆さんいろいろ捉え方あると思いますが、ちょっと数字持っておりませんので、あと、担当課のほうで調べさせていただきたいと。

7番（佐藤八郎君） 継続して仕事やってた方々がかなりいるという、だからデメリットでなくてメリットなんだっていう答弁してますけど、継続した仕事やった人何人っていうふうにつかんでますか。

村長（菅野典雄君） 当時、20ミリシーベルトで避難しなさいと、こういうことでありましたから、素直にとらせていただければ20ミリになってなればと、こういうことで室内は大変低いということが調査の結果わかりましたので、避難はしなければなりませんけども室内で仕事をする方は通ってやる、そのかわり計算上きちんとして検査をして、場合によっては8時間労働が7時間になるかもしれないし、週5日が4日になるかもしれないけども、それでどうですかという話でさせていただいて、それぞれある程度当時は慎重な検査を受けながら、20ミリシーベルトにならないということでの操業なり何なりを続けていただいたと。それによって、何ていいますか、いややっぱり無理だという方はやめたという方もいっぱいいますし、いや助かったということでそのまま仕事を続けた方もかなり多くやっぱりおられたということでもあります。

ですから、デメリットがないというつもりはありませんけども、デメリットもあつたけどもメリットもまた多かったということも事実としてあるということでもあります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） つかんだ人数出てこないの、もういいですけど、次に除染実証やられて前後に場所違うところを議会に報告したり、つまりA地点を除染したのに、除染実証ではA地点と違うところの結果を報告したり、あとは除染作業自体も、川に流したりU字溝に流したり、いろんな除染作業でもごまかし大変ありましたけれども、計画はことごとく守られないで延びて延びて延びてきたんですけれども、そういう実態があったということは認めますよね。

村長（菅野典雄君） 村としてそれをやったわけではなくて、それぞれ請け負った業者がどうかでそういうことをやったということでありまして、それが村がやったという話では全くないということをご理解いただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 村がやったけれども、村の代金落ちたものをきちんと片づけてもらう、見回りなり何なりきちんとやるというのが責務ですから。

あとは、国の工事発注なり計画をつくる、そういうことをやるのにも村の行政執行への国、県なり東電の職員配置、ずっとありますけど、今も入ってますから、この配置された流れをずっと後で資料でいただきたい。

あと、次に未除染への対応についてですけど、いわゆる飯舘村全村面積の85%についてですけども、未除染対応として森林全体を指して里山って言ってもわずかな面積なので、村独自の除染計画書、森林20年程度計画持っているということなんで、それも後で20年、先

ほどの答弁の中にありますから、それを後でいただきたい。

あとは、250万袋っていうふうに答弁されてますけど、前に280万袋って聞いてるんですけど、30万袋はどこにいったのか、それも後で資料をいただきたい。

あと、国の中間貯蔵施設への搬出計画、33年までの見通しというふうに、5年間の見通しですからあるわけですけども、この答弁の中では56%程度の搬入できる計画だといってますけど、残りの44%は環境省が長泥地区で今度やられる環境再生事業、この環境再生事業、二本松で道路にその物資に使うとしたら、放射性物質を拡散するだけだということ、下に埋めてしまえばとか見えないように隠してしまえばみたいなことは認められないということで、環境省もあの事業は取りやめという状況でありますけども、長泥では環境再生事業を今度やるわけでありまして、こういうあるものを下にしたりして散らばして44%を片づけようとしているのかどうか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁しました国のほうで中間貯蔵への搬出計画、28年3月の公表されている部分でお話をさせていただきました。この時点では、まだ長泥地区の環境再生事業も全然話もない時点でありまして、やはり中間貯蔵施設、施設用地ですね、用地の関係があって100%の面積がまだ確保ができてないという経過も途中途中あるものですから、まずは32年度までに56%程度は用地を確保して施設をつくりながら入れていくという計画で出しているということでございますので、後の部分は全て長泥とか計画ないのかではなくて、その以降ですね、28年3月に出しておりますので、現実的な部分、状況も調べて、あとお知らせしたいと思えます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） あと、次の避難生活2年くらいにしたいという、ですけども、先ほど村長がみずから言ったように高山先生と山下先生ですから、そういう指導受けて全て運んでるわけですから、放射性物質が降散された事実は認める、放射能をそこから発してるのも認める、人間が被曝するのも認める、そういうことをしながら村民の健康と命を無視した希望でないかと思うのね。2年で帰れるなんて話ね。だからそういう矛盾してる話だったなというふうに先ほどの答弁聞いて思いました。そのことはそういうふうに思えます。

その物質の今る物質説明ありました。文科省発表なりその後の発表なり、これ動植物への毒性は、その物質はあるんですか。ないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁の中で県のほうでモニタリング調査をしているイノシシの肉の部分でお話しさせていただきましたが、キロ当たりで最大で1万4,000ベクレルのものがあつたということでお話ししましたし、あとは山菜類等についても、キノコ、こしあぶら等については、まだ1万ベクレルを超えているものがあると。また、そのほかについても100ベクレルを超えているものがあるということでありまして、放射性物質からの移行はあるというふうに思っているところであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 村民の特に避難しないでずっと村の自然界と一緒に暮らしていた人に聞くと、動植物、いろんな枯れた、死んだ小動物も含めていっぱいデータもあるし、写真もあるし、証拠もいっぱいあります。そういう意味では毒物があつたというのは間違いありませんので、今後もそういうことではきちんとすべきだし、土壌分析全てについて、今後特に生産してる云々になれば土壌が植物にとって基本ですので、土壌分析とかそういうも

のについては、きちんとされるのかどうか。されるかどうかだけです。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開に向けての土壌についてであります。土壌分析については、いわゆる化学肥料とか堆肥とか入れて、土がどのような状況、窒素関係、カリ関係、そういうのがどうなんだという部分を調べるのが土壌分析という形にしております。あとは、セシウムの部分については濃度調査ということで、土壌分析については県のほうにお世話になりながらやっております。あと、濃度調査については村のほうで職員で対応させていただいて、営農再開に向けて必要ある部分では濃度調査も行っているという状況であります。以上です。

7番（佐藤八郎君） 1の3ですけど、村長答弁で質問にも同意できないし、指摘は当たらないという答弁ばかりしてますので、この問題をやってると時間が全くなくなるので、まずはっきりしてるのは多くの村民がADRである申し立てした、なぜ申し立てしたか、村がちゃんとやってくれないからやったんです。そのことも邪魔をした。それは事実として邪魔をした。それは村長がみずから山木屋のADR団体に謝りに行ったことでちゃんと証明されてる。あとは学校行事も最初の2、3年だか2年だか、村外に飯館で用意した仮設学校にあげない子供には案内も出さなかった。そのこともPTAの方々からいろんな声があって、それも証明されてるし、村長が勝手に自分のパフォーマンスでどんどんやっていくのにはこういう指摘が当たらないって自分は言うでしょうけども、現実には村民の中にはそういういろんな差別や区別が、不公平でない行政はいっぱいあったということをおきます。

次に、健康問題、1の5ですけども、いろいろこの間も議会でも課長にご説明願いましたけど、今戻られた方々の生活って大変なものであって、やっぱり今の、この間も議会の皆さんで聞いたところ、基本的には村民の声や願いを把握をして村として体制と内容をきちんととりながら、帰村者が、高齢者が多いわけだし、車運転も含めて精神的にも、一回行くたびに変わっていくわけですね。最大としては目的はやっぱり自殺や孤独死なくさなくてはというのが大前提の課題だと思うんです。そのための村民の、高齢者だけ戻ってる人の家族に対しての村民のアンケートとか、そういう家族形態をきちんと取り戻さないと、なかなか社協とかそういう担当の職員だけで対応というのは難しいんじゃないかと思う。そういう部分をきちんと確認されて進めるべきだと思うんですけど、健康課長、どういふふうにやっていくか伺います。

健康福祉課長（齊藤修一君） 今ほどありました自殺及び孤独死等々の問題であります。自殺対策につきましては、全国それぞれの市町村で独自に自殺対策計画を策定するというところで今村のほうでも準備をしております。また、そういった方々に対しての家庭訪問等々特に重点的に、今現在村のほう、社協等々と協力しながらやってるわけなんです。1軒当たりの内容といいますか、相手に寄り添えば寄り添うほど時間がとられてしまうといいますか、なかなか小回りがきかなくなるという部分もあります。そういったことも含めて県の保健所等々と連携をしながら今後とも重点的に進めていきたいというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） 今の健康問題ちょっと、私は専門的知識も加えて村民の知恵も大分入れ

て「負けねど飯館」が作成した手帳というのは、今改めて見させたり記録した人を見ると、あの当時どれだけこの人は被曝したか計算できるぐらいの記録が残るものになってるんですね。村が用意した「までいなからだ健康手帳」、この書き方とか使い方説明はどうされて、村民はどのように活用されて、出した手帳を、その後行政としてどのように発行数なり、その手帳のまとめ方をしたり、健康対策に応用してるんですか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、まず村として「までいなからだ健康手帳」というものを23年度につくりました。その中では詳細の部分については震災後3週間、3月を重点に明記する、それ以降は毎日の行動記録等々というような形、大まかな内容の記載というような形をとっておりました。そういったことも県のほうと相談をしながら、県のほうでも被災地のみではなくて県外全域でそういった健康問題等々に不安があるということで、先ほど申しました「県民健康管理ファイル」というものをつくってそれぞれにお配りしております。この中に今まで記録してました「までいなからだ健康手帳」、あるいは有志の皆さんにつくっていただいた手帳の部分を転記しながら、現在もそういった健康相談等々で使えるような形のものになっているものとして、それをもとに相談と回答を開催しておるところであります。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと「までいなからだ健康手帳」は「県民健康ファイル」というところにもう吸収されて活用されているんだということですね。

はい、じゃ次の1の6に入りますけど、答弁で具体的な例として防犯パトロールからいろいろずっとありましたけれども、いろいろあったんでしょけれども、多額の予算というのはほとんど今後、いや今後の財政負担となるものは何か特に箱物、そういうものは民意の声なんて村民からどうやって聞いたのか。まとめたのか。どんだんだんだ箱物が村じゅうに建って新しくされて、高校はやめることになりましたけども、どうもそういう意味では民意というのを、村長が言うほどの民意つかんで生かしてるとは思えないんですけど、全体的な予算からして。

議長（菅野新一君） 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 副村長から答弁ありましたけれども、今後、予算書であれだけまでいに出してるのに、それ以上どうやってまでいにすんだみたいな話もありましたけれども、なかなか予算書であれを読みこなせて理解したんだって全ての、特に村に戻ってる高齢者が、あれ世帯に1冊なのか、3,200世帯に配ってんのかな。そういう意味も含めてもっと、私は全体の予算を知らせろって言ってんじゃないかって前から提案してるんですけども、そういう意味では非常にまだ不足してるんじゃないかと。私よく聞かれますからね、私も予算書持って説明して歩けばいいんですけど、私も違う仕事がいっぱいあるので、その辺はきちんとしていただきたい。

あとは、やっぱりもう国や加害者側東電全て含めて放射性物質というのは、もうなんでもないんだと、何もないんだというだけで発してます。でも、福島県内の病院をずっと調べてみますと震災前と震災後の病気の症状の出方は全部何倍何倍ってふえてます。それは放射能のせいでないっていうふうにもう世論つくってますからね。そして安易に世界的

に言った1ミリシーベルトっていう問題も、それは原子力村、グループって原子力でお金もうけする団体がつくった基準であって、ドイツだって0.5とか、ウクライナだって0.3ミリシーベルトを目指してるんです。というのは1ミリで病気が出るから、もっと高い数値を目指してるんです。ほかの国が。それを20ミリだとか、除染での5ミリで満足してのような行政執行は間違いであるというふうに思いますので、これから各関係課で検討されて、村民が健康で命大事にして長生きできるような施策を講じていただきたいと強く申し上げて、質問を終わります。

議長（菅野新一君） 村長。

村長（菅野典雄君） 一般質問は質問されて、それに答えていくという形ですから、一方的に断定の言葉で、それがいかにも村との合意の中でという話は、私は議会としていかなものかというふうに思いますので、ぜひ議員の皆さん方ご検討のほど、よろしく願います。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩いたします。再開は15時5分とします。

(午後2時50分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開いたします。

(午後3時05分)

議長（菅野新一君） 1番 佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） 議席番号1番 佐藤健太でございます。まずここにけさ方起きました北海道の地震の甚大な被害に対し、お見舞いを申し上げます。

また、私ごとで大変恐縮でございますが、このたび、父の死去により6月の定例会に穴をあけてしまったことに対し、深くおわびを申し上げますとともに、たくさんの励ましの言葉をいただきましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。

それでは、進めてまいります。

本村も本来であれば直売所にキノコが並び始め、田んぼには黄金色の稲穂がこうべを垂れ、稲刈りを待つ実りの季節がやってこようとしておりますが、まだまだそこにはほど遠い現実があり、いまだに寂しさともどかしさに加え、悔しさや空虚感を抑えられずにいる皆様も多いんじゃないかと思っております。

そんな中ではありますが、私も村議会議員となって間もなく1年を迎えようとしております。この1年、議会運営はもとよりさまざまなイベントや研修に参加させていただく機会がありました。とりわけ村内での行事が数多く開催され、元気な村民の皆さんの顔や姿を目にする機会がふえ、本来の飯館の姿をかいま見ることができ、涙を抑えきれない場面も多々ありました。そのたびに、この村を何とかしてつないでいかねばならないと思いを新たにしている次第でございます。

国の言う復興も終期に差しかかる中、本村が自立してやっていけるよう私たち村民がやるべきこと、やらなければならないことはまだまだ山ほどあると思います。そのために非常に細かいようではございますが、一つ一つ詰めて解決をし、村民みんなが進んでいかな

ければならないと思っております。村民が誇りと地に足の着いた村づくりができることを目指して、平成30年9月の定例会に当たり一般質問を行うものであります。

それでは、私は5項目9点の質問をさせていただきます。

まず、1項目目、村の今後のエネルギー政策について、行政・民間を含めて飯舘村全体としてのエネルギー政策の具体的なビジョンを伺います。

2つ目、道の駅についてでございます。飯舘村の道の駅までい館の初年度の決算報告と初年度の状況を踏まえた今年度の事業目標を運営会社の社長でもございます村長に伺います。

3つ目、村内未除染箇所についてでございます。村内の山やあぜや土手など、まだまだ未除染の箇所がございます。この現状と今後の対応と計画について伺うものでございます。

4つ目、飯舘村の今後についてでございます。

1つ目が飯舘村の復興とは、今後どうなることが復興というふうに捉えているのかをお伺いします。

2つ目、本年度もさまざまな事業が計画、実施をされていますが、飯舘村が今後進もうとしている方向性、具体的なビジョンなどがあれば伺います。

3つ目、村外に住む村民の皆さんとの交流の場を積極的につくり、現在の村内の様子や取り組みなども知ってもらう機会が、また村民同士が顔を合わせて話をする機会をこれまで以上に小まめに村外でつくることも必要だと考えますが、これに対する見解を伺います。

大きな5つ目、村内の環境についてでございます。

5の1、復興に伴い大型トラックの交通がふえています。大型トラックの通行の際に道路脇の高いところの木、これが茂っておりまして、どうしてもセンターラインを越えて走行しなければならないときがあり、大変危険だという声をいただいております。うちにもトラックが多々来ますので、このような声も聞こえております。これに当たって交通の安全のためにももう一度村内の状況を確認をし、支障木の伐採等をすべきではないかと考えますが、これについての見解を伺います。

5の2、村内道路の白線などが道路の補修や経年劣化によって消えてるところが多数見受けられます。センターラインがわからずに、はみ出し走行など大変危険な箇所があるのご指摘をいただいております。車を使う村民も高齢化してきておりますので、より一層の細やかな安全対策が必要と考えますが、これに対する見解を伺います。

5の3、帰村し、家の周りや土手などの手入れで雑木や雑草など刈り取った方がいいが、野焼きができなくて、これの処分に困っているとの声が上がっております。月に1回でもいいので何とかこれを回収する手だてはないかというふうに考えております。これに対する見解を伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村に戻った方も戻らない方も、いずれにしてもやはり私たちのふるさとでありますから、そのふるさとをしっかりとやっていこうという話の中でのご質問、ありがとうございます。

それでは道の駅についてということに、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

ご存じのように、飯舘村の道の駅までい館は、昨年8月12日にオープニングイベント

を開催してスタートしたということでもあります。軽食あるいは農産物や花卉などの販売、あるいは情報スペースコーナー、道の駅の直営のコンビニエンスストアというような機能で今まで営業を1年間してきたところでございます。店内では、避難指示解除後、いち早く作付・出荷をしたインゲンを初めとして村民の方が丹精込めてつくった野菜類とか花卉、米などの直売品を販売をさせていただいております。また、村内だけではなくて村とつながりのある日本で最も美しい村連合の加盟自治体や、あるいは特産品・工芸品などいろいろほかでは余りないようなものを売れる形でやっていければなど、こんなふうに考えたところでありまして、オープン2週間で5万人ほどを達成をしたということでありました。

この道の駅までい館の初年度の運営状況というご質問でございます。6月の19日に株主総会を開催をし、決算報告を受けております。昨年8月にオープンしてからことし3月までのコンビニを含めた売り上げ総額は1億5,829万円となりました。月平均にしますと1,978万円、約2,000万ということでございます。最終的な税引き後の利益と申しますと残念ながら900万6,000円ほどのマイナスということでございます。これはオープニングにかかわる経費がかかったことや冬期、いわゆる12月から2月の来客数が大きく減り、売上高が減少したことが要因になってると考えております。今後の課題かなというふうに思いますが、また、オープンが8月11日であったために比較的来客数が多いと予想される4月・7月の売り上げが反映されていないというのも幾らか影響してるのかなと、こんなふうにも考えております。

いずれにしても平成29年度は赤字決算でありましたので、役職員一同さらなる経営努力と創意工夫を重ね、平成30年度は黒字決算になるよう、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

次に、今年度の事業目標であります。村外の方々を村内に呼び込む、いわゆる交流人口の増を図ってまいりたいと考えております。また、他の道の駅との差別化、例えば少しでも多く買って食べてもらうことが必要でありますけれども、この道の駅は何かおもしろいな、楽しいな、あるいは癒されるなとか、そういうようなもの、あるいは場合によっては魅力ある産品もどこでも売ってるものではなくて、ここだけだなどという、そういうものをやっぱり一工夫・二工夫をしていくことが大切ではないかと。あちこちに大きな道の駅がある中で小さな道の駅、どう生き残るかというのが非常にこれから2年目に入って求められる考え方ではないかと、このように思っております。

具体的には、国の交付金事業を活用してイベントを3回今回実施していくことになっております。もう既に1回目は4月29日に子供向けの「こいのぼりまつり」ということで、商工会青年部の皆さん、その他多くの方たちのお力添えをいただいて村内外から900人の来場者があったということでもあります。また2回目も、もう終わりました、8月11日、道の駅の1周年に合わせて「飯館村にぎわい夏まつり」ということで、これも村内外から約1,000人の来場者があったということでもあります。この前の検討会ではこれだけの入場者があったにしては、やはり中の販売金額にストレートにつながってないのではないかという、そういう指摘もいただきまして、これもこれからの課題だと、このように思っております。道の駅までい館独自では、花を軸としたイベントや、これからのことで

すからわかりませんが、中合福島店とのコラボレーションなどによるイベントなども検討できればなど、こんなふうにも考えております。

このように、今後も道の駅までい館を復興の拠点施設として、村内外との交流拡大を図ってまいりたいと、このように思っているところであります。

次に、飯舘村の今後についてという大変大きな課題、重要な課題をご質問いただきました。復興とはどういうことと考えてるんだということでもあります。

これまで村は村内の生活インフラを初めとする生活環境整備を進め、避難指示解除後に村民が帰ってくる際に十分とは言いませんけれども、可能な限り必要な生活環境を整えられるよう各種復興事業を推進してまいったわけでありまして。建物という話がありましたが、ほとんどの建物は40年、50年たつて、しかも7、8年の空白がありますから、この機会に国の事業を使って新しくしていくことが、これからの経費がかからないという形だろうと思いますが、なかなかわかっただけいけないというのもあるかなというふうに思っております。

また、営農再開などみずからの復興、自立に向け努力する方々、ずっと賠償もさることながら生活支援制度を国としてやるべきだという話は、もう何年も前から言ってきたわけでありまして、今回そういう形で自立に向けて努力する方へのいわゆる4分の3事業やなんかが出てきて、商工会、農業のほうがいろんな形で我々の想像以上に頑張ってもらっていると、このような形であります。

交流のための各種催しの復活、開催、避難先での生活を継続される方への情報提供の継続なども取り組んできたところであります。さらに、避難指示解除から1年4カ月が経過した現在では最重点事項といっても過言ではない学校の村内再開やスポーツ公園のグラウンドオープンもおかげさまでスタートすることができたということでもあります。

さて、飯舘村の復興とはという大変重い質問をいただきました。近ごろこんなふうに考えるように少し変わってきました。「復興」という言葉、これまでも何回も私使ってきましたが、「復興」という言葉を口に出すたびに元の村に戻る、戻すという考え方が、どうしてもやっぱり皆さん方の中に、頭にイメージとしてついて回るんじゃないかなという気がします。残念ながら避難前と同じく元通りにということはなかなかやっぱりならないんじゃないかと。これが現実であろうと。特に今後の村の急激な人口減少や高齢化なども見据えながら、今まで以上に創意工夫を凝らし、村づくりを進めていかなければというふうに思っております。

つまり、小さくてもキラリと輝ける村づくり、その一つとして今とりあえず移住・定住・交流事業の推進などを挙げながら、いずれにいたしましても元に戻る復興というよりは、新たな村づくりをしていくという考え方に立っていくことも大切ではないかと、このように考えているところであります。そして、村民一人一人が自信と誇りを少しずつ持って、自立した暮らしができるようになることが今後目指すべき復興であるというふうに考えているところであります。

そういう中で「までいライフ」、これまで進めてきました。これまでもこれからも進めなければなりませんけれども、どちらかというといわゆる心を込めるということが「までい

ライフ」であったわけでありますが、心を込めるだけではなかなか復興は難しいのかなと。心のシェア、つまり相手のことにも思いをいたすということでない、この人口減、各地区の減少した戸数の中ではなかなか大変ではないかなと、こんなふうにも思ってますし、もう一つはお金も大切です。経済をしっかりやっていかなければなりませんけども、一方でやっぱり心の潤いといいますか、文化ということになるかどうかわかりませんが、その辺のバランスをどういうふうを保つかということもこれから復興の、あるいは新しい村づくりの大切な要素になるかなと、こんなふうに復興を位置づけているというお話をさせていただきました。

もう一つ、今後についてというご質問がありました。復興ということで先ほどお話をさせていただきましたが、これからもある意味では新しい村づくりを目指していきたいと考えております。具体的には、先ほども申しましたように人口減が、激減ということでありますから、その中でどういうふうにしていくか。結構少ない自治体、人口で頑張っている、それはあくまでも、何ていうんですかね、自然に何年かできてきたことではありますが、飯館村の場合には、まさに急激にということでありますから、その難しさがあるわけですが、とりあえずそういうことになりますと移住・定住・交流対策を重点的に進めながらやっていくということで、ふるさと住民制度への加入とか、あるいはふるさと納税の方へようこそ補助金とか、そういう形で少しでもいろんな人たちが村に理解をもらったり、あるいは足を運んでもらったり、あるいは支援をしてもらうという、そんなようなことをしながら新しい村づくりに少しずつ進めていくということかなというふうに思いますし、その場合にほかの市町村とのできるだけ違う点を、特徴を出していくということも大切だろうと。村には戻れないけれど、村とのかかわりを持ち続けたいという方、村民も含めて多くいるのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、いわゆる復興の計画の最後にできましたネットワークの村づくり、そんなものを新しい村づくりの柱にしていければと、このように思っているところであります。

以上、お答えをさせていただいて、他はそれぞれの担当のほうからまたお答えをさせていただきます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目のエネルギー政策についてお答えをいたします。

原子力災害以降、村では財源確保のために再生可能エネルギーの活用に関する取り組みを進めてきております。特に太陽光発電については、大火山、深谷、こちら村が出資した会社でありますけれども、その他松塚地区、これも村のほうで仲介をしながら進めてきたメガソーラーであります。これら発電所から発電された電気は全量売電運営を行っている会社から、それぞれ配当金、寄附金、協力金といった形で村に入っております。村では、これを基金に積み立てるなどして復興のための財源として活用を図っているところでありまして、さらに今回議会のほうにも北風と太陽基金の設置条例を提出をいたしまして、その配当金を積み立てをしながら、これからのさまざまな復興のために使っていこうということでもあります。

太陽光以外では、風力発電の計画が大火山において、クロス発電という名称で既存の太陽光発電を補う形で設置され、今工事のほう進めております。さらに、民間による計画が

されているようであります。一つが八木沢の頂上の国有林になると思うんですが、あその境界に風力発電17基ぐらいだったと思いますが、計画をされているようでありまして、地元のほうにも説明をしているようであります。さらに、村、大火山と南のほうの花塚からずっと阿武隈山系のほうなんです、そのところも風力ですね、そんな計画も村と川俣町に示されております。こちらはどうか分かりませんが、今のところ計画ということでもあります。

一方、バイオマス発電については、平成28年度に行った調査では燃料を燃やした後の灰の処理、これが一番ネックになっております。さらに採算性ですね、こちらのほうの問題も抱えております。そんな大きな課題があつて実現には今至ってない、検討していくことにはしておりますが、なかなかハードルが高い、こんな状況であります。

さらに水力発電、私らはダムとかそういう大きなところでない水力発電は難しいのかなと思ってたんですが、小水路であっても電源取ることができるという、そんな提案も村のほうにいただいているところでもあります。実現できるかどうか分かりませんが、可能性がある限り検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

こうした再生可能エネルギーを使った取り組みは、技術革新や放射線の低減など状況の変化により今後も継続されていくものと考えているところであります。今のところ、村としてしっかりとした全体的なエネルギー政策というのは持ち合わせておりませんが、状況を踏まえながらあるいは国のエネルギー政策もありますが、それらのところ等もにらみながら今後のエネルギー政策については検討してまいりたいと、こんなふうに思っております。

また、20年後の固定買い取り制度、大体終わって後片づけの問題も大きな課題に今なってるんですね。その後片づけのあり方などについても考えていく必要があるのかなと、こんなふうに思っております。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の3の村内未除染箇所についてお答えいたします。

国の除染ガイドラインにより、除染は人の健康保護の観点から生活圏を優先して、宅地、建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部20メートル範囲の森林を対象に面的除染を進めてきました。

ご質問の未除染箇所の現状と今後の対応と計画であります。先ほど佐藤八郎議員のご質問にもお答えしておりますが、森林については林縁部から20メートル以遠の対応として、現在、里山再生モデル事業として安心・安全に向けた環境づくりのため、森林全体の放射線量の低減の効果検証を、復興庁、環境省、林野庁、福島県の連携で実証事業として村民の森あいの沢において実施しております。来年度が最終年度となっておりますので、里山再生を図るための知見、手法が整備され、里山再生の取り組みにつながることで里山内の放射線量低減を期待しているところであります。

また、村としては帰村者による里山の保全管理ができるよう、村直轄で取り組める里山再生のための新たな交付金事業が創設されるよう、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

その他の未除染箇所となる河川については、国の交付金を財源として村が事業主体となり県管理の2級河川の除草などや村管理の普通河川の一部の土砂撤去を実施しているところであります。また、ため池についても国の交付金を財源としてため池の底質土除去対応ができる制度となっておりますので、今後実施に向けて検討をしております。

なお、あぜや土手につきましては、除染エリア内で除染として草刈りと堆積物除去を実施しておりますので、現在、福島県営農再開支援事業、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業等により村民に保全管理をしていただいております。以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、4の3の村外に住む方との村外での交流の場づくりについてのご質問にお答えいたします。

村では全村避難した際、他の自治体に先駆けて各仮設住宅等に自治会を組織し、自治会懇談会などを通して村の情報をお知らせしたり、それぞれの活動に対しての補助制度を創設したり、さらには管理人を置くなどして物質的・精神的な支援をしております。各自治会では、それぞれが独自に交流事業を企画開催し、村民同士の交流に重要な役割を果たしてきていただいております。現在、自治会は解散などにより縮小傾向にはございますが、村では引き続き支援を行っているところであります。

また、解散後の交流として同窓会の開催に対しての支援も行っているところがございます。また、自治会の代表者で組織する自治組織連絡協議会は現在も続いており、会議へお集まりいただいた自治会の代表者に村の現状や取り組みを説明し、自治会からの要望をお聞きしたり、村の取り組みを説明するなどし、それぞれの自治会構成員に村の現状をお伝えいただいております。

さらに、避難後毎年開催しております村民ふれあい集会や文化祭、復活した大倉のはやま湖花火大会、そして交流センターで開催される各種催し等については、村外避難中の村民にも参加していただけるよう送迎バス等を運行するなどし、参加しやすい環境の構築に努めているところであります。帰村した村民と村の中で交流できるように配慮しているところがございます。

一方、福島市に設置しております子育て支援センター「すくすく」では、村民はもちろんですが、福島市の子育て世代の方々にも多く施設をご利用いただき、交流の場となっているところです。また、各種事業を「すくすく」において開催するなどし、訪れた方に情報を提供しております。社会福祉協議会開催のお茶会なども定期的に開催されており、村民同士の交流の場となっていることはご承知のとおりでございます。このように村民の交流の機会づくりについては、さまざまな取り組みを行ってきているところであります。

ただし、これらの取り組みについては、避難指示解除となった現在、避難の状況の変化や国の財政支援の今後の状況の不透明さなどから継続については、今後検討していかなければならないと考えているところであります。

いずかにいたしましても、村に帰還した村民の対応と避難を継続する村民への対応の両方を満足いくような理想的な行政サービスを行うには人的にも財政的にもおのずと限界がありますことは、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 1番 佐藤健太議員の5. 村内の環境についての2点についてであります。関連しますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の道路の支障木関係でございますが、現在村道の管理については業者委託で月1回の道路パトロール、復興庁事業の住民参加型地域の課題解決加速事業によって行政区等で管理しているところであります。路肩、のり面の草刈りはもとより支障木伐採についても、その都度対応しておるところであります。議員ご指摘のとおりまだまだ危険な箇所がございますので、現在のパトロールをもっと強化しまして地元の情報をもとに早期の対応と安全安心の道路管理に努めてまいりたいと思います。

また、国県道につきましては、管理所管が福島県でありますので、村としても情報の提供や要望を継続して進めてまいりたいと思っております。

2点目の村内道路の白線についてであります。震災後除染や復興に伴う大型車を含め多くの車両が通行してまいりました。その結果、路面の損傷や白線が消えてしまっている路線が多く見られます。その間、村では路面の補修等その都度実施してまいりましたが、補修だけでは賄い切れない状況となっております。そのため、復興庁の事業を活用し、村道の路面調査を昨年度から実施しております。ことしも継続して調査を行いまして、昨年調査をいたしました幹線道路の一部の路面の改修を今年度実施する予定となっております。

今後、村内全域を実施するには単年度では実施できない状況ですので、緊急を要する箇所については、村道の一部補修や福島県の公安委員会の交通安全施設整備等によって対応したいというふうに考えております。支障木伐採と同様に道路パトロールを強化して交通安全の確保に努めてまいります。

私からは、以上です。

住民課長（細川 亨君） 私からは、ご質問の5番の3点目の雑木や雑草の回収についてお答えいたします。

家の周りや土手などの手入れで雑木や雑草を刈り取ったものは村指定ごみ袋に入れていただくことで可燃ごみとして出すことができます。可燃ごみは毎週1回各行政区から収集しております。現在、村の可燃ごみはクリアセンターでフレコンバックへの詰めかえを行い、蔵平の減容化施設まで運搬して焼却しております。詰めかえ作業の行程を踏むことからパッカー車等を使用した可燃ごみの圧縮収集ができない中で運搬作業までを当日内で終わらせるため、ごみを収集する作業時間も限られてきます。このことから、指定日のごみ収集に費やせる時間が限られるためごみ袋に入らないごみの収集はできませんので、ご理解をお願いします。

私からは、以上であります。

1番（佐藤健太君） 再質問させていただきます。

1番の村の今後のエネルギー政策についてですが、このエネルギーの具体的なビジョンがまだないということですが、採算性、売電価格がどんどん下がってくるということで採算性がなかなか難しくなってくるという状況の中でいろんな業者が恐らく村内で再生可能エネルギーをやりたいというふうに来られると思うんですけど、これもある一定の量と

どうか、ここまで村としてもやりたいけど、これ以上は難しいんじゃないかというある程度の指針を持っておかないと、どうぞどうぞという形でやって事業が成り立たなくなって、そのまま放置、回収は、撤去はどうするんだという問題も発生しかねない部分もありますので、この辺に関して村としてもある一定の、例えばソーラーに関してはここまで、風力に関してはここまで、水力に関してはここまでなど、ある一定の決まりという部分は設けるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 売電価格が年々下がってきて、今村のほうに問い合わせがあつて協議しているのは3つぐらいなんですけど、それ以外は今のところは来ておりませんし、今後も採算性の問題から来ないのかなと。風力は別ですけども、太陽光については。あと、小規模の太陽光は今飯館電力のほうで空き地に設置はしてるようではありますが、大きなものは今協議している件だけかなと思ってます。

いずれにしても、今のご質問のようにもう満遍なくずっとということにはならないと思いますので、そういう規制をどこでかけるかというのも必要だなというふうには思います。いずれにしても、景観とか公害とか環境問題に配慮して今いろいろ協議させてもらってます。もちろん安全な、安全性の問題なんかも含めてです。ですので、その規制をかける前にそんなにこれから多くなるということも予想しませんので、ある程度は太陽光の申し出というのは今の協議している会社だけなのかなと、こんなふうに思ってます。

1 番（佐藤健太君） ある程度決まった業者という形になって大体落ちついてきたのかなというふうに私も捉えてはいるんですが、この売電した金額だったり、こういったところが徐々に年間通してどのくらいなのかという推移が見えてくるのかなというふうに思いますし、この辺に関して村民にわかりやすく、どこの再生可能エネルギー、ソーラーパネルだったらソーラーパネル、そういったものが村とどことがやっていて、こういった運営体制で幾らぐらいの売電量があるのかという部分を明確に村民にわかりやすく提示しておくべきではないかという部分があります。

あと、それと売電した金額の使い道をやはりある程度明確にしておくべきじゃないかというふうに思いますが、この点に関していかがお考えかお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 大切なことだと思いますので、現在取り組んでいるメガソーラーあるいは風力の今のご質問のような形の村民への周知は、できるだけ早く周知してまいりたいと。

あと、使途については、設置をするときに復興のためにということで配当金ですね、復興のためにということでスタートしております。でも、復興といっても幅広いので、今回議会のほうにお願いしている北風と太陽基金条例の中に明確に使途というのを、その条例の中に組み入れていきたいというふうに思いますので、前のように幅広く復興というだけではない、もう少し絞って使い道をこれから決めて政策に生かしていきたいと、こんなふうに思っております。

1 番（佐藤健太君） そのようにしていただけることに期待をいたします。

さらにですけど、ソーラー・風力・水力、先ほど渡邊議員からもありましたが、バイオマス、これ進めるか進めないかという部分は非常に難しいところではあるんですが、売り

上げがソーラーや風力や水力ということである程度出てきて、基金のほうにも売電の分がプールされていくということであれば、採算性がなかなか合わないが除染であったり山林の再生という部分で必要なバイオマスというものがあるのであれば、これをこの辺の資金も充当しながら考えていくことは可能ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） バイオマスの件については、ずっとこれ長年の懸案事項で議会とも何回も協議をしてきたところであります。行き着くところは先ほどの灰の処理のことと経営の収支のことで、確かにエネルギー政策で大切なのは売電も大切なんですけど、地産地消というんですか、村の中で循環できればこれ一番村民のためにもなりますし、電気料金を安くしていくというそういう形もとれますし、必ずしも売電だけがいいというふうには思いませんが、このバイオマスについては、今の問題が解決されないとなかなか一歩前に踏み出せないというのがありますので、今かなり研究はしてると思うんですが、そういうのが可能であれば村の、先ほどの除染の話もありましたが、85%近くが山なんで、少なくとも里山ぐらいのそういう木々が処理できれば、計画的にですよ、いいのかなというふうには思いますが、今のこの課題が解決されないと前にはなかなか進めないのかなと、こんなふうに思ってます。

1 番（佐藤健太君） なかなか難しいという答弁でございましたが、除染というところも含めて前向きに国との協議を進めていただければなというふうに考えます。

次にいきます。2の1. 道の駅についてです。

先ほど村長からもありましたが、イベントを数多く重ねて今年度もイベントを何回か実施をしましたが、やはり集客という部分に関しては、そこそこいい数字が上がってるのかなというふうに捉えていますし、そのときにやはり道の駅の中という部分が非常に大事になってくるのかなというふうに思っています。今現在この道の駅の中で販売をしている日本で最も美しい村連合の特産品という部分が多々並んでおりますが、これに関しては実際仕入れをして売っているということでもいいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 道の駅の中で販売してる品物については、仕入れして販売という形になっております。

1 番（佐藤健太君） やはり道の駅の部分、今現在の状況でいくとやはりなかなか生産物も少ないということはどうしても仕入れをせざるを得ないのかなというふうには思うんですが、やっぱり仕入れをするとコストもかかりますし、粗利がなかなか出ないという部分が非常に大きな問題ではないかなというふうに思っています、いち早く村内の業者だったり事業者というところからの製品をつくってラインアップをふやすという取り組みという部分をもっとすべきじゃないかというふうに捉えますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのおりでありまして、復興で2年過ぎる部分ですね、今年度過ぎると2年になりますけど、やはり村としての特産品的なものを、やっぱり飯舘村の道の駅で売っている飯舘村の素材を使ったものをお土産にできるとか、そういうものが欲しいという部分は昨年度からありまして、今のところスープなどを、村でできたカブとかブロッコリー等を使ってのスープはどうなのかという部分も今会社のほうにお願いし

て商品化を目指しているというものもありますし、あと大学のほうとの話の中で、今後協定を結ぶ明治大学との中の話ではカレーパンなども、村の素材を使った中でカレーパンなどもあそこで製造してつくるというんでなくて大学のほうの関連する農場のほうでつくってもらって、冷凍で、その中に村の素材を入れるというような形でのものもできないかというようなことも今協議をしているということで、やはりあそこの道の駅、村長がたびたび言うように差別化が必要だ、特色あるものを並べるべきだという部分もありますので、ぜひその辺はこれから検討してまいりたいなというふうに思っているところであります。以上であります。

1 番（佐藤健太君） 先ほど村長からも決算ということで決算報告があったという報告をいただきましたが、決算書のほうを出していただきまして中のほうを拝見させていただきました。その中で不用品という形で、恐らくこれは廃棄という部分というふうに捉えているんですが、600万以上あるということで赤字が900万のうちの600万に廃棄という部分がありますので、やはり中の努力という部分に関してはまだまだ足りないのかなというふうにも感じるわけですね。イベントをしても私たち周りから支えたいというふうに思っているんですが、肝心かなめの本陣のほう売り上げを上げようとしているのかという部分で、非常にその姿が感じづらいというふうに周りからも聞こえてきています。これに関して、どういうふうに対応するのかということをお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 急遽の開設といいますか、ということだったので、なかなかその辺が思うようにいってないということも事実でありまして、これからの課題だなというふうに思っております。できるだけこれからコンサルを入れさせていただいて、少しずつやはり意識の改革であったり、あるいは品ぞろえであったり、あるいは特徴づけであったり、そういうのをやっていきたいと、このように思っているところであります。また、皆さん方からの声を聞くことも大切だなというふうに思っています。この前、あるところで話し合いをしたところ、お盆とお彼岸に花を買いにきたけども、現実には10時ということではなかなかという話があって、セブンイレブンでだったらば、少し置いたらばそこから買えるんじゃないかって、ああなるほどなとか、やっぱりそういう知恵を皆さん方からいただいて、それをやはり住民、あそこの職員の皆さん方の一つ一つ丁寧に話をしながら、いかにして売り上げを上げていくか、あるいは皆さんに喜ばれる道の駅にするかというところは、やっぱりしていかなきゃなんないなというふうに思っています。課題は抱えてるというのはもう十分承知をしております、これからもできるだけしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

1 番（佐藤健太君） いつも道の駅のところなんでございますが、今後ということで花の栽培が「いいたてオリンピア」を含めて販売をしていくということでございますが、この花という部分で今後、今すぐできてくるのかどうかというところもまたありますが、今後どのくらいの花の売り上げが見込めるのかというところが、もしあるのであれば伺いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 花をということで今現在花玉をつり下げているという状況であります。赤塚植物園さんの指導等をいただきながらガラスハウス、隣にあるハウスで今

育苗しておるんですが、その北に4棟ほどまたハウスがあるんですが、本格的にはあの4棟を使って育苗等しながら、今の道の駅の脇のところは製品をつくるということで、それらを道の駅に来た方にも見ていただくような雰囲気づくりしていきたいなということで、今花玉をやっておりますが、そのほかにオリンピアのタイタンビカスと、あとは西洋シャクナゲ、あとはクリスマスローズ、これも何種類かありますが、そういうものの鉢物を今度その北側のハウスの中で育てながら道の駅で販売をする、あるいはそれを仕入れ、それを赤塚さんのほうで買い取っていただいて市場のほうに出すとか、そういうやり方で一応収支のほうとっていききたいという形で、あのハウスをつくっております。

まことに申しわけありません。その収支額までちょっと頭に入ってないんですが、そんな形で、あそこのハウスで栽培するのが福相農園さんという農家の方をお願いしながら進めるという形であります。

一方、オリンピアですね、いいってオリンピアについては、あそこでばかりではなくて、村内でもし花をつくる方がいれば一緒になって生産していただくような仕組みもつくっていききたいというふうに考えてるところであります。以上であります。

1番（佐藤健太君） 花の栽培、いろんな花があそこで育てられるということですけど、ぜひいいってオリンピアの後にも続く二の矢、三の矢というところもあわせて検討を進めていただければなというふうに思います。

そして、村長答弁の中にもありましたが、オープニングにかかる経費だったり、冬季期間の客数が大きく減少した、減ったという部分で、そもそも道の駅をつくるに当たって、この辺は見込めた部分があったんではないかという部分もあるんですが、オープニングの経費って具体的にどのくらいかかったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 答弁のほうでもオープニングの経費ということではありますが、具体的には、やはり宣伝効果を高めるという道の駅を村につくったということで、それらがどんなものかというものもある程度宣伝効果が必要かなということと、あとはインパクトとかイメージのよさをやるということで、実は写真パネル、村民の写真パネルを周りに張ったという部分がありましたが、それらの経費と、あとは特産品ということでイチゴの紅茶をつくったところがありますが、それらの経費の部分で約500万ほど支出しているという状況で、それが響いてきているというのも現状にあるところでございます。

以上であります。

1番（佐藤健太君） オープニングに500万、先ほど廃棄に関しても600万以上ということで、この辺を、500万は今後かからないということもあるでしょうし、600万という部分に関しても努力次第で幾らでも減らしていけるんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ今年度は黒字ということをご心から願いながら次に進みたいなというふうに思い——1点、済みません、もう一度、もう一個抜けてました。道の駅食道に関してですが、メニューという形で村外、村内のものがなかなかないということで、商工会もなかなか絡めてない部分も正直あるのかなというふうに思うんですが、例えば琥珀さんのラーメンのレシピを提供いただいて、あそこで琥珀のラーメンを提供するであったり、カワタケさんのスパゲッティであったり、そういった村民がまた食べたいと思うものを、なかなか店舗とし

ては再開が難しいという部分に関しては、レシピを提供していただいて、そこで提供するというのもなかに含まれてはいいいんじゃないかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） スタートするに当たって非常に我々なかなか商売の経験がない中でどういうコンセプトでいくかということも十分、十分というわけではないんですが、検討しました。つまり、なかなか人が集まっていたかかない、今もいわゆる職員不足です。その中で多様にやっていくということになりますと、なかなかその辺大変だと。ですから少品目で余り手のかからない中で、できるだけ皆さんに喜ばれるものという形の中で、できるだけ最初からの手を広げるのではなくて徐々に徐々にという考えでスタートしたところであります。その中で今お話がありましたラーメンはいずれ商工会の商店ということで共同店舗で始まるんだらうからということで始めなかったんですが、どうもやっぱり始めないんじゃないか、あるいはこれから先なのかもわからないということで、ラーメンの希望があったものですから、ラーメンも出すようになった。

ただ、それにしてもいろいろ、何ていうんですかね、味のことから何からということになると、これまたなかなか手が足りないという中で厨房のやりくりで四苦八苦してるところでありますので、その辺のバランスも十二分考えながら徐々に徐々に皆さん方に喜ばれるような形にしていくことが大切だろうと、こんなふうに思ってます。

ただ、何か皆さんに喜ばれるのでスタッフの中でできるようなことがあれば、また皆さんで検討して、少しでもやっぱり食べる人の選択権を広げていきたいと、このようには思ってるところであります。

1番（佐藤健太君） 道の駅という部分で村民の誇りになるということが一番重要なんだらうなというふうに思います。なかなか村民の気持ちがそこに寄り添ってこないという部分が少しあるんじゃないかなというふうに感じてる部分もあるんですが、そういったちょっとした村のものという中からそういうつながりも、また出てくればいいんじゃないかなというふうに捉えています。

次にいきます。村内の未除染箇所についてです。この未除染箇所の現状、さまざまな先ほど説明がありましたが、こういった状況という部分がなかなか村民には届いてないんじゃないかなというふうな部分で、一体どうなってるんだというところも多々聞かれる部分があります。これに関してわかりやすく広報等でも、今現在こういう状況であるという部分も入れていくべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染につきましては、未除染という言葉の捉え方ですね、先ほど答弁の中、あと今でもいろんなところで答弁しておりますが、除染エリアとしては先ほど言いました宅地、農地、あとは道路、あとは林縁部から20メートルが除染エリアということで、ここを除染しますという形にしております。

先ほど来から出ている85%の森林等は、いわゆる除染する区域外の捉え方なんです。私どもが捉えている未除染箇所というのは除染エリアの中で除染をしてないというところの考え方でありまして、ここで議員の皆さんから質問受けて未除染箇所ということで、いつも残り85%というおただしいただく中では、森林の20メートル以遠というのが未除染で

すよという言い方してますが、私どもの業務的、仕事的にいうと除染エリアで除染をしてないところが未除染ということで、そういう部分については、区域の中で除染してないところは除染しますというのは国と約束している部分でありますので、村民の方から俺のところ除染してねえみたいだよ、何の土も動いてないよということがあれば、この辺については環境省に問い合わせをして、やっていけば必ず写真を撮ってますから、写真を見て、その旨の話をする。やってなければ必ず除染をしてもらうという対応をしているところでございます。ですので、除染エリアに入っている除染計画区域の中について、除染をしてない場合については、これは国の責任でやってもらうという形にしておりますので、その辺ですね、きちんと色分けがわかるようにしながら広報等でお知らせしていきたいと思っております。

今のところ、除染をするエリアとして除染していないところは、ほぼないものと思っておりますが、ただ場所によってはありますので、その辺については住民から声が、要望等があれば、きちんと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

1番（佐藤健太君） 今ご答弁いただいたようなことがなかなか村民も理解がまだまだ進んでいないのかなというふうに思ひます。例えば土手であったり田んぼのあぜであったり、そういうところは除染をしてないから未除染だというふうに私たちが捉えるわけで、その辺はわかりやすく情報が提供されれば、また少し話が進んでいくのかなというふうにも思ひますし、やっぱり山の汚染であったり土手の汚染だったりあぜの汚染という部分に関しては、どうしても必要でないものでもあるので、この辺は環境省に対してもしっかりと除染をしてくれるように継続的に伝えていただければなというふうに思ひます。

続きまして4番、復興ということなんですが、非常に大きなタイトルで私もなかなか答えを探すという部分に関して難しい部分ではあったんですが、新しい新たな村づくりという部分が一つのキーワードとして出てきてるわけですけど、新しいといってもいろんな行政区、行政でいろんな新しいものを取り組んではいらるんですが、ここに関して村民を交えて広く第6次総の話もございりますが、検討を早く進めていくべきだろうというふうにも思ひますし、飯館の場合だと、やはり今までの牛肉という部分が非常に大きな特産品でもあったので、例えば牛肉と花といったようなわかりやすく魅力的なキーワードを、この後もつくっていくということの一つの目標として進めていくということはどうでしょうかということをお伺ひします。

村長（菅野典雄君） 全くできるだけ村民の皆さんあるいはその他に見えるように可視化を大切だというのは、もうおっしゃるとおりでありますので、その辺できるだけ意は用いてるつもりですが、なかなかやはり毎日に追われたり、あるいは内部にいますと思ひつかないということがありますので、いろいろお聞かせいただければと思ひます。

なお、先ほどもちょっと年数間違えましたけども、31年・32年でそこからの5年計画ということをつくるという中には、今のようなことがしっかりとできるのではないかなという気がします。今避難中の中では、いわゆるネットワークの村づくり、つまり戻った人だけで事が済むという話ではないよと。戻れなかった村民の方にもご協力をいただいたり足

を運んでいただいたり、あるいは全く村と関係ない方も飯館に応援しましょう、あるいはおもしろいねって、こう言われるような方をまたふやしていくと、こういうことではないかなということで、先ほど実はふるさと住民票、今のところまだ1年はたっていないんですが、230人に申し込みをいただいているところでありまして、その方にどんな恩典をということで、これも国の事業を使ってだったかな、これから村の中にカメラを持ち込んでいただいて、それはフレコンバックの姿になるかもしれませんが、もっと見つけていいことかもしれませんが、そんなバスツアーと、あるいは山津見神社が結構話題になってるようですから、そんなバスツアーをしながら、その方たちにどういうふうこれから村と、全部ではないですけども、かかわっていただけるか、そんなこともやっていくということで、ネットワークの村づくりからまた2年間かけて5年間の計画に、今のような花であったりとか、あるいは畜産であったりとか、そういうのが出てくるのではないかなと、こんなふうに思ってます、我々も真剣に考えさせていただきますが、またご提案いただければ、あるいはまたその過程では多分今までであったように住民とのいわゆる懇談会の中から、あるいは地区別計画みたいなのがつくられていくという形になるのではないかなと、このように思っております。以上です。

1番（佐藤健太君） 新たな村づくりという観点からいって先日北欧に研修に行かせていただいたときにも廃村になりかねた村から復興という形の一つの、フィスカルスという村でしたか、行って来たんですが、その取り組みとして一つの企業という形で世界に物を販売をしているということがありますし、そういったデザインとか工業製品だったりもする、幅広く販売をしてるわけですけど、そういった部分に関しての発信の大もとという部分で飯館村が生かせないのかという部分で、鍛冶屋さんが飯館村内に入ってくるという話が聞こえてますが、そういった形の企業誘致とか、そういった形のものは今現在どのようなことが村内では起きているのかという部分をお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしの中でありました鍛冶屋さんという件であります、実は福島市にありますところの刃物屋さんで、いわゆる包丁とか、あとレーザーナイフとか、そういうものを打ってつくるという方で、今まで新潟のほうの燕三条のほうですか、本場ですね、修行をされて、今度飯館のほうに来てやりたいということで昨年来た話であります、今現在草野幼稚園の園舎のほうに入ってもらおうということで改修していただいて、多分年末あたりからは動くのかなというふうに思っております。それで来た際に、若い方なもんですから修行している燕三条まで私も行きまして、どんな状況なのかなというところで師匠様と話したら、かなりまじめな方だということと、あとは物づくりという部分も飯館村で個人の方が物づくりをするというのも初めてで、いろんな訴えるものがあるのかなという部分があっておりますが、そんな形で今入ってやろうとしているところでもあります。以上であります。

村長（菅野典雄君） 今、鍛冶屋の話があっただけであります、いろいろな話がやっぱりあります。飯館村でブロッコリーを多くつくりたいなんていう話もありますし、また本の発刊本、いわゆる創刊号、それがかなり昔の、例えば少年サンデーとマガジンとか、それらの発刊本をかなりいろいろいただいています。それから、あと彫刻やなんか入れてる重岡さ

んという作家のいわゆる原本ですね、そういうのも譲っていただけるという話もありますし、またいろいろな形で入ってきてくれるようになるのではないかなという気がします。

ただ、そう簡単ではありませんし、それをどう生かすかとか、あるいは人によってはそれはちょっと難しいのではないのとかっていうのもありますから、やはり慎重に考えながら、だからといって迅速にやっぱり進めるという、その辺をしっかりとやっていければなど、こんなふうに思っています。

特に今3つの校舎が、あるいは幼稚園が余ってきてます。それをどういうふうに使って、村の新しい村づくりなり復興なりに使っていくかという大きなポイントになるだろうと思いますから、多分これからも少しずつ考えていきますし、今急いでもやらなきゃならないし、また6次の5年計画の中にはそんなのは大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

1番（佐藤健太君） いろんな方たちが入ってきていろんな事業が起きるということ、非常にいいことだなというふうにも思いますけど、実際農業という部分でもかなりつくり手が少ないという部分と事業所としても採算がなかなかとれない部分があったりとか、商業に関してだったりするんですが、そういったところで村の税収という部分でなかなかいまだに上がりづらいという部分もありますので、いろんなそういったところに関しての村からの施策もたくさん盛り込んでいただければなというふうに思います。

続いて村内の環境についてですが、雑木や雑草の回収について、ごみ袋に入れて回収ということですが、やはり村に帰って除染はしたりとか居久根の除染なんかはしてきれいになってるとはいえ、やはり生活、この辺の木を切って、もう少しからっとさせたいとか、草も毎年伸びてきて何年も刈ってはいるんだけど、どんどんたまってきて、それが側溝に詰まってあふれるとかいろんなことがあって、何とか刈り取った草であったり、あとは7年8年避難してからたっていて、小さな雑木もかなり太くなって、切っても袋にとても詰めるような木ばかりではないという部分もたくさん声が上がってしまっていて、なかなか回収が難しいということで、回収が難しいのであればこちらから例えば軽トラックなりなんなりに積んでクリアセンターまで運ぶから受け取ってくれるというようなことは可能なかどうかということをお聞かせください。

住民課長（細川 亨君） クリアセンターまで運んでいただいた後のいわゆるフレコンバックへの詰めかえ作業、こちらのほうが今後どういうふうな態勢がとれるかというふうな検討事項ありますが、検討していける方向ではありますので、ちょっと考えてみたいなど、そのように答弁しておきます。

1番（佐藤健太君） ぜひフレコンバックに詰めるというところをうまい形でやっていただければなというふうに思います。ごみ袋という部分でもかなりそこに詰めて回収するとなっても物すごい数になってしまいますので、逆にまた迷惑になってしまうのかなというふうに思いますので、この辺月に1回でも構わないので日づけを決めて、この行政区は何日に搬入してくださいとか、そういったことが決まれば、そこに合わせて運び入れをするということぐらいはできるんじゃないかなというふうにも思いますので、ご検討をお願いいたします。

これで一通り再質問を終わろうと思いますが、最後にソーラーパネルであったり、そういったところの災害の売電という部分で収益が上がってきていて、これが道の駅だったりいろんなところの赤字の補填という形で大量に使われることがないよう、何とか売り上げを立てていくということに本気になっていただきながら、村民としてもそこに一生懸命応援するということももちろん必要なんですけど、赤字補填で売電分が消えてしまうということがないよう、ぜひ今後もしっかり取り組んでいただければなというふうに思います。

以上もちまして、私の質問は終わらせていただきます。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 21 分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月6日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野新一

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 長 正 利一

同 会議録署名議員 佐藤 一郎

平成29年9月7日

平成30年第6回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

平成30年第6回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成30年9月7日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日	開議	平成30年9月7日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成30年9月7日 午後 0時06分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸		6番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 原田朋	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	石井秀徳	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 会長	高橋正文	○
選挙管理委員会 会長	高野京子					
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年9月7日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～7番）
- 日程第 3 平成30年陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学援助を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 4 平成30年請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
- 日程第 5 平成30年請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
- 日程第 6 平成30年請願第4号 学校給食費の無料化を求める請願

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、総務文教常任委員長から陳情第 4 号並びに請願第 2 号から第 4 号の審査結果について、お手元に配付の報告書のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、4 番 高橋孝雄君、5 番 高橋和幸君、6 番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第 2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許します。5 番 高橋和幸君。

5 番（高橋和幸君） おはようございます。9 月定例会一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、昨年の一般質問から合わせて 4 回連続の質問に立たせていただきますが、いまだに緊張を感じております。私ごとではありますが、今月で村議会議員となりまして 1 年を迎えることとなります。これもひとえに有権者の皆様のご支援のたまものではありますが、各諸先輩方の励ましや行政関係者皆様の誠意ある対応とも感謝を申し上げる次第であります。

今、避難指示解除にある自治体の全てが帰還率に悩み、混迷を極めています。福島国際研究産業都市イノベーション・コースト構想に関しましても、高校存続ではおくれをとりましたが、新しい構想の構築も視野に入れ、各自治体に負けないよう飯館村独自の発想や展開が求められるとともに飯館村から福島の復興の発信ができる体制づくりを議会行政一丸となって手を携えていけることを、ぜひ提案したいと思います。

私も議会議員となり 1 年間を行政の中から村政を拝見させていただきました。目指したことは一つであります。村民の声を行政に、村民の行政執行への不満を届けるのが信念でありましたが、時間は流れていますし、物事も前に向かって進んでいます。現状を鑑みて帰還した人やこれから帰還を考えている人たちのためにも行政運営に滞りを起こさせるわけにはいきません。行政の独断とか議会は行政の監視役、今はそういう原則に固持したような考え方だけにはとらわれず、基本・原則は確かに大事ですが、今は職の垣根を越えて飯館村の再生・再興のために何をなすべきか、ともに同じ目標と認識のもとに手を携え

て将来を見据えて向かうべきではないかと感じています。

長くなりましたが、一般質問に入らせていただきます。

1番、村の財源状態について。

震災以降、大部分を交付金によって財政が賄われてきた実情であります。現時点においての村単独としての財政力、震災前と比較した場合、各税収や現在取り組まれている事業などなど村独自の自主財源確保率を各項目ごと（事業収入）の割合を伺います。

②として、住民の生活を守り、負担を軽減するのが行政としての役割であります。一人当たりの借金負担率が低いことが健全な行政運営のあかしであります。人口減少という現状にある中で行政として今後どのような事業展開を描き、村として収入増加及び住民の安定した生活の礎づくりを図っていくのかを伺います。

2番、基盤産業の支援について。

本村の産業の基礎が農業畜産林業であったのは言うまでもありませんが、いまだに風評被害に阻まれている面は否めないと思います。行政として今後どのような支援の強化に取り組み、産業から生まれる収入と納税の融合と調和を図り、基盤産業の魅力安定化に努めていくのかを伺います。

②として、帰還者の7割近くが高齢者という現実の中で行政としてどのように若手従事者の育成に取り組むのか。また、スマート農業や情報通信技術（ICT）等の将来性を見据えた取り組みへの視野や観点をお持ちかを伺います。

3番、復興・再生に向けた取り組みについて。

国際産業都市構想を、本村としてもさきの高校存続については、残念な結果に至った経緯がありますが、新たな参加企画や参入計画を検討しているかを伺います。

2番として、本県、主に被災自治体においては、自然再生可能エネルギーへの取り組みが非常に顕著であります。本村としてもほかの自治体に劣らない積極性が求められると思います。浜通りや会津地方を参考に挙げても、バイオマス発電計画は熱供給やガスエネルギー変換、水素製造等と併用を行っていますが、林業再生や里山再生と取り合わせた仕組みづくりへの前向きな検討視野をお持ちかを伺います。

4番、福祉介護の取り組み課題について。

村民から現在の行政としての取り組み姿勢について指摘を受けた点があり、在宅介護やヘルパー不足に関して不便さを陳情されました。有資格者不足、重労働にもかかわらずの低賃金、担い手不足、福祉及び介護が充実していれば帰還もできるが現状的には難しいという声であります。将来を考えると本村もこの問題に直面します。行政としていかに認識されているか、今後の対応策等を伺います。

最後に学校教育について。

さきの北欧研修に参加させていただき、早い段階からの子供たちへの教育の徹底、将来のグローバル化を考慮し、英語教育の強化は欠かせないと感じました。さまざまな取り組みをほかの自治体に先駆けて本村から発信する気迫と気概と努力が必要ではないでしょうか。社会福祉活動、ボランティア精神の育みや見返りを求めない奉仕の心、外国人留学生の受け入れの検討・取り組み強化が今後必要であると考えられますが、見解をお伺いし

ます。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ございますが、3点目と4点目、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

3点目、復興・再生に向けた取り組みについてということでございます。

議員のご質問のとおり、イノベーション・コースト構想ということで、いろいろこれまで何年か国、県、我々被災市町村と話し合ってきたわけでありますが、どちらかというといノベーション・コースト構想、技術革新あるいは研究所、工場をと、こういうようなことでありますが、それだけでいいのかと。我々のような小さな自治体が研究機関という話にもならないので、もっとやはり多様に考えるべきではないかということで、教育などもということで、いわゆる助成が内定していました村立高校設立については、諸事情で断念をしたところでございます。村では現在、イノベーション・コースト構想に関しては、それ以来特に新たな参加企画や参入計画の検討は行っておりません。

高校再開、このイノベーションの、それにかわる村づくりを考える場合に、これまで使わなくなった学校を、どう公共施設を利活用して、それにかわることをしていくかというのが重要だと、こんなふうを考えておりました、場合によっては企業誘致であったり新たな産業であったり、あるいは文化事業など、あちこちで廃校利用、こういうことで再生を図ってるところがございまして、そんなことをこれから検討してまいりたいと、このように考えてるところであります。

現在、数件民間事業者からの提案などもありますし、また個人からの応援企画もあるわけですが、いずれにしても村の今後にとって有益なのかどうかという判断、あるいは企業自体が優良企業なのかどうかという、いわゆる今の補助事業をうまく使って一もうけしようとかという話では決して村のためにはならないと、このように思っておりますので、その辺の判断などもしっかりとしながら、特に若い人たちが村の中に足を運んでいただける、あるいは働ける、そういう産業を呼び込んでいきたいと、このように考えてるところであります。

次に、再生可能エネルギーということでご質問をいただきました。もう何度もお話をさせていただいてるところであります。林業や里山の再生、まさに村にとっては大変重要な課題であるということの認識は持っているんですが、残念ながら木質バイオマス発電を導入し、その里山再生ということになるといろいろな課題があるということでもあります。

ただ、村としては、もちろんそういう施設で電気を売電したり、あるいは熱エネルギーを村内施設で利用することが有効ではないかとずっと前から考えておりました。平成24年、26年、28年度に可能性の調査をこれまでも実施してきたところであります。結果として、木材を燃した後、高レベルの放射性物質となってしまう灰処理の問題や、もう一つ、売電・充電した場合に、発電・売電した場合に、あるいは熱処理した場合に採算性も考えないと、ただただ木を再利用するというだけでは難しいんじゃないかと。そんなことで、なかなか施設を供給先施設の近くに建てるということも、これ一番いわゆる採算のところではとれるわけでありまして、放射性物質を含む木材を燃焼させ、さらに高レベル放

放射性廃棄物を出す施設を供給先の施設近くに建てていいのかどうかというのも、また難しい問題があるなということで、今のところなかなか容易ではないと考えてるところであります。

ただ、先の答弁でもありましたように、今後新たな技術が確立されたり、灰の処理問題が解決の道ができました場合には、改めてまた再検討して議会の皆さんと相談をさせていただくということになるのではないかなと、このように思っているところであります。

福祉のほうのご質問をいただきました。大変今後の福祉・介護の取り組みが重要だという意味でのご質問をいただいたところでございます。在宅介護やヘルパー不足問題に関する陳情と有資格者不足、低賃金、担い手不足など福祉及び介護の充実が帰還に与える影響は、将来村としても直面する問題であり、行政としていかに、いかがしていくかという非常に重要な認識はしてるんですが、今後の対応などをというご質問でございます。

ご質問のとおり、福祉・介護の取り組みはこれからの村にとって非常に重要であります。現在健康福祉課あるいは地域包括支援センター、社会福祉協議会などなど、それぞれ3者が連携をしながら福祉・介護の問題に今対応してるところであります。特に介護施設については、村内で事業所として開設しているのはいいたて福祉会のみでありまして、震災以来特別養護老人ホームと在宅介護支援センターの運営だけとなっているところであります。したがって、震災以前やっておりましたヘルパーステーションとかデイサービスヘルパー事業などは休んでいるという状況でございます。

村としても戻ってこられた村民の要望に応えるべく、村外の在宅介護やヘルパー事業などの介護サービスを提供している事業者の村内でのサービス提供に対しての補助事業、ご存じだと思いますが、2,000円の補助を出して、村外の事業者が村に来ていただく場合には2,000円の旅費を特別に出しますよと、旅費といいますか御礼といいますか、という事業はずっとやっているところであります。

さらに、ことしからは在宅サービス提供環境整備事業というのが今の話であります、今度はこちらからいわゆる外に、村外の事業所を利用するための足をどうするかということで、これもこの前もお話ししましたが、今回事業取り入れさせていただいて、70名ぐらいの方が、毎日ではないですけども月に何度か、週に一度という形で足を確保させていただいてるという村外介護サービス送迎事業、こんなのもとりあえずさせていただきながら、少しでも村民のためにやっつけていかなきゃなんないということでございます。

在宅介護やヘルパー不足問題については、現実的に若い人たちの離職も多く、生活や通勤に不便な地域での就業意識も低いことから、なかなか職員の確保が難しい、職員不足になって施設の運営が難しいということになってますし、なかなかその他のいわゆるヘルパーステーションとかそういうのもできないという状況でございます。その中でいろいろなことはやってるということではありますが、いいたて福祉会としても職員配置の見直しなどの内部改革をこれからやっていきたいというふうに考えてコンサルを入れる予定でいるところであります。

また、通勤不安の解消のために職員で村外から来た人が、身近なところで働けるようにということで、いいたて福祉会では伊丹沢の住宅を3軒買い取ってリフォームをして待つ

てると。今回1人が東京のほうから来られて、その伊丹沢の住宅からいいたて福祉会で仕事をしていただいていると、そんなような状況でもあります。

ただ、低賃金というお話もありましたが、現在の施設職員につきましては、他の施設に比べ著しく給与体系が悪い状況下ではありませんので、特別な手当なども結構支払っております、むしろ他施設よりはよい状況にあるというふうに認識をしているところであります。

今後ともいいたて福祉会の職員の確保など国・県の人員確保事業、ハローワークなども利用するなど職員確保に努めていくよう、引き続きいろいろな事業展開をしたり、あるいは応援をしていきたいと、このように思っているところであります。

以上でありまして、それぞれ他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

総務課長（高橋正文君） それでは、私からは1番の村の財源についてということにお答えさせていただきます。1の1、1の2、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1の1についてでございますが、平成29年度の村の財政力指数は0.27となっており、震災前の平成22年度と比べて、平成22年度が0.23でございますので、ほぼ同じ水準となっており、平成29年度決算において全体の収入額に対する自主財源の割合は29%となっているところであります。

また、自主財源確保のために取り組みとしては、ふるさと納税や太陽光発電など再生可能エネルギー事業に伴う固定資産税、また法人税、土地の使用料など歳入の確保に努めているところであります。

続いて、1の2についてでございますが、地方債、借金でございますが、村の財政負担にならないように村では計画的に借入れを行っているところであります。

一般会計の地方債の残高、借金の総額でございますが、この移り変わりでありますけれども、平成22年度末、これは震災前になりますが、49億8,000万円、震災後の平成25年度末で42億7,000万円、その3年後の平成28年度末が40億9,000万円、それでことしですね、平成30年度、これは見込みになりますけれども、今年度末が37億7,000万円と見込んでおるところであります。これを見ますと右肩下がりで減少傾向が顕著になっている状況でございます。

なお、今年度、平成30年度末の村民一人当たりの借金の額でございますが、約65万5,000円でございます。

また、現在地方債の借入れについては、できるだけ借りないようにしているところでありますが、元利償還金の70%から80%が地方交付税で措置される過疎債であるとか辺地債等の国による財政支援がある有利なものの借入れを行っております。これらは後ほど交付税で算入されるんですが、後で補填されるということでもありますけれども、これを加味して考えると今年度、30年度末で一人当たりの借金は13万6,000円となる見込みでございます。これを加味しない場合は65万5,000円でございますが、後でいただける分を見ると一人当たり13万6,000円ということになるということでもあります。

なお、財源の確保については、さまざまな可能性を検討するとともに村に有利な地方債

や補助事業等を活用するなどし、村民の後年度負担にならないよう、今後、規律ある財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の2の基盤産業の支援についてお答えいたします。2点ございますが、関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目でございますが、畜産業を含む農業全般に関しては平成29年度に策定した飯館村営農再開ビジョンに基づき、4つのステップそれぞれについて支援策を展開しているところでございます。

一例を挙げれば、福島県営農再開支援事業、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、農による生きがい再生支援事業、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業、飯館村営農復興支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、畜産再開素牛導入事業などがあります。今年度当初で農業振興費、畜産振興費、水田営農活性化対策費の合計のみでも9億円以上の事業費を組んで、手厚い支援を実施しているところでございます。

なお、畜産を含む農業生産物のうち食用のものについては、販売・譲渡する前の県によるモニタリング検査が義務づけされており、作付2年目以降のものについても、村による自主検査を実施しておりますので、本村においては、いずれについても現時点では風評被害は確認してないところでございます。これは生産者が少なく、市場に流通する量が少量であることが一因でございますが、一方で欲しい人に届ける、欲しい人に売るという方針に基づき、官民合同チーム等と連携して販路開拓、マッチング等に取り組んできた成果でもあるとも考えております。

したがって、今後もモニタリングを含めた生産環境体制の周知、少量でも高品質な農畜産物の生産、確実な販路の開拓を着実に進めていくことが村民の収入と産業の再生につながり、本当の意味での村の復興と魅力づくりにつながっていくものと考えております。

次に、林業についてでございますが、現在木材、パルプ材等の非食用の林産物については、森林内からの搬出に係る県による制限があり、きのこ等の食用林産物については、農業と同様採取・出荷制限やモニタリング検査の義務があります。村としては、昨年度からふくしま森林再生事業を活用するための計画策定を鋭意進めておりますので、今年度中の森林施業の再開を目標に、ふくしま森林再生事業による森林内空間線量率の測定を実施し、各種の制限をクリアできる山林箇所の特定を進めていきたいと考えております。

なお、加えて村内森林での年間の施業可能量や搬出可能な材の樹種量などを把握して森林材の販売再開につなげていくことを検討していきたいと考えております。

次に、2点目の将来を見据えた取り組みでございますが、まず若手従事者の確保についてでございます。

平成29年度の農による生きがい再生支援事業の申請者160名の年代構成は、40代が4名、50代が17名、60代が76名、70代が51名、80代が12名と、60代が全体の5割、70代以上が約4割を占める一方、50代以下は1割弱程度にとどまっております。しかしながら、実績報告書に基づく申請者と共同で活動するご家族などを含めた268名の年代構成を見ますと、30代が2名、40代が9名、50代が35名、60代が124名、70代が73名、80代が24名、90代が

1名と30代から50代が1割強の17%にふえており、親世代の生きがい農業への取り組みが、わずかながらも若い世代が農業に携わる機会を生んでいるものと考えております。

なお、今年度はなりわい農業の分野でも30代の方2名がカスミ草栽培による新規就農に向けて現在準備を進めておりますが、そのほかにも村外からの移住者による新規就農について複数の方と調整を進めているところでございます。

また、新たに村外から移住して営農定着に向けて意欲的に取り組む方に対しては、村単独事業であります移住定住交流支援事業による月10万2カ年間の限度額240万の就労支援のほか、農地情報の提供、集落等とのマッチング、村指定の農業普及指導者の指導に基づく研修の実施、試験的作物の実施、農業用機械施設等の導入支援など他の市町村にはない村ならではの、まideaな支援を実施することとしているところでございます。

次におただしのスマート農業については、現在県の委託事業として大倉地区の和牛繁殖農家の協力を得て、ICT技術を生かした繁殖和牛の個体一元管理システム実証事業に、取り組んでおります。また、上飯樋地区においてはインターネットを經由しての遠隔操作、監視、分析技術を活用した全国的にも非常に先駆的な有機溶液によるミニトマト栽培の取り組みが始まるところでございます。また、村と協定している大学との連携の中でさまざまなスマート農業の可能性の計画も進むものと考えております。

純農山村である本村としては、震災前も避難指示解除後も農業が基幹産業でありますので、今後とも世代を選ばず村内で農に携わる方をふやすなど、村のにぎわいを再生するための施策を引き続き展開していくことで、農業分野はもちろんのこと他産業においても若い世代が参加しやすい農業づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、5点目の学校の英語教育の強化を含めた取り組みと社会福祉活動と外国人留学生の受け入れの検討についてをお答えいたします。

まず、1点目の英語教育の強化は村としても欠かせないものと考えております。昨日の佐藤一郎議員のご質問にもお答えしておりますが、まず小学校は2020年度から変わる外国語科設置と時間数増加に対応するため、本年度から小学校3年生・4年生の英語を年間15時間、5年生・6年生の英語を年間50時間設けて英語力の強化を図っております。また、来年度からは本施行を1年先取りいたしまして、小学校3年生・4年生の英語を年間35時間、5年生・6年生の英語を年間70時間にふやす予定となっております。次に、中学生においては基準の140時間に土曜授業分15時間を加え、155時間とし、英語力の強化に努めております。

次に、ほかに先駆けての取り組みといたしましては、中学生に英検の受験料を村が全額補助いたしまして、積極的に能力の向上に挑戦をさせております。この検定料は平成29年度実績で74万9,000円となっております。さらに、はなまる学習会と提携をいたしまして、放課後の学習会、塾でありますけれども、学習会を行い、高校受験に向けた学力向上についても積極的に支援をしております。

続きまして、次にご質問の社会福祉活動やボランティア精神の育みについてでございますが、小・中学校ともにこれまでご支援いただきました方々には子供たちみずからが御礼の

手紙を書いて送っておりますし、児童会・生徒会が中心となって九州の豪雨災害の被災地に募金活動を行っているところであります。子供たちはさまざまな方々との交流を通して感謝の気持ちを養い、支援される側から支援する側への意識を高め、活動しておりますので、村といたしましても、この取り組みを温かく見守ってまいりたいと考えております。

最後にご質問の外国人留学生の受け入れにつきましては、実現には村挙げての取り組みになると思われまので、今後の総合計画の協議などで多方面からの意見を聞きながら検討していく案件と考えております。以上で終わります。

5番（高橋和幸君） 順を追って再質問したいと思います。

財政に関してですが、このような状況ですから口で言うほど簡単に解決できる問題ではないことは私も百も承知しておりますが、政治・行政は先を見据えての先手必勝こそが死活問題へとつながります。特に財源に関しては根拠をもって裏づけられた理論と実践と方針が非常に重要であります。今後の取り組みについては、ぜひとも何事も証明できるわかりやすい資料作成や情報公開、外から見る第三者委員会なども検討され、たとえて言うなら一般家庭のお金のゆとりは心のゆとりであり、行財政のゆとりは住民のゆとりと豊かさでありますから、帰還2年目、行政としても村民がいてこそその行政執行の力の発揮どころですので、これまで以上に再生へ特化した取り組みの強化、振興産業及び事業展開を推進し、一歩ずつ確かな足跡を村民とともに残していけるよう、また決定事項があれば迅速かつ丁寧な対応を議会に提案していただき、議論を深め、よりよい行政運営がなされていけることを切に願う次第であります。

とともに、2に関しましても、行政が村民に安心・安全と健全に生活できる場の提供をなすかわりに住民には労働という機会と納税の義務を果たしてもらうため、負担をかけない環境整備の責務を伴うわけですから、開かれた行政運営に努め、帰還者任せにはせず、行政みずから魅力ある情報提供サービスを目指していただきたいと思いますが、総括して見解を伺います。

総務課長（高橋正文君） 財源の確保についてのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、今後村税等もなかなか入ってこない厳しい時代になってくると思っておりますので、まず寄附金とかふるさと納税の寄附金、あとはその他の収入として再生可能エネルギーの事業等に係る売電収入ですね、その辺の活用をしていきたいと考えております。

なお、歳入のほうもそうですが、歳出のほうも今後いろいろなハード事業進んでおりますので、ランニングコスト等もかかってまいりますので、その辺も経費の節減等にも努めて、引き続き村の健全財政を維持していきたいと考えております。

5番（高橋和幸君） 財政に関しましては、すぐになせるわざではありませんので、今後の行政の取り組み強化に期待を申し上げます。

次に基盤産業に関してですが、5年後、10年後に取り組もうとしていたのではとてつもない痛手をこうむるのは目に見えなくても自然の摂理からも明らかであります。今後際限のない高齢化が進む中において担い手不足が深刻となります。若者の集いをどのように支援していくのか、農業の魅力をどのように若者に伝えていくのかは最大の課題であります。古きよき伝統を守るのも大切な役割ですが、時代のニーズに合わせた呼び込みも非常に大

事であります。岩手県においては、無人機ドローンを使用したスマート農業普及に力を入れています。最先端技術で若者の興味を誘う、そういうまねごとかもしれませんが、よいものは率先して吸収させてもらい、取り組み方で結果は変わってくるわけですから、ほかの自治体に負けない、おくれをとらない行政運営のためにも行政の柱の一部として今後考えていただければと思いますが、行政の見解をお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 後継者づくりということで、本当に今後の村の農業を考えれば大切な部分かなというふうに思っております。帰還2年目ということですが、営農再開の部分については、当初考えたよりもかなり多くの方々が村内に戻って農業、営農を再開していただいているかなというふうに一方では喜んでいただいております。

ただ、先ほど生きがい農業も含めて年齢構成を見れば、やはり60代が中心になってきているということでありますので、やはりこれから20代、30代、まあ40代ですね、そういう方々をどう取り入れていくかという部分が大切なことなのかなというふうに思っております。先ほどの答弁の中でも30代の方が、農業やりたいよという方とか、あとは村外から新規で農業をやりたいという方も何人かおられます。そこで、じゃ村にきてやってくださいねというだけではやっぱり継続はないのかなというふうに思っております。今の移住・定住の部分でも補助をあげておりますが、村内の農家の方のところに行って、例えば花卉農家であれば花卉の研修をしてもらって、それを地域の人に教えてもらって、それを村で継続してもらおうというのも一つ手なのかなということで、そういう研修制度も若干計画しているところでございます。

あとは先ほどお話しいただいた最先端の部分ですね、ICTの部分、やはり雨降ったらすぐ田んぼに行って水管理をするのではなくて、気象条件がどこにいてもスマホに流れてきて、それを今度遠隔操作できるような仕組みもやっぱりこれから必要かなということでも村としては考えておまして、今、県の委託事業等も取り入れようとしているところでございますので、また新たな方法がいろいろ出てくるかと思っておりますので、前向きに捉えていきたいと思っております。以上であります。

5番（高橋和幸君） 今の件も、固定観点にとらわれず強化した取り組みを期待申し上げます。

次に復興・再生に関してですが、議会のほうでもバイオマス発電研修等は行っておりますが、これ単体では採算性から考慮しても大規模経営でなくては成り立たないのは自明の理であります。一つの事業を単体とせず、かけ合わせで物事を捉え、1+1=3の思考で今後は事業に取り組むべきではないでしょうか。

例えば営農再開をしたとはいえ、実際の売れ行きはどうでしょうか。特に食べ物に関しては、いまだに出荷制限もあり、風評被害の影響は払拭されているとは言い切れないと思っております。米だけではなく肝心の野菜や、特に自然の恵みが口にできない環境は何が原因か、やはりそこにあるのは土壌汚染の不安が根強くあると思われまます。

そこで、それらの要因に一切左右されない農業の取り組みはというと、バイオマス発電の熱供給や光ファイバー照明システムであります。日本でも主流となりつつあり、信州大学の先進植物工場研究教育センターの研究によると、電力消費削減やCO₂削減、生産物の品質向上が証明されています。本村としても議会・行政ともに次世代につなげられる取

り組み、提案が必要と思われるが、行政の見解を伺います。

村長（菅野典雄君） 農業の村であったわけでありまして、なかなか土地が、あるいは山がということですので、そういう意味からどういうふうこれからやっていくかというのは大きな課題だというふうに思っております。イノベーション・コースト構想、なかなかこれできないわけでありまして、やはりいろいろな研究機関とマッチングをさせながら、大きなことはできなくても小さいところから一つ一つやっていくという形が必要なのかなと、こんなふうに思っております。

現在、東京大学、それから大阪、それから福大ですね、そしてあと間もなく明治大などもやりますから、何かそういう知恵もおかりしながら、一つ一ついわゆる村にとって復興といいますか、それができるような形にしていければというふうに思いますし、諦めずにイノベーション・コースト構想の中で、もうちょっと飯舘村に合うソフト事業的なものがないのかどうか、そんなのもこれからお話をしていきたいなど、こんなふうに思っています。いずれにしてもなかなかそう簡単ではないんですが、決して諦めずにいろんな力をおかりしながら、あるいは事業を使いながらやっていきたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） 今の件は話を聞いてわかりました。

林業再生に関してですけれども、全国的に森林保全や間伐問題が懸念されております。一時期25万人を超えていた林業従事者も現在は4万5,000人ほどに落ち込み、日本の職種の中でも最少数を記録している現状です。後継者不足も深刻であります。森林環境保全は飯舘村も例外ではありません。そこでバイオマス発電を利用し、除染という枠を超えて里山再生に生かせないかと考えますが、見解をお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 森林再生を目的とした木質バイオマスという部分であります。この部分については、本議会のほうでも何度かお答えしておりますし、前にもいろいろお話をさせていただいております。やはり森林内の間伐等しなくちゃならないという部分は現場を見ればわかりますし、再生には必ず切って植林という、植栽という部分があるわけでありまして、ただ、今、間伐した材を木質バイオマスとして燃やした場合に、その灰の処理という部分で8,000ベクレル以上超えるという部分が出され、予想されておりますので、その処理については指定廃棄物ということで、その実施したところが保管をしなくちゃならない。一時保管をしなくちゃならない。将来的には環境省が預かるというような法律にはなっておりますが、その時期がいつになるわからないというのが今の段階でございます。ですから、始まった際に10年保管するのか20年保管するのか30年保管するのかというのが約束できないというのが今の現状になっているという部分であります。

あとは、そのバイオマスして燃やした際に売電という形にするか、あとは熱供給にするかという部分になりますと、やはり買い取り価格の関係ですとなかなか売電では運営自体は厳しいと。多分24年に会津地方のバイオマスを議会と一緒に見てきました。多分3,000キロワットの施設だったかなと思いますが、会津地方全体の木材を集めて売電をするという形だったんですが、売電をして、ある程度収益を得るには村だけの材では足りないというのが、その時点でわかったということでもあります。

では、一方熱供給ということでボイラー、チップボイラー等で施設への熱供給はどうなんだということですが、それについては28年に調査をしましたところ、やはり山から材木を切って下ろして、運搬をしてチップにして、それを燃料の材料にするといった場合、それが重油とか灯油との価格にすれば若干しか安くないということ、若干じゃない、かなり高くなってしまふという結果になったところもあったもんですから、なかなか採算性も難しいかなということでも今までの答弁の内容になっているというところがございます。以上であります。

村長（菅野典雄君） 今のようなところで、いわゆる燃すという話での森林再生は、今の段階ではなかなかいつになるのかわからないという状況ですので、燃さないで少しでもやはり森林再生ができないのかということでもずっと言ってきたのは、いわゆる森林再生の交付金を国のほうが各我々避難したようなところの自治体に、そんな多額でないから渡せないのか、ここをずっと言ってきました。そうすると飯舘村は飯舘村なりの、隣の町は隣の町なりのやり方でいろいろ地元のお手伝いをいただいたりなんだから少しずつ少しずつ再生をしていけると、こういうことではないかと。こんなような話で、一応モデル事業はこの前も話したようにあいの沢に入ってるんですが、そのときに実はそういう交付金にはならないけども、わずかではありますが、補助事業が前々からあったということで国のほうから指定され、指摘されまして、その利用、その事業を利用して今、いわゆるこの前は深谷の皆さん方に10人ぐらいで少しモデル事業のほかのところをやってもらったといういきさつがあります。なかなか全てではないんですが、幾らか木を切ってチップにして遊歩道に敷いたりとかなんかっていう話ですね。

ですから、これを来年度、今年度かな、いわゆるもうちょっと3つ、4つ、5つの地区にそれを伸ばしていこうと。そうすることによって本当にわずかですけども、少なくとも森林に対する認識を皆さん方に持ってもらう、あるいは協力してもらうという再生をつくっていければと、こんなことでずっと交付金、交付金っていう話はしてきたんですが、なかなかそれはいい考えだってくれぬ国会議員もいるんですが、そう簡単ではないので、その結果出てきたのが、こういう事業がもともとあったので使ってみませんかという事業が、ちょっと名前は私ストレートに出てきませんが、そんな事業を国のほうから指定されて、今、村ではそれをやろうと、こういうことで3つ4つの行政区にこれから声をかけたりしていくと、こんなような状況でありますので、何とか少しでもというふうに思いは持っているということをご理解いただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） バイオマスについてなんですけども、きのうの一般質問でもほかの議員さんよりバイオマスに関しては数多く触れていたと思うんですが、私はちょっと不思議だなと思って聞いておりました。なぜかといいますと、村長、副村長、また他の課長ともに焼却灰、つまり事後処理を懸念されていましたが、汚染土壌、解体後の廃材、居久根の処理等関連のなかったものもあるかもわからないですけども、蕨平の焼却炉や中間貯蔵への運搬が行われています。こうした特殊性を帯びた問題ですから、うちの自治体では、これも再生の足がかりの一つであり、責任は国や東電にあるので、そちらで処理をとなぜ言えないのか。自治体と自治体の長と国の関係性は、私は村長になったことがないのでわかり

ませんので、現場を一番知る村長にお聞きします。

村長（菅野典雄君） もう数限りなく言ってきました。これはもう国の責任でないですかという話しなんです、残念ながら今現実にはいわゆる除染対策は環境省なんですよね。環境省が担当してやってるんですが、間違いなく木を燃やした灰は環境省の管轄ではない、ではどこなんだといっても、どこもその問題を拾おうとはしないということで、もう何回それを言ってきたかわからないんですが、うまく、何ていうんですかね、私らの質問には返事はしないというのがずっと続いているんです。ですから、将来、もしかしたらばなるんじゃないかというのは、なかなか今のところでは望めないなということになります。そうしますと、燃やした灰がドラム缶に入れて村の中にずっと貯蔵するということになる、それでいいよということになれば可能性としてあります。

ただ、やはり一方では村の中に永遠に残るものを、残りそうなものを残すというのはいかなるものかという声も多分いろいろ出てくるだろうと思いますので、今のところなかなか進めないという状況をご理解いただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） このバイオマス事業に関しては、私はやるべきではないかなと思ってるんですけども、課題が山積していますし、まだまだ議論の余地があると言えます。また、たとえ議会で可決したとしても、そこから事業計画を立て、施工して運転まで2年、3年と数年かかるでしょうし、関東地方の被災地ではないバイオマスでもバグフィルターでは全ての粉じんが処理をできていない実証例もありますから、議会としても今後の重要対応課題として議論を重ねていきたいと思えます。

続きまして、福祉・介護の問題について再質問いたします。

この問題は飯舘村に限ったことではありません。今の段階ではほかの自治体との連携で保たれていますが、将来的に高齢者の増加幅は予測困難なほどであり、飯舘村独自の発想、全国に先駆けた技術の取り組みに力を入れて賃金の底上げをし、自然と環境を利用した高齢者施設設備を提案しますが、課題となるのは今までの施策も含めて財源の確保であります。介護保険料に関しても、福島で1位の葛尾村が検討会なども行っていますが、相双の介護求人倍率も3.17倍と全職種の1.24倍を大きく上回り、人手不足にあえいでいる現状であります。飯舘村としても今後の高齢化社会をみこして具体的にどのような解決策を模索していくのか、行政としての見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 飯舘村、平成9年にいいたて福祉会を立ち上げてホームをつくったということでもあります。つくるに当たってはいろいろな議論がありました。本来介護というのは自分の家で見るとはいいないかというのと、いやもう家庭だけでは見れないので、やっぱり施設も必要だと、こういうことで最初50床だったわけでもあります。30床ですか、30床、それから3回ぐらいの増設をして今130床という形にしたところでもあります。つまりある程度スケールメリットがないと経営が成り立たないと、こういうことで、その都度その都度従業員が手を上げてくれて入居者がふえて、避難前は多分110人そこそこが入っていたんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

幸いに国との交渉で、いわゆる入居者は避難しないで残せたということで大変家族に喜ばれたわけですが、結果的にはその介護に当たる人がやめていかれて、今現在は少

ない入居者になってしまったということでもあります。その都度その都度募集はしてるんですが、なかなか手を上げていただけないので、先ほどだったか、きのうもお話ししましたようにほかから何人かが来ていただいて、これまでもお助けをいただいているんですが、いかにせん元の介護職員の数にはならないので、今のところ困っているというところですよ。

そこで、どういうふうにしていったらいいのかと、ただ募集してるだけではどうしようもないんじゃないかということで、今回コンサルを入れながら一步でも前に進めるようにしていこうと、こんなようなことでもあります。入れている理由は、もう少し今の介護の職員で入居ができるんじゃないかというような、そういう話も聞きましたので、ただ、質を落としたんでは決してマイナスになるだけではありませんから、そういう意味でその辺のバランスをどういうふうにとりながら、職員の皆さん方が意欲を持っていい介護ができるように、福祉ができるようにと、そんなようなことを進めていこうと、このように考えてます。

ただ、それがなかなかそうイッタハッタにはできませんので、先ほど説明させていただきましたように今の段階で少しでも皆さん方に寄り添うということで、ほかから来てもらう方には補助金を、あるいはこちらから足を運ぶのにも補助事業を使わせてもらっていると、こんなことですが、あるいはまたいいたてクリニックの中で今デイサービスにかわる事業をさせていただいて100人以上の方が喜んでいられると、こういうことでもありますから、ここ何年か、暫定の中でやらせていただきながら、元に近づくように最大の努力をしていくということをしていきたいというふうに思ってますので、ぜひ介護やってみませんかという話は多くの人たちに皆さん方からも声をかけていただければなどというふうに思ってます。大変な仕事ではありますけども、決してそんなに安いということでは全くありません。特に飯館村はいろいろな形で、いいたて福祉会は一人一人にいろいろなことをさせていただいているということでもありますので。

5番（高橋和幸君） 今の問題に関してですけども、答弁にもあるとおり職員確保が難しくとあるんですけども、人員確保事業、ハローワークなどを利用してとありましたので、これだけでは果たして人が集まるのかなと私は思いますし、かといって、じゃ何か代替案が私に浮かぶかといったらそうではないので、これも今後引き続き検討していく課題としますので、よろしく願いいたします。

ちょっと戻るんですけども、森林、林業ですか、答弁書のほうに村内森林での年間の施業……。

議長（菅野新一君） 和幸君、戻るのはまずいです。森林再生の、森林の、どういう話ですか。

5番（高橋和幸君） 森林再生に関してですけども……。

議長（菅野新一君） 项目的に戻るからまずい。

高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） 学校教育に関して再質問させていただきます。

さきの北欧研修にて感じたことは、日本自体もこうした取り組み自体に決しておくれをとってはいないということと、問題は自治体任せではなく、国策であり、住民の積極的な参加や理解度の違いではないかと感じました。中学生のホームステイが行われましたが、将来を先読みした教育を考えた場合、逆の取り組みこそ移住定住交流にもつながり、留学

生等の受け入れ策を真剣に模索し、強化して国際協力に力を入れるべきではないかと考えますが、先ほど教育長の見解もありましたけども、これについて再度村長の見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） ずっと言ってきたことは、やっぱり教育が柱です。そういう意味で次の世代を、たとえ飯館村にいなくともやっぱり背負って立つ若い人たちですから、そこをどういうふうにするかということなんですけど、私はどうもやっぱり知識だけではなくて心を育てるといふ教育に、やっぱり合わせてしないとだめではないかというのが常々ずっと思ってきました。なかなかやはり教育界で、例えば受験生がどこに入ってどうなったとかという形に、やっぱりそういうのに教育界は当然意を用いるということありますからなんですけど、何かやはり日本全体として心の教育が足らなかつたのではないかと。

ところが、この心の教育というのは道徳という話になるんですね。そうすると道徳に対して、ある意味ではアレルギーを持つ人がいるということなんですけど、私は道徳、まして昔のようないわゆるおかしな道徳ではないはずですから、人間としてあるべきというものをどういうふうに入れていくかということが大切だと、こんなふうに思ってます、海外研修にしろ沖縄の研修にしろ、本当はそこを何らかの形で子供たちに印象づけるというのをやってほしいなど、こんなふうに思ってます、その都度ついていただく方たちには、そのお話をさせていただいてるところであります。間違いなく帰ってきた人たちの感想を聞きますと、それぞれ視野を広めた上で、やっぱり考えるところが出てきている、考えることが出てきているということは、間違いなく心に響いてると、こういうことではないかなという気がしますけど、これからはしっかり私は心の教育を学校に求めていきたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） 私も今の問題に関しましては、北欧研修に行かせていただいて現場、現場というか、日本にただいるだけ、ニュースや情報だけに操られているのではなくて現場に行つて自分の身で体験して、見て聞いて感じる大切さを学んできた次第でありますので、留学生を受け入れるとなるとなかなか行政単位での大きな仕事になると思いますけれども、将来的にはそういうことも出てくるのかなと思いますので、考えていただきたいと思ひます。

続いてよろしいですか。（「はい」の声あり）

1点、林業再生について聞き——だめなんですか。

議長（菅野新一君） 学校関係であればいいですけど……（発言者あり）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午前11時10分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開いたします。

（午前11時11分）

議長（菅野新一君） 5番 高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） 大変申しわけございません。学校教育に関して、今村長のほうから

ありましたけども……（「マイク入ってないよ」の声あり）学校教育に関する続きなんですけども、教育長のほうからも留学生を受け入れるには行政単位での大きなことになるとご返答がありましたけれども、時期はわかりませんが、5年、10年先とか将来を見据えれば留学生を受け入れる機会も村であり得るのかなと思うんですけども、その留学生を受け入れること自体とか体制、それに対する取り組みとか行政の見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 震災に遭ってしまって、この特殊な災害であります。ということで、その特異性は若い人と子供がなかなか戻らないということでもあります。その中で飯舘村はほかの自治体よりは圧倒的に多くの方に戻っていただいた、あるいは戻っていただいたというか、通っていただいと、こういうことではありますが、現実にはやはり少ない人数であります。1クラス2人、3つの小学校で1クラス2人、3人、4人でということですから、当然それでいいということになりませんので、これからやはり長い期間がかかるかもしれませんけども、最低やっぱり1クラス10人ぐらいがいるような形にしていかなければならないだろうという気がしております。そういう例もあちこちありますので、大いにこれから皆さん方と勉強させていただいて、どうしたらいいかということでもあります。その中に当然日本国内から村に来ていただくということもあるだろうと思ひますし、場合によっては外国から来る方というのものもあるだろうと思ひます。

ただ、今、福祉の問題でもありますように、いわゆる言葉のところでどういうふうにクリアをしていくかというところを、ある程度やっていかないと先生方に負担がかかる、学校が大変になるということになるだろうと思ひますから、そういうものができていけば、ある程度それは日本の子供さんであろうと外国の子供さんであろうと、私は何ら問題ではないんでないかなと。むしろそういう方が入ってきたことによって、また子供たちがいわゆる考え方が広がる。よく今ある程度の身体障害者という言葉使っているのかどうかわかりませんが、それをあえて一般の学校に入れることによって皆さん方がそういう人に対する認識とか優しさを持つというために、あえて入れてるといふところも聞いておりますので、いろいろなことが考えられるだろうと、このように思っているところであります。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 今言葉の壁ってありましたけれども、私も北欧研修の事後研修第1回目に参加させていただいて、ホームステイした女子中学生に、言葉大丈夫だったの、通じたのって言ったんですけども、いやわからない面もありましたと、でも向こうの方が優しくて簡単な単語で教えていただきましたという話を聞いて私もよかったなと思ったんですけども、そういうことを留学自体、例えば1年間すぐに来年から受け入れるとか、そういうことは難しいとしても、1週間とか1カ月、半年、そういうのが、こちらが行く手もありますし、やっぱりこちらも受け入れて、そういういろんな交流を図っていくことも大切だと思いますので、今後行政にもそれを検討の視野の一つに入れていただきたいと思ひます。

最後に、飯舘村の再生・再興には何が必要で重要か、人それぞれ意見は違うと思ひますが、私は行政・村民ともに過去にばかりとらわれずに将来の自立に向けて足を一歩前に

踏み出す勇気だと思います。今後も行政には飯舘村ならではのアイデンティティーを失うことなく知恵を結集していただき、また特に村長にはこのような大変な時期だからこそ、これまで以上に村民の声に耳を傾けていただき、多角的な視点で物事を捉え、リスクマネジメントにも備えていただき、より一層の行政のガバナンスコントロールをバランスよく執行されることを期待しまして、私の一般質問を終わりいたします。

議長（菅野新一君） 続いて、4番 高橋孝雄君。

4番（高橋孝雄君） 高橋孝雄でございます。30年第6回飯舘村議会定例会において2点ほど質問をさせていただきます。

その前に、8月6日未明に起きた北海道地区の大地震並びにことしの台風で多くの人が亡くなりました。亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

特に東北大震災以後自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられたような気がいたします。（「マイクもう少し近くして」の声あり）ことしは異常に暑い日が続きましたが、これも自然の強力な力のせいと考えます。避難が解除されて飯舘村に泊まる日が多くなりましたが、夜、部落内を見渡してみるとほとんどの家が真っ暗で、虫の鳴く声だけがわびしく感じているところでございます。震災前の飯舘村に戻すことがどれだけ大変なことか、身をもって知らされたような気がいたしております。村復興・再生に向けて村長、議会、職員そして村民一丸となって震災前の美しい村に少しでも近づけるように全力を傾注すべきと思うところであります。

それでは、本題に入らせていただきます。

質問1. 有害鳥獣駆除隊の増員について。

1の1、震災以来村民が避難をしている間にイノシシやサルなどが大幅にふえ続け、大切な農地を荒らし、果樹などは幹を折られて次の年には実がならないほどに壊滅的なダメージを受けております。そのような中で村内のハンターも震災前より激減しており、また駆除隊も人数が足りない。そこで村内のハンター全員を駆除隊員として活動ができる態勢をとるべきではないかと、このように考えます。農業を再開するためには最善の策と考えるところでございますが、その所見を伺いたいと思います。

2. 所有者不明荒廃家屋の取り壊しについて。

2の1、現在村内に荒廃した家屋などが目につく。しかし、所有者がはっきりしないために取り壊しができずに困っているのが現状であります。村内の景観が悪くなるばかりでなく風が吹くたびに建物の内外のものが散乱して危険な状態となっております。環境省で取り壊してもらえらるうちに条例制定を含めて対策を検討してはどうか、お伺いいたします。

以上、2点お願いします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、有害鳥獣駆除隊員の増員ということであります。現在、この有害鳥獣の捕獲隊員の選定は福島県猟友会飯舘支部から推薦を受けた方を村が委嘱をして選定していると、こういう状況であります。震災前の平成22年度の飯舘支部の会員は59名でありまして、村はその中から25名を有害鳥獣駆除隊に委嘱をさせていただいたところあります。震災後は放

射能の影響により鳥やイノシシなどの鳥獣をとって食べるという楽しみができなくなって猟友会を脱会する方が多くなっており、平成30年度の猟友会の会員は25名まで減ってしまっており、そういう中からまた猟友会の推薦を受けて18名のいわゆる駆除隊員を委嘱すると、こんな状況でございます。

活動といたしましては、44カ所設置の箱わなの見回りを含め、2人一組で週3回のパトロールを交代で行ってございまして、7月末までに83頭のイノシシを捕獲をしております。年々イノシシやサルなどの頭数がふえているなか、鳥獣被害対策を実施する隊員をふやすことも重要と考えておりますが、なかなか隊員の高齢化などもあって、新たな隊員の必要性は理解しつつも現在厳しい状況と、こういうことであります。

また、新たな狩猟免許を取得する方への支援として次年度、来年度の予算に免許取得費用や免許更新費用などの助成なども検討していきたいなど、このように思っているところであります。

なお、農作物を作付けした農地などについては、福島県営農再開支援事業により電気柵設置補助を行っておりますので、さらにこれらも推進をしてみたいと、このように考えてるところであります。

2つ目の、いわゆる所有者がわからない家屋の取り壊しということでございます。確かに村内に荒れ果てた家屋などが目につくと、しかし所有者がはっきりしないために取り壊しができず、困っているというのも見受けられるわけでありまして。景観が悪くなるばかりではなくて、何かあったときには建物の内外のものが散乱したり、あるいは誰か変な人が入っていくんじゃないかとか、そんな状況でございます。

環境省で取り壊してもらえうちに条例制定を含めて対策を検討してはどうかというご質問だったわけでありまして、環境省の被災家屋解体事業については、諸般の報告でも述べましたが、先月相談窓口が設けられ、約89件の方が相談されたとの報告を受けているところであります。

経緯といたしましては、所有者が村外の方でいわゆる事業の周知がなかなかなされていなかったことや、震災後7年以上の年月の経過により生活環境や家族構成の変化に伴い解体が必要となった方々の救済ということで環境省にお願いをしてやっているところであります。この89件が全てということではないだろうと思いますが、少しでもそういうものが少なくなるようにということで村のほうでお願いをしてやっているところであります。

村としては、住民周知はもとより各行政区に依頼をしてその所在者不明などの被災家屋の調査を実施してまいりました。その結果、行政区からは59件の被災家屋の報告がありました。地域の方の情報や登記簿などから21件の方と連絡がとれまして、既に環境省と相談しているはずでございます。残りの28件についても現在調査中でありまして、できる限り環境省の家屋解体工事でできるように取り組んでいるところでございます。

ただ、議員のご質問のとおり所有者が特定できてない家屋が多く、環境省の被災家屋解体の趣旨を踏まえ、事業制度上所有者不明の家屋、申請されなかった家屋について解体を実施することはできない事業となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

条例制定を含めて対策を検討してはということではありますが、事業主体が環境省であり

まして、所有権のわからない財産について、村で制約することはできないため環境省のこの家屋解体の対象とはならないことをご理解いただきたいと、このように思っているところでもあります。

ただ、いずれにしても、この事業のあるうちということで不明の方の掘り出しを一生懸命やってるということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

4番（高橋孝雄君） 1の1についてでございますが、今答弁の中では駆除隊員については高齢者が多くなかなか容易でないという話もありますが、現在高齢者であっても意欲がある人がおるわけなんです。しかしながら、この駆除隊に入れないために活動期間が11月半ばから3月半ばと4カ月しかないんです。普通の駆除隊員は1年丸々活動できるわけなんです。したがって、意欲のある人については何とか駆除隊員として活動できるような、そういう方策ができないものかお尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのいわゆる猟友会の会員の方から駆除隊のほうにということですが、答弁でもお話ししましたように駆除隊員のほうへの選定に当たっては猟友会の推薦を得て、そこで村長から委嘱状ということになります。それで今年度、先ほどの答弁で18名ほど駆除隊ということですが、大体村としては20名程度というふうに考えておまして、2名ほど今不足しているという状況もでございます。そういう意味では猟友会の方々とはまずご相談をさせていただいて、そこに2名の選定をするという部分、あとは今回ご提案をいただいている駆除隊全員をとるという部分もありますので、その辺も検討させていただければというふうに思っております。

なお、今までの猟友会のルールですと狩猟免許を取って1年程度の方はやはり初心者の的なもので逆にそういう射撃場での練習を主にやっていただくということで現場のほう、猟友会として自分の楽しみとしてはやっていただいたんですが、捕獲隊のほうからは年数を過ぎてからというようなルールがあったというふうに聞いておりますので、それらも含めて検討させていただければというふうに思っております。以上であります。

4番（高橋孝雄君） 今答弁の中で初心者と、こう言われましたが、実はこの猟友会というのは本当に危険なものであって、とにかく厳しい法律がありまして、それでちょっとした気の緩みでトランクに猟銃をつけて弾入ったということで免許取り消しになったわけです。その人はベテランであって、でも免許取り消しだから確かに初心者になるかもしれませんが、しかしながらこの銃扱いの安全性だけは恐らくピカ一だと思います。そしてしかもこの人、名指しでは言いませんけど、この人は本当に一人で猟友会の方々の半分ぐらいとるぐらいのすご腕なんです。そういう人に働いてもらっていたから、結局今まで3月まではそんなに被害がなかったと。のり面ほじくったり。これがだんだんまたその人が活動しなくなったために、またイノシシが出てきて、それでほじくられる。

また、サルについては、これちょっと見てもらっていいですか。今申し上げたように、今見ていただいたように、このプラムの木ですが、これも来年ならないと、こういう状態なんです。ですから、いかにこの害獣がひどい悪さするかご承知のとおりであります。そしてこういう果樹については、空き地に植えてあるために1本ぎりで、牧柵を回すとい

うことは当然不可能なわけなんです。しかし、この木にとまってるサルに一発銃を発砲すればもう来ないわけです。彼は駆除隊でないんですから、このプラムがなってる時期には活動できないわけなんです。そういうのを何とかしてほしいなど。

確かに初心者だから危険だろうと、こういうのはわかりますが、しかし初心者でない人もいるわけです。だから駆除隊としては、余りにも害獣をとるものでやっかみが半分あるんじゃないかと私なりに考えております。したがって、何とかしてこの人にも駆除隊員として活動できるように村としてお願いしたいなど。

復興対策課長（中川喜昭君） お話については、理解したところであります。先ほども言いましたように選定に当たっては猟友会のほうの推薦という部分が今のルールになっておりますので、猟友会の皆様方との協議の中で捕獲隊も動いているという部分がありますので、協議をさせていただきながら進めさせていただければというふうに思っております。

あと、写真でいただいたプラムの木については、多分サル用のワイヤーメッシュと、あと電牧等のほうも農家の方からお話をいただいて対応もさせていただいてるかなというふうに思っておりますので、改めて確認しながら、あとは農家の方にもやっぱり捕獲という部分と、あとは防護柵ですね、そういうものの対応ということも今後お願いしてまいりたいと思います。以上であります。

4番（高橋孝雄君） それでとにかく猟友会の推薦がなきゃだめだとなれば、村のほうとしても猟友会のほうに働きかけていただいて、そして何とかこの人に活動できるような方法をとっていただきたいと思います。

次に2の2でございますが、これも写真を見て説明をいたします。（「議長、暫時休議」「休議、休議」の声あり）

議長（菅野新一君） はい。

7番（佐藤八郎君） こういう勝手に文書張ったり、私みんなそうやっていいということかい。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午前11時36分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時37分）

議長（菅野新一君） 高橋孝雄君。

4番（高橋孝雄君） 大変失礼しました。なかなかわからないもので、これからこのようなことのないようにひとつ説明をさせていただきます。口で言うよりものを見たほうが一番わかりやすいと思って自分なりに判断したわけですが、初心者でありまして、大変皆さんにご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

それで、国道399の飯樋町の建物についてでございますが、これ10区の行政区長初め区民の方々がとにかく危険である、何とかしてほしいと、こういうことで恐らく村にも来てると思うんですけど、残念ながらこれ環境省の管轄ということで所有者がわからないからだめだということで今困っておるわけでございますが、山奥の荒れた建物ならそれは構いま

せんけど、国道399の、しかも飯樋の町の中にこういう建物あったのではイメージが悪いばかりじゃなくて本当に危険極まりないわけでありまして。そこで、どうしても環境省がだめならば村独自でなんとかするとか、行政区の要請あれば、行政区民の要請あれば村独自で何とかできないものかということでお話を申し上げます。

建設課長(高橋祐一君) 今環境省でできないものということで写真等で今いただきましたが、これ飯樋町のほうの建物であります。これについても相談受けておりまして、内容的には土地所有者と建物の所有者が違っていたというふうなことで、建物の所有者が連絡がとれないというふうな状況であります。この辺については実は環境省のほうとお話をしながら土地所有者のほうから環境省のほうに相談をして家屋解体のほうで実施できる体制で進んでいるところであります。

そういう部分を、先ほど話しましたように行政区から上がってきてる部分59件ですか、そういう部分については、一戸一戸連絡をとってやっているというところではありますが、ただ本当に相続ができないとか連絡がとれないという部分もまだまだありますので、ある程度そういうところについては、もう家屋解体できない部分も多少出てくるのかなというふうに思っています。

あと、先ほど答弁のほうで私のほうで間違っています、全体で行政区からの「59件」という部分で、それで今連絡がとれてるのは「21件」、残りが「28件」とありましたが、これ「38件」ということで訂正をお願いしたいなというふうに思います。

4番(高橋孝雄君) この件については、私も10区の行政区区民と10区の区長ともいろいろ手を尽くしてこの持ち主を探したわけですが、持ち主自体はもう亡くなって、その身内もわからないというのが今の現状なんです。ですから、このままでいったら本当に危険であるということが間違いないわけでございますので、何らかの方法でも取り壊していただかないと困るというのが10区区民の願いでもありますので、何とかいい検討策がないものかということでもありますので、村としてもいろいろと考えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

建設課長(高橋祐一君) 先ほど話しましたように、これについては環境省のほうに相談をしているということで、取り壊しできる方向で今進んでいるというふうな状況であります。

4番(高橋孝雄君) 私の質問は終わりました。議員として、この年になっても初めてなものでいろいろとご指摘を受けるような態度をとったことを、この場を、おわびを申し上げます。終わります。

議長(菅野新一君) 続いて、2番 長正利一君。

2番(長正利一君) 2番 長正利一です。今回定例会で質問させていただくということ、ありがとうございます。今回は最後の私質問になりますけど、最後って今回の9月の定例会の最後の質問者ということで、時間もちょうどいい時間で終わられるのかなというふうに予見しますけれども、適切なるご回答をいただきたいと。

まずもって、本当にこの平成の最後と言われることしは大変な自然災害が起こって、西日本、さらには台風21号による大雨、その影響を受けて北海道と我々がこの世の姿かと、映像かと本当に信じがたい光景が映っております。我々もあの震災以来7年過ぎましたけ

れども、そういう中では全国から飯館頑張れ、そして被災した皆頑張れということで確かに応援を受けたという部分で感謝をしておりますけれども、飯館村として恩返しできるものについては、率先して名乗りを上げて、ここに飯館村ありきという形で対応していただければということを目指したいと思います。

そういう中で今回質問させていただくことが、やはり私は昨年の12月に同じ質問しましたけれども、この問題が、私飯館に戻って部落の会議、さらには飯樋4区行政区連絡協議会というものがありますけれども、そういう協議会の中で切実に出るのが、やはりこの野焼きの件でございます。12月については、議員になりたてでございますので、右も左もわからない。そして、もう専門的な用語が出てきまして、さらには理解もできない部分では再質問もなかなか難しい。こういう部分で決まっているからこれしかないと今までの議会臨ませていただきましたけれども、本当に村の再生・復興を図るためには、やはり役場、村長初め職員が一体となって住民の声に耳を傾けるという姿勢が大切でないかと思いません。

我々も議員として、何が今村民が問題として抱えているのか、何がネックで帰村2年目になりますけれども戻れないのか、こういう点をやはりこういう場を使って声を高々にして一つ一つ解決していかないと、ただこの議会が一般質問がきょうで終わりと、また次、回答求めれば検討します、前向きに検討します、そういう中では我々は時間がないわけでございます。できないものをやれというのは質問するほうで問題がありますけれども、この野焼きについて、決して違法ではないと。ただし書きで認められている部分、あと数字が8,000ベクレル云々、あとは焼却灰、このようなことでありますので、これから私の質問内容について朗読をして、あと見解を伺いたいと思しますので、内容のわかるようなご説明をいただければと要望しまして質問内容を申し上げます。

野焼き再開について、現状で何が問題があり再開できないのか。また、今後の見通しを伺うものであります。

営農再開に向けて野焼きは不可欠なものであり、区長会や飯樋4区連絡協議会等でも強い要望等があります。除草後の草の放置はイノシシによる畦畔、さらにはのり面が掘り起こされるなど多発化しておりまして、また刈りっぱなしの草の放置によって大雨等が降れば流出し、それが用排水路へ堆積して悪要因の一つともなっているわけです。法的には廃掃法により禁止されておりますが、農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等軽微なものは特例として認められている中で、国・県との協議で何が問題なのか。また、再開に向けての今後の見通しはどうなっているのか、この件について私は時間をかけて伺うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員の質問にお答えをさせていただきます。

野焼きできないのかと、こういう質問であります。これはいわゆる13年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これでいわゆる全域が避難区域であった村においては、特に大規模な火災につながることを防止するために一切の野焼きは自粛するようということから要請されているというのがまず実情であります。

ただ、一方で廃掃法において、原発事故以前から農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものなどについては、例外として認められている、こういうことでございます。そのため、村では平成28年12月8日に避難指示解除後の野焼きの再開について国・県に要請していきまして、国においては平成29年度に農研機構、県農業総合センター、日本原子力研究開発機構が村内でサンプリングをした雑草を用いて試験燃焼、試験栽培などの研究を実施し、ことしの3月5日に農林水産省より村に対して研究結果が報告されたところであります。

村としては、国から栽培品目に影響を及ぼさない野焼きの実施可能期間など前向きな研究成果が示されるものと期待していたところでありますが、飯館村の全行政区で土壌雑草を採集して放射性セシウム濃度を測定した結果、土壌と雑草の放射性セシウム濃度には明確な相関関係がないこと、採取した雑草の一部を燃焼させた後の灰の放射性セシウム濃度は平均で約8倍程度になること、焼却により雑草中の放射性セシウムの約1割程度が大気中に飛散すること、焼却灰を混入させた土壌を用いて稲、コマツナ、ソバをポット栽培した結果、植物体への放射性セシウムの移行の影響はなかったことなどが示されたということであります。

これを受けて、村としては野焼きによる火災が懸念されること、野焼きにより1キログラム当たり8,000ベクレルを超える灰が生じる場合があること、野焼きにより生じた灰の10%が飛散することの3点を勘案し、平成30年度の村内での野焼きを自粛することにしたものであります。

ただ、この過程ではかなり激しいやりとりをさせていただきました。そうは言うものという話で、どうしても農水省はだめだと、環境省はいや構わないのではないかと、こんなような話までもあってですね、とりあえずなぜ今今これからすぐでありますので、今年度に限っては自粛を村として、していきたいというところで今のような話になったところであります。

これからであります。現在伊丹沢、前田地区においては除草剤の散布による大型雑草の駆除を進めている。一方、村内全域で村振興公社による農地農用地周辺の草刈りが進んでるところであります。ですから、なお村としては引き続き野焼きができるように野焼きの再開に向けて来年度できるように強く要望してまいりたいと、このように思っておりますので、ぜひまた応援をしていただくことをお願いして答弁にさせていただきます。

2番（長正利一君） 今村長から答弁あった部分については、本当に村は村なりに頑張ってるという部分は評価できますけれども、やはり国が出してきたデータですね、この8,000ベクレル、そして焼却した後の灰の放射性セシウム濃度平均で8倍になる、平均で8倍になると、国は8,000ベクレル上か下か基準を決めて、焼却して8倍になるのは、それはそれで構わないです。実際的に8倍の、例えばここで実験した部分の細かい生のデータなどは、村のほうではお持ちなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の答弁させていただいた内容については、議会のほうにも3月8日の全員協議会のほうで説明させていただいてる内容を、再度ご説明させていただ

いております。それでデータのものは国のほうから8倍というのが平均の倍でありまして、濃度的には3から13倍と、あとはなかには8,000ベクレルを超えるサンプルもあったということでデータはいただいておりますので、提示はできるかというふうに思っております。

以上です。

2番（長正利一君） 私もそういうふうな放射性関係で本当にわかんないなかで、ある程度の勉強してる方にお聞きをしますと、本当にそういうふうな数字任せ、環境省、例えばそういうふうに出した部分がですよ、こういう3倍から十何倍になるからとか、飛散するからとか、ここに列記してありますけれども、私がお聞きしたそういう放射能の例えば先生に、実際的にどうなんですかという部分でお尋ねしますと、大気中に例えば雑草を野焼きをした場合飛散をすると、ここに書いてあります。飛散すると書いてありますけれども、飛散するにはどのような条件が整って飛散するのか。セシウムがこういうふうな、例えば化合物が燃えて飛散するには1,200以上の熱がないと大気中の飛散はあり得ないと。私聞いたとおり言いますが、あり得ないと。野焼きしてどれくらいの温度が出るのと。いろいろな所見もあるかと思いますが、300から400ぐらいだと。そうした我々が名の知れた先生に、こういうふうな見解の中で、本当にこれが足かせになって今やる気を、しようとしていると、それも高齢化している年代が今の農地を守って未来に夢を託すような、頑張ろうとする矢先にこういうふうな足かせのままでは魅力もなくなってしまいます。継いでくれる後継者もいなくなってしまいます。そういうのが現実的にあるわけでございます。

いずれにしても、村長が30年度はそのような当面の話をしたという部分もありますけれども、やはり国・県なり、復興・再生に向けて我が飯舘村は農業が基幹産業でございますので、農業で生きていくために一つの道を開いていただければ、まだまだ自然災害にも強いこの飯舘村、美しい村にも選ばれている、こんな村ないですよ。どんな自然災害が来ようともびくともしない、こういう村をやはり後継に残すべきだと私は思っています。

せっかくきれいな除染をして、一回も草刈りもしない、放置をしてる、柳が生えてる、本当に情けないです。こういう状況はやっぱりできることからやって手を尽くして、そして村が移住・定住・交流事業と、1丁目1番地のこれからの飯舘村の姿に頑張ろうとする事業に取り組んでいるわけですから、そういう部分をやはりやっていただきたい。時間をかけて前向きに検討できないものでございますか。違法なものはやっってくださいなんて言うほうが無理ですから、そういう形で、ひとつ時間もございませんで、そんなことで全力を挙げてやるべきかというふうに思っています。よろしくお願いします。

村長（菅野典雄君） 長正議員に言われるようなデータ、私もいただいております。ですから、もう一回国・県それぞれ担当集めて、来年度、燃していただけるような段取りを精いっぱいやっていくという約束をさせていただきます。

2番（長正利一君） ありがとうございます。そういうことで予定時間でございまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（菅野新一君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第3、平成30年陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児

童生徒の十分な就学援助を求める意見書」の提出を求める
陳情書

議長（菅野新一君） 日程第3、陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学援助を求める意見書」の提出を求める陳情書の件について議題といたします。

本件については、委員長報告は会議規則第41条の第3項の規定によって省略をいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

これから、本件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告どおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり採択することに決定いたしました。

◎日程第4、平成30年請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願

議長（菅野新一君） 日程第4、請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出を求める請願書の件について議題とします。

本件については、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

◎日程第5、平成30年請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願

議長（菅野新一君） 日程第5、請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」の提出を求める請願の件について議題とします。

本件について、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり採択することに、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

◎日程第6、平成30年請願第4号 学校給食費の無料化を求める請願

議長(菅野新一君) 日程第6、請願第4号 学校給食費の無料化を求める請願の件について議題とします。

本件についての委員長報告は会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

◎散会の宣告

議長(菅野新一君) 以上で、日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後0時06分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月7日

飯 館 村 議 会 議 長 蒼 野 新 一

同 会議録署名議員 高橋孝雄

同 会議録署名議員 高橋和幸

同 会議録署名議員 渡邊計

平成29年9月14日

平成30年第6回飯館村議会定例会会議録（第4号）

平成30年第6回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成30年9月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成30年9月14日 午前10時00分				
	閉会	平成30年9月14日 午前11時25分				
応（不応）招議員及び出席議員並びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 欠席	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 來海裕一	
地方自治法第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	農業委員会会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会書記長	高橋正文	○
選挙管理委員会委員長	高野京子					
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年9月14日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 4 発委第 4号 県への学校給食費の無料化を求める意見書（案）
- 日程第 5 発委第 5号 国への学校給食費の無料化を求める意見書（案）
- 日程第 6 発議第 6号 飯舘村議会改革特別委員会の設置について
- 日程第 7 議案第65号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第66号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第67号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第68号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第69号 平成29年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第70号 平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第71号 平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第72号 平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第73号 平成29年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第74号 平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第75号 北風と太陽基金条例
- 日程第18 議案第76号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第77号 飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第78号 飯舘村営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第79号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第80号 飯舘村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第81号 飯舘村老人福祉施設設置条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第82号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第83号 土地建物の取得について
- 日程第26 議案第84号 白石第2住宅改修工事請負契約について
- 日程第27 議案第85号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約について
- 日程第28 議案第86号 農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業用排水施設等整備工事（関根・松塚地区外1）請負契約について

- 日程第 29 議案第 87 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 30 飯舘村選挙管理委員及び同補充員選挙
- 日程第 31 閉会中の継続審査の件
- 日程第 32 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 33 議員派遣の件

()

()

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日村長から条例案件1件、その他案件4件、人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発委第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）、発委第4号県への学校給食費の無料化を求める意見書（案）、発委第5号国への学校給食費の無料化を求める意見書（案）が総務文教常任委員長から提出されています。

次に、発議第6号飯館村議会改革特別委員会の設置についての発議が、提出者佐藤一郎議員、賛成者全員から提出されています。

次に、決算審査特別委員会が9月10日から12日までの3日間開催されております。

次に、9月12日、議会運営委員会が議事日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況でありますがお手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、両常任委員会から所管事務調査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 相良弘君、1番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） まず初めに、6月定例議会に提出をいたしました議案第53号飯館村学校等再開整備事業工事第1工区の請負契約の変更について、本契約変更の議決を得ないまま一部の工事を施工したことは、どのような理由があつたにせよ許されるものではなく、まことに申しわけなく、心より深くおわびを申し上げます。

今後このような過ちを二度と繰り返すことのないよう、再発防止に努めてまいりたいと思います。

つきましては、このたびの手續の不備は重大でありますので、その責任の一端として、私と副村長、教育長の給与の一部をカットする議案を提出させていただきますので、何とぞご理解をお願いするものであります。まことに申しわけございませんでした。

それでは、本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第82号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。村長、副村長及び教育長の給与月額について、平成30年10月1日から1カ月間に限り、村長は現行20%減額を30%減額、副村長及び教育長は現行10%減額を20%減額とそれぞれ減額する所要の改正を行うものであります。

議案第83号は、土地建物の取得についてでございます。これは、ご存じのように特定復興再生拠点エリア、いわゆる長泥地区であります。その居住促進ゾーン整備のための用地に供するため土地建物を取得するものであります。なお、取得する土地建物の地権者は3名です。取得金額及び取得面積は、土地が401万4,500円で5,380.08平方メートル、建物のほうは1,161万7,200円で1,022.61平方メートルでございます。

議案第84号は、白石第2住宅改修工事請負契約でございます。8月24日に6者による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は9,018万円であります。

議案第85号は、営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約についてでございます。これも8月24日に6者による指名競争入札を行った結果、日本自動機工株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は5,670万円であります。

議案第86号は、農業基盤整備促進事業（飯館西部その2）農業用排水施設等整備工事関根・松塚地区外1の請負契約についてでございます。これも8月24日に8者による指名競争入札を行いました結果、濱田建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は1億4,580万円であります。

議案第87号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。これは飯館村草野字大谷地28番地コーポヤマキ1-1の庄司智美さんを教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものでございます。

以上が今回提出しました追加議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時09分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時20分）

◎日程第3、発委第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第3、発委第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発委第4号 県への学校給食費の無料化を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第4、発委第4号県への学校給食費の無料化を求める意見書（案）についての件を議題とします。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから本案について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発委第5号 国への学校給食費の無料化を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第5、発委第5号国への学校給食費の無料化を求める意見書（案）についての件を議題とします。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから本案について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、発議第6号 飯舘村議会改革特別委員会の設置について

議長（菅野新一君） 日程第6、発議第6号飯館村議会改革特別委員会の設置の件についてを議題とします。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略することにしました。

これから、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました飯館村議会改革特別委員会の委員の選任について、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおりに決定しました。

なお、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎日程第7、議案第65号 平成30年度飯館村一般会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第65号平成30年度飯館村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か確認をしておきます。

17ページの原子力災害広域避難計画策定支援業務がありますけれども、これは提出先、内容、期日などはどのようになっているのでしょうか。

19ページの委託料の葉と健康づくりの支援事業業務ございますけれども、これは実際の事業でどのような形にしたいというふうにここで補正予算をとられているのか、伺います。

21ページの重機借り上げで、説明の中で堆肥運搬不足金というお話でしたけれども、堆肥そのものはどこでつくられ、その堆肥の成分というのはどのようになっているのか、伺っておきます。

25ページにおける一番上の委託料の大師堂団地測量設計積算業務ですけれども、あそこはもともとは村の土地にするときに、いろんな土質調査やいろいろやられたところではないかというふうに覚えているんですけれども、どのようなことにあそこをするというもとの業務なのか、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず、1点目の17ページの原子力災害広域避難計画策定支援業務の

こととありますが、提出先を申し上げますと、提出は県のほうに報告するという
こととあります。あと内容につきましては、現在県のほうとも調整中ではござい
ますが、人口のことがまずネックでござい。6,000人住基人口はあるんですが、
実際住んでる方が900人弱ということで、どのような状況で計画をつくって
いくかというのは県のほうと今調整して、内容についてもこれから詳細を
詰めてつくっていくということになると思います。一番の内容は、原子力災害
が起きたときの避難計画ということで、例えば草野の方はどこに逃げると
か、今のところ想定しているのが飯野町だということでござい。そうい
った原子力災害のときの避難の具体的な仕方をつくるという計画書で
ござい。あと期日については、今年度中には作成するということとござい。

あともう一点、大師堂住宅の造成関係、地質調査関係であります。震災前は
あそこは分譲住宅地ということで予定をして、地質調査も行っておりました。
震災のときに地盤改良を、あそこはもともと水がたまる場所だったので、
客土等の地盤改良の途中で震災に遭ってしまったということで、そのまま埋
め戻してあるということで、地盤改良はまだ済んでいないということで
ござい。そのために、今回仮設を払い下げて20戸そこに建設するとい
うことになりましたので、もう一度詳細な地質調査が必要だと、そこに
20戸の住宅を建設するためにもう一度詳細な地質調査をして、その結果
をもとに造成の設計、積算をしたいということで、この委託料でござい。

健康福祉課長（齊藤修一君） 次の段の衛生費保健衛生費の委託料の部分
であります。ここにあります薬と健康づくりの支援事業業務、これはただいま
村のほうに調剤薬局ということでの設置をお願いするということで今公募
している段階なんです。ここが開設した際に常在の薬剤師を村のほうで
活用していきたいということで、特に戻られた方々、食も大切ということで、
村で栄養士は確保したんですが、薬剤師等々がない中で、家庭で薬をど
のように飲んでいられるか、あるいは残薬といったことの管理、健康管
理とあわせて行きたいということと、今サポートセンター等々で行って
いる健康教室、あるいはこれからそれぞれの地区でお茶会とか健康教室、
そういったことも計画しておりますので、そういったところに出向いて
もらった際の報償費という中で計画しておるものであります。

以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 21ページの重機借り上げについてお答え
いたします。

今おたただきましたように、この借り上げについては堆肥運搬に係る借
り上げという形でありまして、一応堆肥の入れてるところは福島市に
ありますフェリスラテ復興牧場のほうから良質な堆肥を村の振興公
社の堆肥場のほうにまず運び入れまして、その後希望される農家
の方々の圃場のほうへ運搬する費用、あとはその振興公社のほう
に保管しておきますので、それらの切り返しなどの重機借り上げ
でござい。

あと、成分調査ということで、作物等によっていろいろ成分の必要
な部分とかありますので、まず堆肥の部分をお料会社のほうに成分
検査などもお願いして調査をしているところでござい。

以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。
これから本案を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第66号 平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第66号平成30年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。
これから本案を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第67号 平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第67号平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。
これから本案を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第10、議案第68号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議長（菅野新一君） 日程第10、議案第68号平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第11、議案第69号 平成29年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12、議案第70号 平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13、議案第71号 平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14、議案第72号 平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15、議案第73号 平成29年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16、議案第74号 平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（菅野新一君） 決算審査特別委員会に付託しておきました日程第11、議案第69号平成29年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第70号平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第71号平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第72号平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第73号平成29年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第74号平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案については一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました議案第69号から議案第74号までの平成29年度一般会計決算認定並びに各特別委員会会計決算認定審査のため、9月10日から12日の3日間にわたり、7人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私佐藤一郎、副委員長に高橋和幸委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過

と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月10日には、各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月11日から12日には、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書などをもとに、村長等に対し総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における基本姿勢と成果、及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針等をただしました。質疑の主なもの、道の駅「までい館」の運営状況、福祉、介護、避難解除後の村内生活環境整備、除染作業の現状と課題、鳥獣被害対策実施隊の強化、学校教育方針等についてでありました。

このほかにも、多くの事業に係る意見・指摘がなされました。

避難指示解除から2年が経過し、長かった避難生活の影響ははかり知れないものがありました。一歩ずつ前を向いての歩みを進めることが大切ではないかと感じました。

本決算の審議を踏まえ、各事業実施に当たっては多角的な視点を持ち、来年度予算、事業展開に反映していただきたいものと思います。

以上を踏まえた結果、議案第69号平成29年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成29年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号平成29年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案については、本決算での平成28年度からの繰り越し事業も含め、全会計で歳出総額200億円を越す決算となり、事業も多岐にわたる中で、おおむね目的に沿って執行されており適切であると認め、各会計とも認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第69号から議案第74号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま報告がありました決算審査について、議案第69号平成29年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言いたします。

職員初め関係者のご苦労は大変なものがあります。全会計歳出総額200億円を超える予算執行であり、総務費44.6%、教育費25%、道の駅や学校、スポーツ公園の施設、いわゆる箱物づくりが全体の60%を超えるものであります。

私たち村民が何をしたわけでもないのに、放射性物質である毒物が大空から放散されたのであります。そういう中でのこの1年間の村民の歩みを見ると、加害者である国が避難解除要件とした1つ目の「放射線量が低下した」と言うが、放射性物質の半減期によ

るもので、その後は放射線量値も横ばいの状態が続いておるわけであります。村の至るところに高濃度箇所が存在し、除染して袋詰めした放射性物質汚染物は230万袋を超えるとも村内に置いたままであるし、村全面積の約85%は原発事故のときのまま除染をしないで放置されたままであります。

2つ目とした「インフラ整備」、できたとしての避難指示解除であるが、買い物はコンビニ2店舗、訪問販売者2業者、あと宅配事業者、診療所は週2回など、とてもインフラ整備が整ったという状況とは言えません。

3つ目は、「村民の合意がおおむね得られた」というお話でありましたけれども、踏み切った避難解除であります。村民の諸事情、不安・不満が多いために、現在に至っても15%ぐらいの帰村率にとどまっております。

このように村民の生活実態を見ても明らかなように、多額の予算を執行したが、村民一人一人の人生を歩む上での財政上、放射能被ばく、なりわい、生活、経済等、心配と不安が続いているのが真実であり実態であります。

この1年での箱物づくりを改め、村民のためになる村民に日常的に寄り添った執行にすること、原発事故による村民の人生、権利が奪われたことにきちんと寄り添って、村民一人一人の人生再生を図るべきであります。

このことを強く求めて、発言を終わります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第69号平成29年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数。お座りください。

よって、本案については認定することに決定しました。

これから、議案第70号平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案について認定することに決定いたしました。

これから、議案第71号平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり

認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

これから、議案第72号平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

これから、議案第73号平成29年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

これから、議案第74号平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◎日程第17、議案第75号 北風と太陽基金条例

議長(菅野新一君) 日程第17、議案第75号北風と太陽基金条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 議案の2ページにある第5条の村内復興(1)、(2)の、広い範囲の事業なのか、この深谷拠点と長泥拠点のための事業という意味なのか、(1)と(2)ですけれども。

総務課長(高橋正文君) (1)、(2)につきましては、そのとおりでございます。

7番(佐藤八郎君) そうしますと、その他村全域なり村民のかかわる事業については、4番の村長が認めることでの出資というふうになるのでしょうか。

総務課長(高橋正文君) ある程度広い間口を持って設置してございますので、ひいては全村民のために使う基金ということで認識しております。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第76号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（菅野新一君） 日程第18、議案第76号飯舘村使用料条例の一部を改正する条例について
の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第77号 飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第19、議案第77号飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例について
の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第78号 飯舘村営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第78号飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第79号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第79号公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第80号 飯館村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第80号飯館村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 14ページにおける、「終了後5月31日までに改める」ですけれども、確認ですけれども、「30日以内」を「終了後5月31日」にした今後のこの条例の使い方と、いいですか考え方をお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） 説明にもございますとおり、指定管理の委託先についてはある程度決算が出るまで、株主総会または理事会等を経て確定するということである程度の日程が必要であったと。30日間では株主総会の日程等でも足りないということで、村の出納

整理期間も5月31日でありますが、その4月、5月の2カ月間をもってその実績が出せるようなということで、延長をするということでもあります。

また、指定管理の委託先にも、そのスケジュール感を持って5月末までには報告できるように、委託の段階でお話をしていくということになっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1番（佐藤健太君） 私からも確認を含めてです。

今八郎議員からもご指摘があったように、期間ということもあったんですけども、業務委託をかけている会社の取締役会などの日にちというか期日という部分で、定款で恐らく3カ月以内という形になるんじゃないかなと思うんですけども、2カ月で果たして間に合うのかどうか。取締役会を開いて報告を受けてそれを提出するという形になると、5月31日までというよりは、もう3カ月以内としたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺のご意見をお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） 一般企業等では定款等で3カ月という決まりをつくっているものもございしますが、村の委託先については、村の出納期間も5月末ということもございしますので、先ほども申し上げましたが、できるだけスケジュール感を持って5月末までに事業報告ができるように、委託の段階からお話をしたいと考えています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第81号 飯舘村老人福祉施設設置条例を廃止する条例

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第81号飯舘村老人福祉施設設置条例を廃止する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第82号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第24、議案第82号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第83号 土地建物の取得について

議長(菅野新一君) 日程第25、議案第83号「土地建物の取得について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第84号 白石第2住宅改修工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第26、議案第84号白石第2住宅改修工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第85号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第85号営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第86号 農業基盤整備促進事業（飯館西部その2）農業用排水施設等整備工事（関根・松塚地区外1）請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第28、議案第86号農業基盤整備促進事業（飯館西部その2）農業用排水施設等整備工事（関根・松塚地区外1）請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 関根・松塚と須萱・二枚橋、2工区になっているわけですが、これの比率は、予算的に比率はわかりますか。

建設課長（高橋祐一君） 工事費の比率に関してはちょっと調べないと今わからない状況になっていますが、議案の説明資料のほうで、12ページのほうなんです、工区ごとの事業量が載っております。松塚工区に関しましては用排水路、排水路を含めて5,095メートル、二枚橋に関しては251メートルで、松塚はそのほかに廃止期間という形になっていますので、ほとんどウエートの的には関根・松塚という形の工事になっております。

6番（渡邊 計君） 後で資料ありましたら提出をお願いします。議長からお願いします。

議長（菅野新一君） わかりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第87号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第29、議案第87号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました件について、内容的に見させていただきますと、元から選挙補充員だった方。

議長（菅野新一君） 佐藤八郎君、教育委員の件です。

7番（佐藤八郎君） 失礼しました。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから本案を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第30、飯館村選挙管理委員及び同補充員選挙

議長（菅野新一君） 日程第30、飯館村選挙管理委員及び同補充員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 推選に対しての異議と申しますか、私としての疑問がありますのでお伺いしておきますけれども、選挙管理委員、選挙管理委員補充員を今までの中では議会の全員協議会で審議され、できれば選挙管理委員が退任とかということになれば、経験ある補充員の中から管理委員を選出するというような流れでありましたけれども、今回は選挙管理委員、補充員で再任される方3名おるにもかかわらず、選挙管理委員の初任者が3名というのは、どういうことでこのような構成になるのか伺っておきます。

議長（菅野新一君） ただいまの佐藤八郎君の質問に答えさせていただきます。

私は、公正な立場で適任と認め選任をいたしました。以上です。

規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

◎休憩の宣告

議長(菅野新一君) では休憩します。

(午前11時15分)

◎再開の宣告

議長(菅野新一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時16分)

議長(菅野新一君) 佐藤八郎君の意見はお伺いしておきました。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に飯館村前田字福田118番地、佐藤和枝さん、飯館村関沢字大橋86番地、今野やよいさん、飯館村飯樋字大平86番地、赤石澤富夫君、飯館村関沢字大橋115番地、伊東利君、以上を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐藤和枝さん、今野やよいさん、赤石澤富夫君、伊東利君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員に飯館村飯樋字町466番地、荒利喜君、飯館村芦原字金沢54番地、大内亮君、飯館村飯樋字西原190番地、高橋けい子さん、飯館村白石字町385番地、濱田幸成君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました荒利喜君、大内亮君、高橋けい子さん、濱田幸成君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

◎日程第31、閉会中の継続審査の件

議長（菅野新一君） 日程第31、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第32、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第32、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員会から、お手元に配付のとおり調査の申し出があります。

お諮りします。委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時23分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時25分）

◎日程第33、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第33、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで閉会します。

ご苦勞さまでした。

（午前11時25分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月14日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野新一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 相良 弘

同 会議録署名議員 佐藤 健太

